

平成29年度

貸金実態調査

報告書

はじめに

近年、福祉分野における人材不足が全国的にも大きな問題となっています。

岡山県におきましても、団塊世代が75歳以上となる2025年に必要とされる介護職員が、4千人以上不足することが見込まれているなど、今後、福祉分野への就労支援をはじめ、職員の資質向上や定着促進、魅力ある職場づくりに向けた取り組み等が一層重要となります。

そこで、本会では、平成24年度に続き、今年度あらためて社会福祉法人が経営する施設・事業所の給与水準等を把握し、法人経営における基盤強化や人材の確保に向けた取り組み等を支援することを目的に、賃金実態調査を実施し、報告書にまとめました。今後の社会福祉法人における「将来の展望とやりがいを持って働くことができる職場環境づくり」の実現に向け、本報告書をお役立ていただければ幸いです。

今後の取り組みとして、本会では第7次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画（平成30年度から5年間）を策定し、質の高い福祉サービスを安定的・継続的に提供できるよう、福祉人材の確保・定着を支援する観点から、中高生など若い世代を中心に福祉の仕事の魅力や正しい理解を積極的に伝えるための取り組みを引き続き行ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本調査の実施にご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会 長 山 岡 治 喜

目次

はじめに	1
調査の概要	4
調査結果	6
1. 職員構成	6
2. 人件費率等	8
3. 給与制度	12
4. 初任給（基本給・時給）	17
5. 諸手当	32
6. 処遇改善加算	42
7. 賞与（期末勤勉手当）	44
8. 退職共済制度・福利厚生制度	50
9. モデル賃金	55
総括	68
参考資料	69
賃金実態調査 調査票	71

<本調査報告について>

この賃金実態調査は、平成19年から5年ごとに実施しているため、定点観測の視点を盛り込みつつ、一部、全産業との比較などを交えながら、県内の社会福祉法人・施設の実態が明確になるよう分析しています。

※なお、この報告書で使用している全国平均は、厚生労働省と経済産業省の統計資料の数値です。また、「適正值(上限値)」では、報告書作成を委託した福祉マネジメントラボの経験値を参考までにお示ししています。

調査の概要

1. 調査の目的

岡山県内において、社会福祉法人が経営する施設・事業所の給与水準等を把握し、各法人において給与制度の検討・確認を行ううえで、参考となる経営指標及び人事管理指標等を提供するとともに、社会福祉経営における基盤の充実強化や経営支援への取り組みの基礎資料とするために実施する。

2. 実施主体

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

3. 協力団体

岡山県社会福祉法人経営者協議会 / 岡山県老人福祉施設協議会

岡山県障害福祉施設等協議会 / 岡山県保育協議会 / 岡山県児童養護施設等協議会

4. 調査対象等

岡山県内において社会福祉法人（指定管理を含む）が経営する次の施設・事業所（平成 29 年 4 月 1 日現在で認可・事業を開始している施設・事業所）

施設・事業所種別		調査数	回収状況
高齢 福祉分野	養護老人ホーム	15	9 (60.0%)
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	194	108 (55.7%)
	軽費老人ホーム (ケアハウス、軽費老人ホーム A 型)	69	41 (59.4%)
	小 計	278	158 (56.8%)
障害 福祉分野	障害者支援施設	49	36 (73.5%)
	障害福祉サービス事業 (就労移行支援一般型、就労継続支援 A 型・B 型)	134	77 (57.5%)
	小 計	183	113 (61.7%)
児童 福祉分野	児童養護施設	9	7 (77.8%)
	保育所・認定こども園	225	132 (58.7%)
	小 計	234	139 (59.4%)
合 計		695	410 (59.0%)

5. 調査期間

平成 29 年 9 月 7 日～ 10 月 6 日

6. 調査方法

郵送により調査票を送付

7. 調査項目

- ・ 基本情報
- ・ 職員構成
- ・ 人件費率等
- ・ 給与制度
- ・ 初任給
- ・ 諸手当
- ・ 賞与（期末勤勉手当）
- ・ 退職共済制度・福利厚生制度
- ・ モデル賃金

※本報告書において、養護老人ホームを「養護老人」、特別養護老人ホームを「特養」、軽費老人ホーム（ケアハウス）を「軽費」、障害者支援施設を「障害支援」、障害福祉サービス事業を「障福サービス」、児童養護施設を「児童養護」、保育所・認定こども園を「保育」と略す。

※本報告書において、「N数」は標本数（サンプル数）を表す。

今回の調査票回収件数は 410 件（施設）。前回の平成 24 年度調査時は 361 件（施設）であり、今回 49 件（施設）増加しました。

調査票回収件数が一番多い施設群は保育所・認定こども園の 132 件、次いで特別養護老人ホームの 108 件、そして障害福祉サービス事業の 77 件という順です。

高齢福祉分野全体の回収率は 56.8%（前回調査時：61.5%）。今回 4.7 ポイント減少。

障害福祉分野全体の回収率は 61.7%（前回調査時：65.2%）。今回 3.5 ポイント減少。

児童福祉分野全体の回収率は 59.4%（前回調査時：57.0%）。今回 2.4 ポイント増加。

■ 調査結果

1. 職員構成

【職員数（3分野別の平均職員数）】

3分野（高齢・障害・児童）の正規職員と非正規職員の平均人数と職員種別（正規・非正規）の分布状況を10人未満から50人以上まで10人刻みで調査しています。

- 高齢福祉分野の職員数の平均は、10人未満と30人～40人未満の施設の割合が一番多く30施設、19.0%ですが、50人以上の施設も27施設、17.1%あり、ほぼ均等に分布していることが分かります。
- 障害福祉分野の職員数の平均は、10人未満の施設の割合が過半数を占めており、60施設、53.6%という結果です。
- 児童福祉分野の職員数の平均は、20人～30人未満の施設が約半数で64施設、47.1%という結果です。

【職員の構成】

正規職員と非正規職員の構成（常勤非常勤比率）は以下の通りです。

- 高齢福祉分野の平均は、正規76.8%、非正規23.2%ですので概ね8：2という結果です。これは、前回24年度調査時とほぼ同様です。
 - 障害福祉分野の平均は、正規66.2%、非正規33.8%ですので概ね7：3という結果です。こちらも前回同様で変化はありません。
 - 児童福祉分野の平均も正規72.3%、非正規27.7%ですので概ね7：3という結果です。こちらも前回同様で変化はありません。
- ※過去2回の調査同様、障害福祉分野と児童福祉分野（主に保育所・認定こども園）の施設は、特別養護老人ホーム等の高齢福祉分野の施設より非常勤化が進んでいるということが分かりました。

【正規職員の平均勤続年数】

各施設別の正規職員の平均勤続年数は以下の通りです。

一般的に勤続年数は職員の定着状況を表しますので、職場の働き易さや職員のモチベーションと関連するといわれていますが、一方で人件費率が高くなるという課題もあります。

- 勤続年数が一番長いのは児童養護施設で10.6年です。ちなみに前回調査時は7.2年でした。
- 二番目に長いのは障害者支援施設と保育所・認定こども園の9.8年です。前回調査時は10.4年（障害者支援施設）と9.7年（保育所・認定こども園）でした。
- 高齢福祉分野で一番長いのは軽費老人ホームの8.5年です。前回調査時は6.9年でした。
- 次いで特別養護老人ホームの6.8年となっています。前回調査時は6.1年でした。
- 一番短かったのは養護老人ホームの6.7年です。ちなみに前回調査では7.8年でした。
- 地区別で見て一番長いのは美作地域の保育所・認定こども園で12.3年でした。

全産業の勤続年数の全国平均は、11.9年（男性：13.3年、女性：9.3年）「出展：平成28年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省」で、特別養護老人ホームの平均勤続年数の1.8倍です。

1) 職員数 (分野×平均職員数)

※これより右の人数は正規と非正規の合計人数

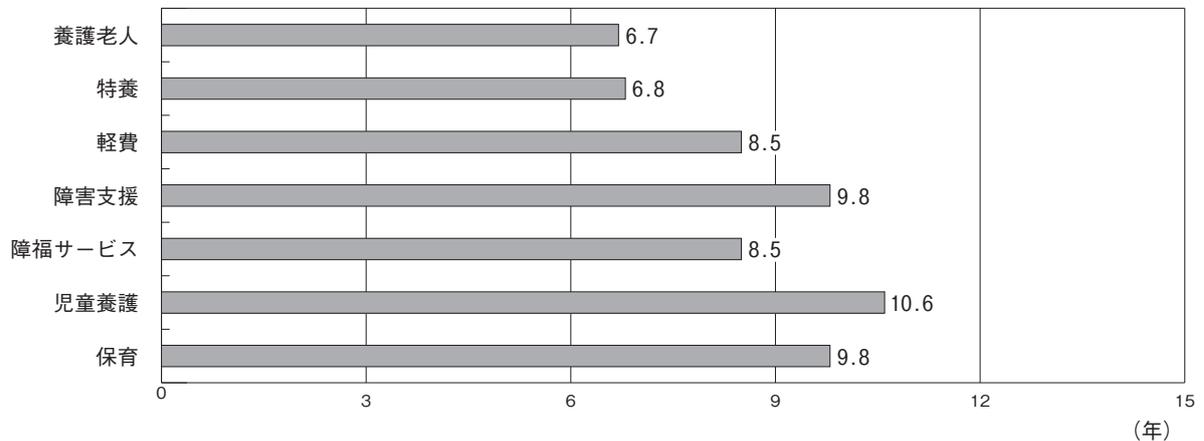
	10人未満	10人～ 20人未満	20人～ 30人未満	30人～ 40人未満	40人～ 50人未満	50人以上	無効
高齢福祉	19.0% (30)	13.3% (21)	17.7% (28)	19.0% (30)	13.9% (22)	17.1% (27)	(0)
障害福祉	53.6% (60)	14.3% (16)	8.9% (10)	7.1% (8)	7.1% (8)	8.9% (10)	%外 (1)
児童福祉	2.9% (4)	11.0% (15)	47.1% (64)	22.1% (30)	15.4% (21)	1.5% (2)	%外 (3)

2) 職員の構成 (分野×雇用区分×地域区分)

※これより右は各地域の合計数に対する正規職員の割合

	正 規 職員数	非正規 職員数	N数	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
高齢福祉	3,926.5人 76.8%	1,183.7人 23.2%	5,110.2	81.1% (996.9人)	75.1% (564.5人)	79.9% (604.4人)	77.4% (712.0人)	72.2% (1,048.6人)
障害福祉	1,327.1人 66.2%	676.2人 33.8%	2,003.3	69.0% (392.3人)	74.8% (135.1人)	52.1% (185.0人)	63.3% (256.7人)	71.8% (316.0人)
児童福祉	2,826.4人 72.3%	1,082.9人 27.7%	3,909.3	76.7% (1,013.5人)	72.3% (1,001.1人)	68.3% (173.0人)	70.8% (384.8人)	62.6% (254.0人)

3) 正規職員の平均勤続年数 (施設種類×地域区域)



	平均勤続年数	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	6.7年	7.0年	8.5年	8.9年	4.2年	5.7年
特 養	6.8年	5.9年	5.8年	6.7年	7.2年	7.7年
軽 費	8.5年	8.7年	6.9年	8.2年	9.3年	8.9年
障害支援	9.8年	9.7年	5.1年	10.5年	11.8年	9.5年
障福サービス	8.5年	7.9年	7.5年	7.4年	12.0年	7.8年
児童養護	10.6年	10.3年	10.0年	11.8年	—	11.4年
保 育	9.8年	9.0年	9.8年	8.6年	10.0年	12.3年

2. 人件費率等

【人件費率】

人件費率は職員処遇と労働生産性の双方において重要な経営指標です。人件費率は特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設などの入所施設の場合は60%までが適正值（上限値）と考えられます。養護老人ホームや軽費老人ホームの場合は、職員配置が少ないため50%程度が適正と考えられます。また、保育所・認定こども園は70%です。

各施設別の平均人件費率は以下の通りです。

- 人件費率が一番高い施設は保育所・認定こども園の74.4%です。前回調査時は69.1%でしたのでその差5.3%増加しています。
- 逆に人件費率が一番低い施設は養護老人ホームの52.1%（前回57.6%）です。
- 特別養護老人ホームは67.4%で前回の63.0%より4.4%増加しました。地区別に見ると倉敷市が69.2%で一番高く、備前が65.7%と一番低い結果です。備前を除く全ての地域で前回調査時と比べて3～7%増加しています。
- 養護老人ホームと障害福祉サービス事業以外は、前回調査時と比較して増加しています。

【定期昇給】

定期昇給額は職員の処遇向上と労働市場における競争力に関係する経営指標です。

各施設別の平均昇給額は以下の通りです。

- 保育所・認定こども園の平均昇給額が5,865円と一番高い結果です。ちなみに前回調査では、障害福祉サービス事業の6,210円が一番高い結果でした。
- 一番低い平均昇給額は養護老人ホームの3,614円です。ちなみに前回調査では、軽費老人ホームの2,635円が一番低い結果でした。
- 障害者支援施設と障害福祉サービス事業以外は前回調査と比較して全て平均昇給額が上昇しています。
- 3分野の平均昇給額は4,487円です。

中小企業（8,310社）の昇給額の全国平均は、4,599円「出展：中小企業の雇用状況に関する調査 平成29年10月 経済産業省」です。大差ありません。

【委託費率】

委託費率とは施設や事業所内部で賄える調理や清掃あるいは送迎といった業務を外部に委託することで発生する費用比率です。したがって人件費率と同じ労務コストと考えるべき費用です。これも人件費率と同様に生産性に影響を及ぼす経営指標です。ちなみに給食調理の委託費率は収入に対して5～8%の範囲が適正值と考えられます。清掃委託は1%以内です。

各施設別の平均委託費率は以下の通りです。

- 委託費率の平均が一番高い施設は養護老人ホームの10.9%です。前回調査時は18.4%でしたのでその差7.5%も下がりました。
- 一番低い施設は児童養護施設の1.7%（前回0.5%）です。児童養護施設の場合、間接業務のほとんどを職員で賄っていることが見てとれます。
- 特別養護老人ホームの平均は6.9%で前回の5.4%より1.5%増加しました。地区別に見ると美作が3.7%と一番低く（前回4.1%）、備中が13.1%で一番高い結果です（備中18施設の平均）。
- 養護老人ホームと軽費老人ホーム以外は前回調査時と比較して増加しました。

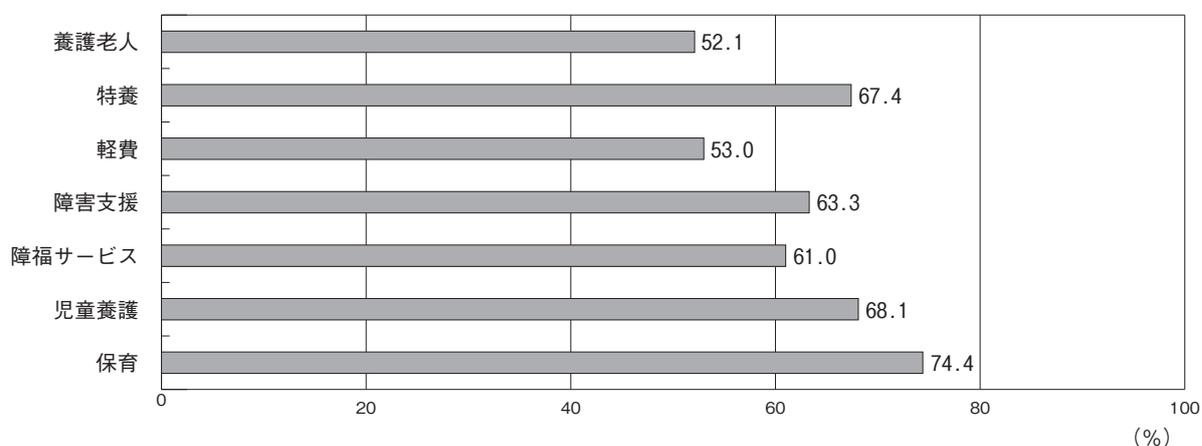
【人件費率と委託費率の合算】

人件費率と委託費率を合算したものが施設の純粋な労務コストです。この二つを合算した比率は生産性に関する重要な経営指標になります。この労務コスト（人件費率+委託費率）は特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設などの入所施設の場合は65%までが適正值（上限値）と考えられます。養護老人ホームや軽費老人ホームの場合は、職員配置が少ないため55%程度が適正と考えられます。保育所・認定こども園は75%です。

各施設別の人件費率と委託費率の合算の平均値は以下の通りです。

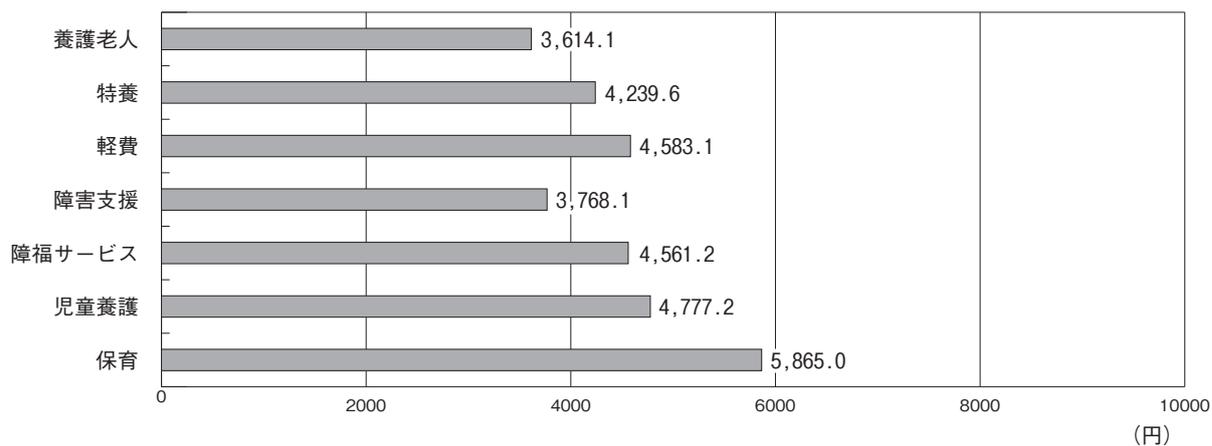
- 平均が一番高い施設は保育所・認定こども園の81.3%（前回71.4%）でした。約10%増加しました。
- 一方、一番低い施設は軽費老人ホームの61.7%（前回54.9%）です。6.8%増加しています。
- 特別養護老人ホームの平均は74.3%です。前回調査時は、67.7%でしたので6.6%増加しています。
- 障害福祉サービス事業の65.3%だけが適正值（上限値）の範囲内に収まっています。

1) 人件費率



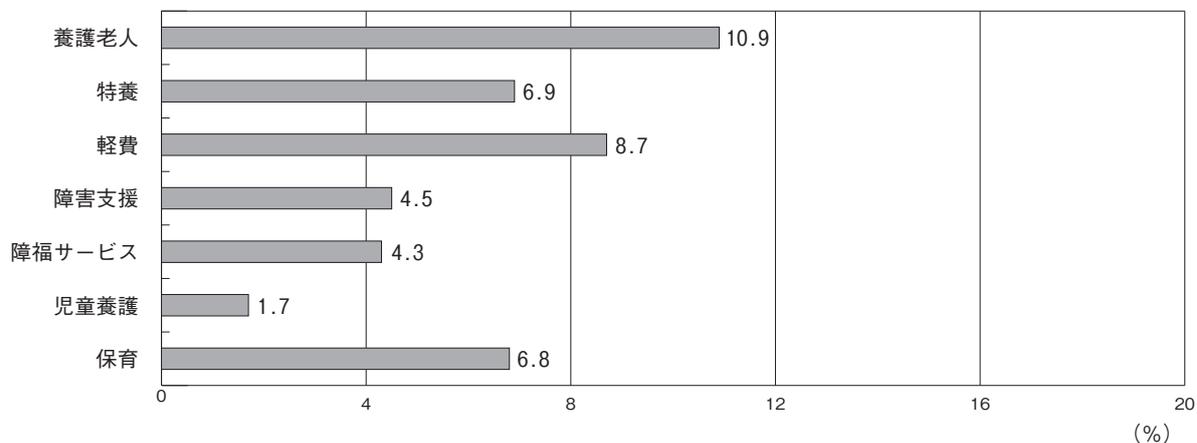
	平均人件費率	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	52.1%	56.6%	40.8%	59.2%	48.2%	50.3%
特 養	67.4%	66.6%	69.2%	65.7%	66.0%	69.0%
軽 費	53.0%	52.4%	41.5%	48.3%	53.2%	61.3%
障害支援	63.3%	64.6%	63.7%	61.1%	60.4%	65.5%
障福サービス	61.0%	58.7%	60.0%	64.9%	63.1%	63.3%
児童養護	68.1%	64.8%	79.1%	65.2%	—	73.1%
保 育	74.4%	70.6%	77.0%	68.3%	75.8%	75.4%

2) 平均定期昇給額と平均定期昇給率



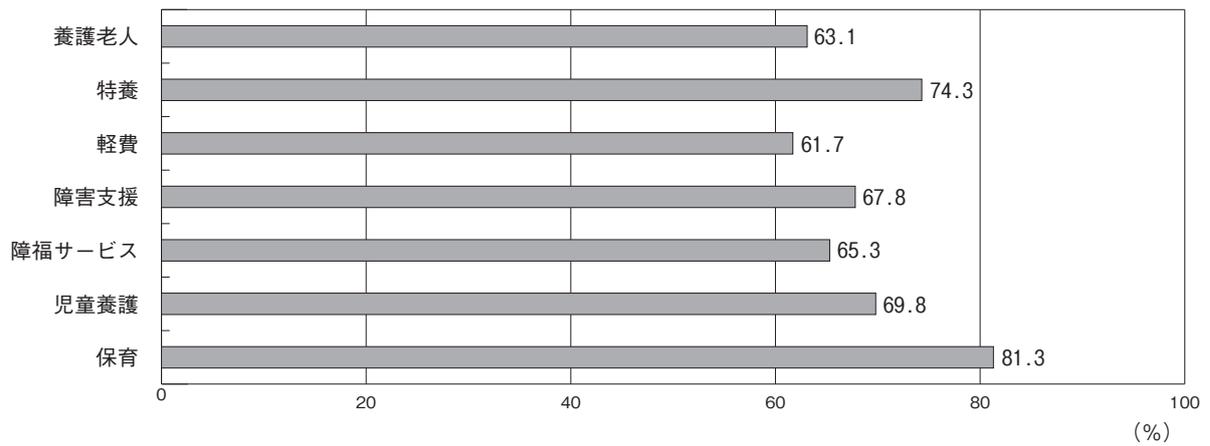
	平均定期昇給額 (円)	平均定期昇給率 (%)
養護老人	3,614.1	1.4
特 養	4,239.6	1.5
軽 費	4,583.1	1.6
障害支援	3,768.1	1.6
障福サービス	4,561.2	1.5
児童養護	4,777.2	2.1
保 育	5,865.0	2.7

3) 委託費率



	平均委託費率	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	10.9%	7.6%	23.5%	13.0%	11.2%	5.7%
特 養	6.9%	5.6%	10.7%	5.1%	13.1%	3.7%
軽 費	8.7%	7.2%	13.9%	10.9%	10.3%	5.2%
障害支援	4.5%	4.6%	3.3%	4.6%	6.4%	3.1%
障福サービス	4.3%	5.1%	2.3%	2.1%	1.5%	13.5%
児童養護	1.7%	2.2%	1.0%	1.0%	—	1.2%
保 育	6.8%	4.2%	9.2%	19.8%	5.6%	1.2%

4) 人件費率と委託費率の合算



	平均人件費率 +平均委託費率	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	63.1%	64.2%	64.3%	72.2%	59.4%	56.0%
特 養	74.3%	72.2%	79.9%	70.8%	79.1%	72.7%
軽 費	61.7%	59.6%	55.4%	59.3%	63.5%	66.5%
障害支援	67.8%	69.3%	67.0%	65.7%	66.8%	68.6%
障福サービス	65.3%	63.7%	62.3%	67.0%	64.6%	76.8%
児童養護	69.8%	67.0%	80.1%	66.2%	—	74.3%
保 育	81.3%	74.8%	86.2%	88.1%	81.4%	76.7%

3. 給与制度

給与制度や給与表（俸給表）は、職員処遇と労働生産性の双方に深い関わりのある制度です。3分野の施設・法人がそれぞれどのような給与制度を採用しているかその実態を調査した結果を示します。

【給与制度の骨格】

給与制度の骨格は以下の4つに分類しています。

1. 年功序列型給与：これは主に措置制度下に採用されていた給与制度です。
2. 人事考課の結果を給与（昇給・昇格）及び賞与に反映：これは一般の多くの民間企業で採用されている給与制度です。
3. 人事考課の結果を賞与のみに反映：これは2と比較して人事考課の結果を賞与の査定にのみ反映している給与制度です。
4. その他：上記の1～3までのいずれにも該当しない給与制度です。

各分野別の実態は以下の通りです。

<高齢福祉分野> 全 173 施設

- 「1. 年功序列型給与」を使っている施設は 52 施設、30.1%です。前回調査時は 26.8%でしたので割合としては増加しています。
- 「2. 人事考課の結果を給与及び賞与に反映する」の一般企業型の給与制度を導入している施設数が一番多く 91 施設、52.6%です。前回調査時は 57.2%でしたので割合としては減少しています。
- 「3. 人事考課の結果を賞与のみに反映する」の給与制度を導入している施設数は 20 施設で 11.6%に留まっています。前回調査時は 11.0%でしたのでほぼ前回同様の結果です。
- 「4. その他」の給与制度を導入している施設数は 10 施設で 5.8%に留まっています。前回調査時は 5.0%でしたのでほぼ前回同様の結果です。

<障害福祉分野> 全 118 施設

- 「1. 年功序列型給与」を使っている障害福祉分野の施設が一番多く 63 施設、53.4%の割合です。前回調査では 56.1%でしたので若干減少しました。
- 「2. 人事考課の結果を給与及び賞与に反映する」は、31 施設、26.3%の割合です。前回調査でも 30 施設で 26.3%と同様の結果でした。
- 「3. 人事考課の結果を賞与のみに反映する」の給与制度を導入している施設数は 14 施設で 11.9%に留まっています。しかしながら前回調査時は 5.3%でしたので割合としては増加しています。
- 「4. その他」の給与制度を導入している施設数は 10 施設と 8.5%に留まっています。前回調査では 14 施設、12.3%の割合でしたので「3. 人事考課の結果を賞与のみに反映する」の給与制度に移行した施設が増えたのではないかと推測されます。

<児童福祉分野> 全 137 施設

- 「1. 年功序列型給与」を使っている児童福祉分野の施設が一番多く 91 施設、66.4%です。前回調査では 77 施設、62.6%の結果でした。
- 「2. 人事考課の結果を給与及び賞与に反映する」は、32 施設、23.4%です。前回調査では 28 施設、22.8%の結果でしたのでほぼ前回同様の結果です。
- 「3. 人事考課の結果を賞与のみに反映する」の給与制度を導入している施設数は 8 施設で 5.8%に留まっています。前回調査時は 10 施設、8.1%でしたので若干減少しました。
- 「4. その他」の給与制度を導入している施設数は 6 施設と 4.4%に留まっています。前回調査では 8 施設で 6.5%の割合でしたので若干減少しました。

※傾向としては特別養護老人ホームを中心とした高齢福祉分野で一般企業化が最も進んでおり、その次が障害福祉分野、最後は措置制度が残っている児童福祉分野という結果です。

【法人の給与制度（給与表の種類）】

どのような給与表を使用しているか以下の4つに分類しています。

1. 法人で統一した給与制度で運用（複数種別の施設を経営）：これは複数の異なった種別の施設を経営しながら給与制度は統一されているというものです。
2. 法人で統一した給与制度で運用（同一種別の施設のみ経営）：これは同一種別の施設を複数経営して給与制度も統一されているというものです。
3. 法人内の種別施設ごとの給与制度で運用：これは法人で統一されていないで各施設各々の給与制度で運用されているというものです。
4. その他：上記の1～3までのいずれにも該当しない給与制度です。
各分野別の実態は以下の通りです。

<高齢福祉分野> 全 158 施設

- 「1. 法人で統一した給与制度で運用（複数種別の施設を経営）」が一番多く、124 施設、78.5%です。前回調査では 108 施設で 78.8%の割合でしたので同様の結果です。
- 「2. 法人で統一した給与制度で運用（同一種別の施設のみ経営）」が次に多く、21 施設、13.3%です。前回調査では 18 施設で 13.1%の割合でしたのでこちらも変化はありません。
- 「3. 法人の種別施設ごとの給与制度で運用」は 13 施設、8.2%です。前回調査では 10 施設で 7.3%の割合でしたのでほぼ同様の結果です。
- 「4. その他」は 0 という結果です。前回調査では 1 施設ありました。

<障害福祉分野> 全 113 施設

- 「1. 法人で統一した給与制度で運用（複数種別の施設を経営）」が一番多く、95 施設、84.1%です。前回調査では 85 施設、77.3%の結果でしたので割合としては増加しています。
- 「2. 法人で統一した給与制度で運用（同一種別の施設のみ経営）」が、12 施設、10.6%です。前回調査では 13 施設で 11.8%の割合でしたのでほぼ同様の結果です。
- 「3. 法人の種別施設ごとの給与制度で運用」は 5 施設、4.4%です。前回調査では 7 施設で 6.4%の割合でしたので若干減少しました。
- 「4. その他」は 1 施設のみという結果です。前回調査では 5 施設ありました。

<児童福祉分野> 全 136 施設

- 「1. 法人で統一した給与制度で運用（複数種別の施設を経営）」は 37 施設、27.2%です。前回調査では 33 施設、27.9%の結果でしたのでほぼ同様の結果です。
- 「2. 法人で統一した給与制度で運用（同一種別の施設のみ経営）」が一番多く、72 施設、52.9%です。前回調査では、67 施設、56.8%の割合でしたので大きな変化はありません。
- 「3. 法人の種別施設ごとの給与制度で運用」は 18 施設、13.2%です。前回調査では 10 施設で 8.5%の割合でしたので約 5%増加しました。
- 「4. その他」は 9 施設、6.6%です。前回調査では 8 施設、6.8%で変化はありません。

【給与表の種類（その性質）】

さらに給与表（俸給表）の性質として以下の5つに分類しています。

1. 公務員の給与表を準用または参考に、職種別に複数の給与表を作成：最も公務員準拠の俸給表に近い給与表です。措置制度の時代に主に使われていたものです。

2. 公務員の給与表を準用または参考に、職種に関係なく共通の給与表を作成：1と比較して職種で区別することなく、法人施設で一本化した給与表です。
3. 法人独自に、職種別に複数の給与表を作成：法人で独自に作成した給与表で職種別に給与表が分かれているというものです。
4. 法人独自に、職種に関係なく共通の給与表を作成：法人で独自に作成した給与表で共通した1つの給与表です。一般の多くの民間企業で採用されている形態です。
5. その他：上記の1～4までのいずれにも該当しない給与表です。
各分野別の実態は以下の通りです。

<高齢福祉分野> 全 159 施設

- 一番多いのは「3. 法人独自に、職種別に複数の給与表」を導入している施設数が 64 施設、40.3%です。
- 次に多いのが「4. 法人独自に、職種に関係なく共通の給与表」が 53 施設、33.3%です。
- 「1. 公務員の給与表を準用または参考に、職種別に複数の給与表」の最も公務員俸給表に準じた給与表を導入している施設数は 18 施設、11.3%あります。
- 「2. 公務員の給与表を準用または参考に、職種に関係なく共通の給与表」を導入している施設数は 17 施設、10.7%です。
- 「5. その他」の給与表を導入している施設数は 7 施設、4.4%あります。
- ※ 3と4の法人独自の給与表を導入している施設・事業所を合わせると 73.6%、全体の 3/4 を占めています。また、1と2の公務員準拠の給与表を導入している施設・事業所を合わせると 22.0%、全体の 2割という結果です。

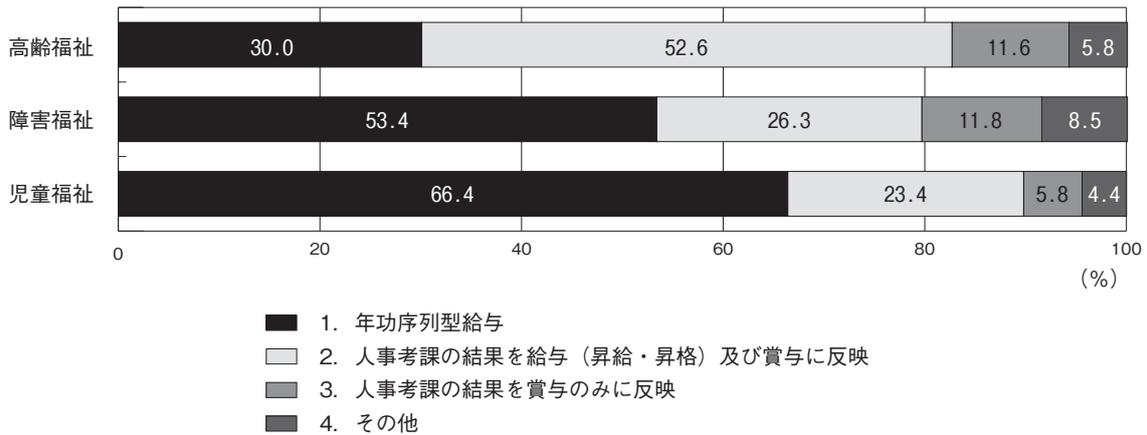
<障害福祉分野> 全 112 施設

- 一番多いのは「4. 法人独自に、職種に関係なく共通の給与表」を導入している施設数が 42 施設、37.5%です。
- 次に多いのが「2. 公務員の給与表を準用または参考に、職種に関係なく共通の給与表」が 39 施設、34.8%です。
- 「1. 公務員の給与表を準用または参考に、職種別に複数の給与表」の最も公務員俸給表に準じた給与表を導入している施設数は 18 施設、16.1%あります。
- 「3. 法人独自に、職種別に複数の給与表」を導入している施設数は 11 施設、9.8%です。
- 「5. その他」の給与表を導入している施設数は 2 施設、1.8%です。
- ※ 3と4の法人独自の給与表を導入している施設・事業所を合わせると 47.3%、全体の約半数です。また、1と2の公務員準拠の給与表を導入している施設・事業所を合わせると 50.9%、全体の 5割強という結果です。障害福祉分野の施設の場合、法人独自の給与表と公務員準拠の給与表が半々という結果です。

<児童福祉分野> 全 131 施設

- 一番多いのは高齢福祉分野と同じく「3. 法人独自に、職種別に複数の給与表」を導入している施設数で 43 施設、32.8%の割合です。
- 次に多いのは「1. 公務員の給与表を準用または参考に、職種別に複数の給与表」の最も公務員俸給表に準じた給与表を導入している施設数で 31 施設、23.7%あります。
- 「4. 法人独自に、職種に関係なく共通の給与表」が 16 施設、12.2%です。
- 「2. 公務員の給与表を準用または参考に、職種に関係なく共通の給与表」を導入している施設数は 15 施設、11.5%です。
- 「5. その他」の給与表を導入している施設数は 26 施設、19.8%あります。
- ※ 3と4の法人独自の給与表を導入している施設・事業所を合わせると 45.0%、全体の約半数です。また、1と2の公務員準拠の給与表を導入している施設・事業所を合わせると 35.2%という結果です。児童福祉分野の施設の場合、その他の給与表の割合が約 2割あり、他と比較して多いのが特徴です。

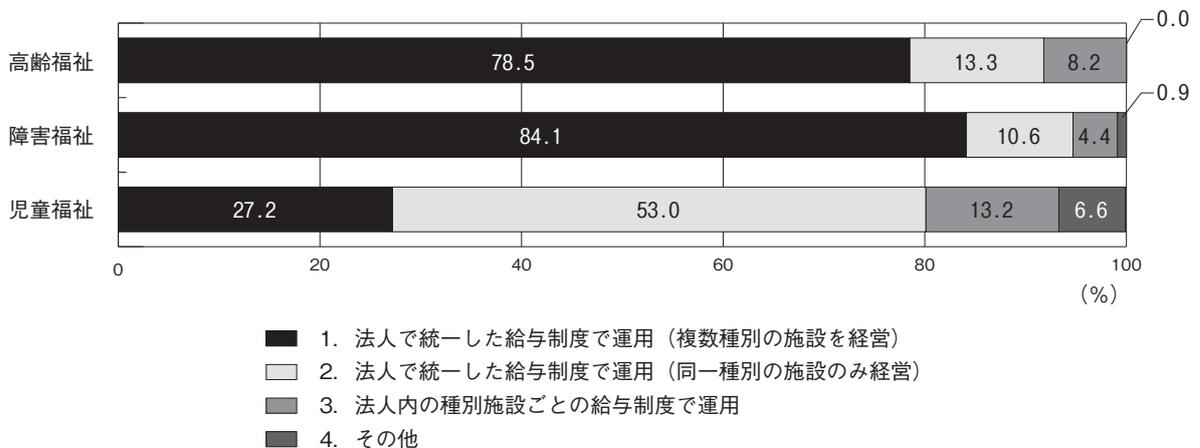
1) 給与制度の骨格



	1	2	3	4
高齢福祉	52	91	20	10
障害福祉	63	31	14	10
児童福祉	91	32	8	6

1. 年功序列型給与
2. 人事考課の結果を給与(昇給・昇格)及び賞与に反映
3. 人事考課の結果を賞与のみに反映
4. その他

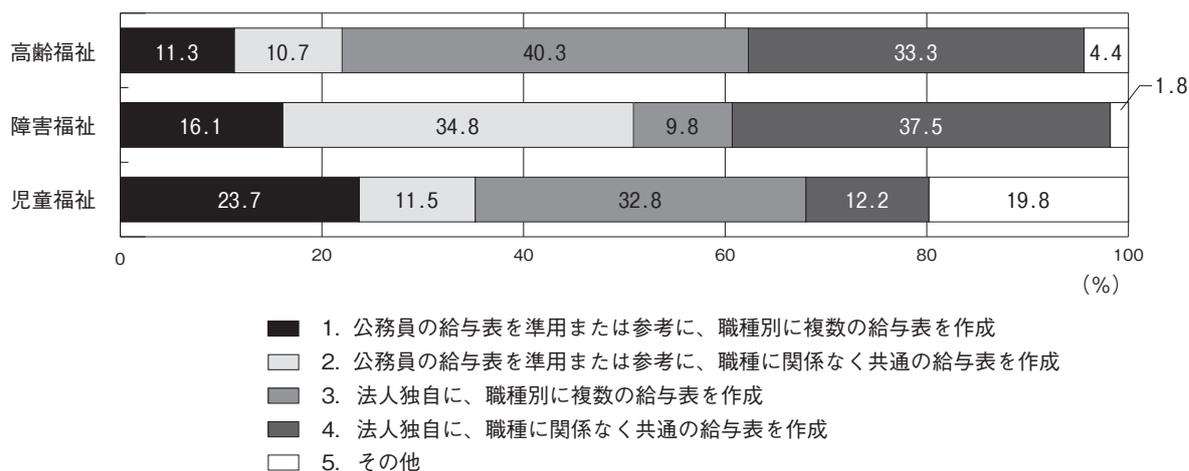
2) 法人の給与制度



	1	2	3	4
高齢福祉	124	21	13	0
障害福祉	95	12	5	1
児童福祉	37	72	18	9

1. 法人で統一した給与制度で運用(複数種別の施設を経営)
2. 法人で統一した給与制度で運用(同一種別の施設のみ経営)
3. 法人内の種別施設ごとの給与制度で運用
4. その他

3) 給与表の種類



	1	2	3	4	5
高齢福祉	18	17	64	53	7
障害福祉	18	39	11	42	2
児童福祉	31	15	43	16	26

1. 公務員の給与表を準用または参考に、職種別に複数の給与表を作成
2. 公務員の給与表を準用または参考に、職種に関係なく共通の給与表を作成
3. 法人独自に、職種別に複数の給与表を作成
4. 法人独自に、職種に関係なく共通の給与表を作成
5. その他

4. 初任給（基本給・時給）

【基本給と初任給】

基本給と初任給は、職員処遇と労働市場における競争力と深い関わりのある項目です。

初任給（所定内給与）とは、基本給に加えて交通費を除く所定内で支払われる全ての手当が含まれます。新卒者が就職を検討する際の一つの目安になります。

【基本給】

基本給は初任給とは別の意味で重要な金額です。基本給には、賞与や退職金支給の算定根拠になったり、定率で支給している時間外手当や管理職手当や調整手当といった手当額と連動する性質があります。

ここでは新規学卒者の基本給を施設種別ごとに職種別及び学歴別（大学卒、短大・専門校卒、高校卒）の平均値で示します。

以下に代表的なケースを取り上げて見ていきます。この見方を参考に自法人・施設の基本給を検討する際の判断材料にして頂ければと思います。

<特別養護老人ホームの介護職員の場合> 施設数 107 件

○大学卒の場合、137,800 円（最低額）～ 183,100 円（最高額）の範囲でその差は 45,300 円の開きがあります。平均額は 161,213 円です。前回調査時の平均額は 160,599 円でその差 614 円上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、134,000 円（最低額）～ 174,440 円（最高額）の範囲でその差は 40,440 円も開きがあります。平均額は 155,256 円です。前回調査時の平均額は 154,164 円でその差 1,092 円上昇しました。

○高校卒の場合、127,000 円（最低額）～ 170,500 円（最高額）の範囲でその差は 43,500 円あります。平均額は 148,652 円です。前回調査時の平均額は 147,772 円でその差 880 円上昇しました。

○特別養護老人ホームの場合、基本給が前回調査時と比較して 1,000 円前後しか上がっていないという結果になりました。他 2 分野が 10,000 円前後上がっているのに比べると特徴的です。

<高齢福祉分野の各施設介護職員を比較した場合>

○短大・専門校卒の介護職員の平均額で比較すると一番高い施設は軽費老人ホームの 157,729 円、次いで特別養護老人ホームの 155,256 円、最後に養護老人ホームの 153,325 円の順です。

<障害者支援施設の生活支援員の場合> 施設数 35 件

○大学卒の場合、160,000 円（最低額）～ 201,900 円（最高額）の範囲でその差は 41,900 円の開きがあります。平均額は 179,519 円です。前回調査時の平均額は 165,191 円でその差 14,328 円上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、142,800 円（最低額）～ 191,900 円（最高額）の範囲でその差は 49,100 円も開きがあります。平均額は 163,707 円です。前回調査時の平均額は 151,306 円でその差 12,401 円上昇しました。

○高校卒の場合、134,000 円（最低額）～ 181,900 円（最高額）の範囲でその差は 47,900 円の開きがあります。平均額は 156,145 円です。前回調査時の平均額は 144,769 円でその差 11,376 円上昇しました。

<障害福祉サービス事業の生活支援員の場合> 施設数 66 件

○大学卒の場合、137,800 円（最低額）～ 201,900 円（最高額）の範囲でその差は 64,100 円の開きがあります。平均額は 180,817 円です。前回調査時の平均額は 170,133 円でその差 10,684 円上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、142,800 円（最低額）～ 200,000 円（最高額）の範囲でその差は 57,200 円の開きがあります。平均額は 171,183 円です。前回調査時の平均額は 157,559 円でその差 13,624 円上昇しました。

○高校卒の場合、134,000 円（最低額）～ 200,000 円（最高額）の範囲でその差は 66,000 円の開きがあります。平均額は 165,326 円です。前回調査時の平均額は 148,415 円でその差 16,911 円上昇しました。

<障害福祉分野の各施設の生活支援員を比較した場合>

○大学卒の生活支援員の平均額で比較すると障害者支援施設が 179,519 円、障害福祉サービス事業が 180,817 円という結果です。

＜児童養護施設の児童指導員の場合＞ 施設数 7 件

○大学卒の場合、183,300 円（最低額）～ 195,464 円（最高額）の範囲でその差は 12,164 円の開きがあります。平均額は 190,232 円です。前回調査時の平均額は 176,109 円でその差 14,123 円上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、175,400 円（最低額）～ 180,412 円（最高額）の範囲でその差は 5,012 円の開きがあります。平均額は 177,104 円です。前回調査時の平均額は 159,682 円でその差 17,422 円上昇しました。

＜保育所・認定こども園の保育士の場合＞ 施設数 126 件

○大学卒の場合、151,000 円（最低額）～ 192,000 円（最高額）の範囲でその差は 41,000 円の開きがあります。平均額は 175,435 円です。前回調査時の平均額は 166,317 円でその差 9,118 円上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、148,000 円（最低額）～ 192,220 円（最高額）の範囲でその差は 44,220 円の開きがあります。平均額は 169,169 円です。前回調査時の平均額は 157,654 円でその差 11,515 円上昇しました。

＜児童福祉分野の各施設の保育士を比較した場合＞

○短大・専門校卒の保育士の平均額で比較すると児童養護施設が 176,677 円、保育所・認定こども園が 169,169 円という結果です。

【初任給】

ここでは新規学卒者の初任給（所定内給与）を施設種別ごとに職種別及び学歴別（大学卒、短大・専門校卒、高校卒）の平均値で示します。

以下に代表的なケースを取り上げて見ていきます。この見方を参考に自法人・施設の初任給を検討する際の判断材料にして頂ければと思います。

＜特別養護老人ホームの介護職員の場合＞ 施設数 107 件

○大学卒の場合、158,600 円（最低額）～ 249,800 円（最高額）の範囲でその差は 91,200 円の開きがあります。平均額は 203,524 円です。前回調査時の平均額は 184,700 円でその差 18,824 円も上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、152,600 円（最低額）～ 241,000 円（最高額）の範囲でその差は 88,400 円も開きがあります。平均額は 196,947 円です。前回調査時の平均額は 178,272 円でその差 18,675 円も上昇しました。

○高校卒の場合、146,700 円（最低額）～ 232,000 円（最高額）の範囲でその差は 85,300 円あります。平均額は 189,900 円です。前回調査時の平均額は 171,188 円でその差 18,712 円も上昇しました。

＜高齢福祉分野の各施設の介護職員を比較した場合＞

○短大・専門校卒の介護職員の平均額で比較すると一番高い施設は特別養護老人ホームの 196,947 円、次いで軽費老人ホームの 191,487 円、最後に養護老人ホームの 187,838 円の順です。

＜障害者支援施設の生活支援員の場合＞ 施設数 35 件

○大学卒の場合、167,800 円（最低額）～ 237,000 円（最高額）の範囲でその差は 69,200 円の開きがあります。平均額は 207,242 円です。前回調査時の平均額は 193,738 円でその差 13,504 円も上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、148,500 円（最低額）～ 227,000 円（最高額）の範囲でその差は 78,500 円も開きがあります。平均額は 190,621 円です。前回調査時の平均額は 178,576 円でその差 12,045 円も上昇しました。

○高校卒の場合、138,800 円（最低額）～ 217,000 円（最高額）の範囲でその差は 78,200 円の開きがあります。平均額は 183,347 円です。前回調査時の平均額は 168,489 円でその差 14,858 円も上昇しました。

＜障害福祉サービス事業の生活支援員の場合＞ 施設数 66 件

○大学卒の場合、155,868 円（最低額）～ 235,600 円（最高額）の範囲でその差は 79,732 円の開きがあります。平均額は 200,964 円です。前回調査時の平均額は 180,356 円でその差 20,608 円も上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、153,800 円（最低額）～ 211,000 円（最高額）の範囲でその差は 57,200 円の開きがあります。平均額は 191,451 円です。前回調査時の平均額は 167,422 円でその差 24,029 円も上昇し

ました。

○高校卒の場合、146,640円(最低額)～210,000円(最高額)の範囲でその差は63,360円の開きがあります。平均額は181,788円です。前回調査時の平均額は157,492円でその差24,296円も上昇しました。

＜障害福祉分野の各施設の生活支援員を比較した場合＞

○大学卒の生活支援員の平均額で比較すると障害者支援施設が207,242円、障害福祉サービス事業が200,964円という結果です。

＜児童養護施設の児童指導員の場合＞ 施設数7件

○大学卒の場合、183,300円(最低額)～263,877円(最高額)の範囲でその差は80,577円の開きがあります。平均額は214,971円です。前回調査時の平均額は205,840円でその差9,131円上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、175,500円(最低額)～223,400円(最高額)の範囲でその差は47,900円の開きがあります。平均額は198,808円です。前回調査時の平均額は178,084円でその差20,724円も上昇しました。

＜保育所・認定こども園の保育士の場合＞ 施設数126件

○大学卒の場合、153,200円(最低額)～205,440円(最高額)の範囲でその差は52,240円の開きがあります。平均額は184,478円です。前回調査時の平均額は175,686円でその差8,792円上昇しました。

○短大・専門校卒の場合、150,000円(最低額)～196,880円(最高額)の範囲でその差は46,880円の開きがあります。平均額は177,599円です。前回調査時の平均額は166,679円でその差10,920円上昇しました。

＜児童福祉分野の各施設の保育士を比較した場合＞

○短大・専門校卒の保育士の平均額で比較すると児童養護施設が199,915円、保育所・認定こども園が177,599円という結果です。

○初任給は3分野全てで前回調査時より10,000円以上上昇しています。処遇改善加算による上昇と考えられます。

ちなみに初任給の全産業平均額は、大学卒：203,400円、短大・専門校卒：176,900円、高校卒：161,300円「出展：平成28年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省」ですので、全国平均と比較すると概ね高いという結果です。

【基本給（地区別）】

ここでは新規学卒者の基本給を地区別の平均値で示します。

＜地区別で特別養護老人ホームを比較した場合＞

○基本給の平均額が一番高いのは岡山市で165,239円、一番低いのは備中地域の158,677円でその差6,562円です。

＜障害福祉分野の地区別で比較した場合＞

○基本給が一番高い施設は倉敷市の障害福祉サービス事業で186,102円、一番低い施設は備中地域の障害福祉サービス事業の166,371円でその差19,731円です。

【初任給（地区別）】

ここでは新規学卒者の初任給（所定内給与）を地区別の平均値で示します。

＜地区別で特別養護老人ホームを比較した場合＞

○初任給の平均額が一番高いのは岡山市の192,504円、一番低いのは美作地域の179,215円でその差13,289円です。

＜障害福祉分野の地区別で比較した場合＞

○初任給の平均額が一番高いのは岡山市の障害福祉サービス事業で194,382円、一番低いのは美作地域の

障害者支援施設の 177,124 円でその差 17,258 円です。

【非正規職員の時給（職種別）】

ここでは各分野別で職種別に非正規職員の時給（平成 29 年度採用者）の平均値を示します。

<高齢福祉分野の施設>

- 作業療法士が一番高く、平均額は 1,212 円となっています。前回調査でも作業療法士の 1,264 円が最高でした。
- 時給の平均額が 1,000 円を超えている職種は看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の 4 職種です。前回調査時は、4 職種に加えて介護支援専門員も 1,000 円を超えていました。
- 一番低い職種は、調理員の 842 円です。
- 介護職員の平均額は 896 円。最高額が 1,113 円、最低額が 800 円（118 施設）。前回調査時は、平均額が 882 円でした。

<障害福祉分野の施設>

- 看護職員が一番高く、平均額は 1,225 円となっています。前回調査では理学療法士の 1,108 円が最高でした。
- 時給の平均額が 1,000 円を超えている職種は看護職員、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の 5 職種です。前回調査時は、看護職員と理学療法士のみが 1,000 円を超えていました。
- 一番低い職種は、調理員の 852 円です。
- 生活支援員の平均額は 919 円。最高額が 1,125 円、最低額が 803 円（77 施設）。前回調査時は、平均額が 860 円でした。

<児童福祉分野の施設>

- 臨床心理士が一番高く、平均額は 1,133 円となっています。前回調査では看護職員の 1,038 円が最高でした。
- 時給の平均額が 1,000 円を超えている職種は児童指導員、看護職員、臨床心理士の 3 職種です。前回調査時は、看護職員と臨床心理士のみが 1,000 円を超えていました。
- 一番低い職種は、調理員の 874 円です。
- 児童指導員の平均額は 1,037 円。最高額が 1,500 円、最低額が 850 円（10 施設）。前回調査時は、平均額が 843 円でした。
- 保育士の平均額は 969 円。最高額が 1,300 円、最低額が 800 円（119 施設）。前回調査時は、平均額が 922 円でした。

【非正規職員の時給（地区別）】

ここでは各施設別で地区別に非正規職員の時給（平成 29 年度採用者）の平均値を示します。

<地区別で特別養護老人ホームを比較した場合>

- 時給の平均額が一番高いのは岡山市で 1,038 円、一番低いのは美作地域の 948 円です。

<障害福祉分野の地区別で比較した場合>

- 時給の平均額が一番高いのは倉敷市の障害者支援施設で 1,047 円、一番低い施設は備前地域の障害福祉サービス事業の 916 円です。

<児童福祉分野の地区別で比較した場合>

- 時給の平均額が一番高いのは備前地域の児童養護施設で 1,300 円、一番低いのは備前地域の保育所・認定こども園の 911 円です。

ちなみに岡山県の短時間労働者の時給は、全産業平均額が 1,026 円、医療福祉の平均額が 1,264 円「出展：平成 28 年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省」です。

1) 新規学卒者の初任給<高齡福祉分野>

(金額：円)

施設種類	職種	初任給	大学卒				短大・専門校卒				高校卒			
			平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
養護老人	介護職員	基本給	160,013	176,200	134,200	8	153,325	171,900	131,000	8	146,450	167,700	131,000	8
		所定内給与	194,525	222,200	170,200	8	187,838	217,900	167,000	8	180,963	213,700	164,000	8
	生活相談員	基本給	165,375	176,200	152,000	8	155,875	171,900	148,000	8	148,417	167,700	140,000	6
		所定内給与	193,263	208,200	170,000	8	183,763	203,900	150,000	8	175,433	199,700	140,000	6
	看護職員	基本給	181,929	210,000	152,000	7	177,400	210,000	148,000	8	168,617	210,000	144,000	6
		所定内給与	197,114	216,000	170,300	7	195,188	216,000	166,300	8	186,333	216,000	162,300	6
	栄養士	基本給	165,733	196,500	152,000	9	159,038	179,400	148,000	8	/	/	/	/
		所定内給与	175,989	203,400	158,200	9	169,325	199,200	150,000	8	/	/	/	/
	調理員	基本給	159,175	165,400	152,000	4	153,450	161,200	148,000	4	148,500	157,100	144,000	4
		所定内給与	172,250	197,400	158,600	4	166,525	193,200	152,600	4	161,575	189,100	146,700	4
	理学療法士	基本給	174,200	187,200	161,400	4	166,325	186,200	150,000	4	/	/	/	/
		所定内給与	187,200	210,200	170,000	4	179,325	205,900	150,000	4	/	/	/	/
作業療法士	基本給	178,467	187,200	170,000	3	170,033	186,200	150,000	3	/	/	/	/	
	所定内給与	189,133	210,200	170,000	3	180,700	205,900	150,000	3	/	/	/	/	
言語聴覚士	基本給	174,100	178,200	170,000	2	161,950	173,900	150,000	2	/	/	/	/	
	所定内給与	190,100	210,200	170,000	2	177,950	205,900	150,000	2	/	/	/	/	
あん摩マッサージ指圧師	基本給	168,800	178,200	158,200	3	160,367	173,900	150,000	3	154,850	169,700	140,000	2	
	所定内給与	179,467	210,200	158,200	3	171,033	205,900	150,000	3	170,850	201,700	140,000	2	
事務職員	基本給	162,213	172,200	146,200	8	152,788	161,200	145,200	8	146,475	157,100	140,000	8	
	所定内給与	171,375	197,400	146,200	8	161,950	193,200	145,200	8	155,638	189,100	140,000	8	

施設種類	職種	大学卒					短大・専門学校卒					高校卒				
		平均金額	最高金額	最低金額	N数	初任給	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数		
特 養	介護職員	基本給	161,213	183,100	137,800	103	155,256	174,440	134,000	107	148,652	170,500	127,000	105		
		所定内給与	203,524	249,800	158,600	103	196,947	241,000	152,600	107	189,900	232,000	146,700	105		
	生活相談員	基本給	166,761	200,910	140,000	102	160,224	200,910	140,000	96	154,180	200,910	127,200	71		
		所定内給与	198,926	247,000	169,500	102	192,627	240,940	150,000	96	186,552	237,000	144,000	71		
	看護職員	基本給	179,358	233,000	140,000	100	175,371	227,000	140,000	103	168,103	220,400	127,200	64		
		所定内給与	204,341	276,200	163,000	100	199,414	276,200	153,000	103	196,901	276,200	140,000	64		
	栄養士	基本給	162,131	196,500	140,000	99	155,390	190,100	129,000	96						
		所定内給与	173,285	210,000	148,000	99	166,166	208,000	137,000	96						
	調理員	基本給	153,107	183,000	132,500	45	148,915	173,000	126,500	48	143,991	165,000	120,500	43		
		所定内給与	157,869	185,000	135,000	45	153,900	176,900	135,000	48	149,058	170,500	120,500	43		
	理学療法士	基本給	178,435	240,000	152,000	51	174,710	240,000	147,000	53						
		所定内給与	203,945	272,000	160,000	51	199,768	272,000	155,000	53						
	作業療法士	基本給	177,067	240,000	152,000	52	173,256	240,000	147,000	52						
		所定内給与	200,494	272,000	160,000	52	196,610	272,000	155,000	52						
言語聴覚士	基本給	174,162	225,000	152,000	32	169,318	225,000	147,000	32							
	所定内給与	194,015	256,130	153,300	32	189,068	256,130	150,200	32							
あん摩マッサージ指圧師	基本給	167,183	225,000	152,000	30	162,147	225,000	147,000	30	156,153	225,000	123,260	20			
	所定内給与	183,657	240,000	158,200	30	178,510	240,000	155,000	30	172,663	240,000	124,260	20			
事務職員	基本給	158,840	183,100	130,000	101	151,975	173,000	130,000	99	145,749	165,000	127,200	96			
	所定内給与	165,723	214,900	135,000	101	158,824	209,900	135,000	99	152,032	201,600	131,325	96			

施設種類	職 種	初任給	大学卒				短大・専門学校卒				高校卒			
			平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
軽 費	介護職員	基本給	164,961	186,600	137,800	38	157,729	185,000	137,800	40	150,458	185,000	127,200	39
		所定内給与	198,927	243,000	151,934	38	191,487	243,000	150,200	40	184,856	243,000	141,325	39
	生活相談員	基本給	171,571	250,000	152,000	36	163,029	250,000	140,600	34	157,824	250,000	127,200	28
		所定内給与	200,018	250,000	167,487	36	192,054	250,000	150,000	34	184,898	250,000	140,000	28
	看護職員	基本給	186,129	270,000	153,300	27	182,099	270,000	150,000	26	175,316	270,000	140,000	20
		所定内給与	208,222	270,000	175,200	27	203,641	270,000	156,000	26	199,595	270,000	146,000	20
	栄養士	基本給	164,211	194,300	142,000	29	157,117	190,000	142,000	28				
		所定内給与	172,406	197,400	150,000	29	164,852	190,000	150,000	28				
	調理員	基本給	157,745	170,500	140,000	20	151,258	166,200	137,969	21	145,205	166,200	133,900	19
		所定内給与	165,945	194,000	140,100	20	159,540	189,000	140,100	21	154,079	179,500	140,000	19
	理学療法士	基本給	190,510	270,000	153,300	16	185,481	270,000	150,000	15				
		所定内給与	212,448	272,000	170,000	16	208,881	272,000	150,000	15				
作業療法士	基本給	190,510	270,000	153,300	16	185,481	270,000	150,000	15					
	所定内給与	210,354	272,000	170,000	16	206,647	272,000	150,000	15					
言語聴覚士	基本給	177,556	211,260	153,300	10	168,961	207,000	150,000	10					
	所定内給与	195,756	250,000	153,300	10	187,161	246,000	150,000	10					
あん摩マッサージ指圧師	基本給	172,376	211,000	153,300	10	165,161	207,000	150,000	10	160,076	204,500	140,000	8	
	所定内給与	186,776	250,000	158,200	10	179,561	246,000	150,000	10	174,951	243,500	140,000	8	
事務職員	基本給	160,942	180,000	141,300	32	154,192	180,000	134,300	32	148,603	187,900	127,500	31	
	所定内給与	166,394	194,000	145,539	32	159,623	189,000	138,329	32	154,196	187,900	131,325	31	

1) 新規学卒者の初任給<障害福祉分野>

(金額：円)

施設種類	職種	初任給	大学卒					短大・専門校卒					高校卒					
			平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
障害支援	介護職員	基本給	180,811	201,900	160,000	25	165,899	191,900	150,000	25	157,363	181,900	140,000	18				
		所定内給与	207,893	237,000	175,260	25	192,436	227,000	161,300	25	185,719	217,000	168,200	18				
	生活支援員	基本給	179,519	201,900	160,000	35	163,707	191,900	142,800	35	156,145	181,900	134,000	24				
		所定内給与	207,242	237,000	167,800	35	190,621	227,000	148,500	35	183,347	217,000	138,800	24				
	作業指導員	基本給	182,923	201,900	160,000	21	166,280	191,900	148,500	21	158,296	181,900	138,800	14				
		所定内給与	186,872	210,572	168,100	21	170,005	191,900	148,500	21	160,081	181,900	138,800	14				
	職業指導員	基本給	182,923	201,900	160,000	21	169,089	198,264	148,500	21	161,381	184,800	138,800	14				
		所定内給与	186,872	210,572	168,100	21	172,815	208,312	148,500	21	163,167	184,800	138,800	14				
	看護職員	基本給	186,465	221,984	160,000	32	176,388	212,464	142,800	35	161,018	197,600	134,000	19				
		所定内給与	196,418	233,644	167,800	33	187,092	223,838	156,200	36	168,748	200,000	146,640	20				
	保健師	基本給	192,405	221,984	172,260	17	184,081	212,464	158,300	17								
		所定内給与	206,128	233,644	177,400	17	196,661	223,838	161,300	17								
	栄養士	基本給	176,023	201,900	154,200	32	162,356	191,900	142,800	33								
		所定内給与	176,353	212,624	156,200	33	163,033	201,900	150,000	34								
	調理員	基本給	175,853	201,900	140,100	21	160,815	192,032	140,100	23	151,843	181,900	134,000	15				
所定内給与		182,443	212,624	140,100	21	166,591	196,893	140,100	23	158,416	181,900	140,000	15					
理学療法士	基本給	196,988	240,000	160,000	18	186,375	240,000	155,000	19									
	所定内給与	204,113	240,000	177,400	18	193,536	240,000	161,300	19									
作業療法士	基本給	199,214	240,000	172,260	17	189,908	240,000	158,300	17									
	所定内給与	204,700	240,000	177,400	17	195,264	240,000	161,300	17									
言語聴覚士	基本給	199,214	240,000	172,260	17	189,908	240,000	158,300	17									
	所定内給与	204,700	240,000	177,400	17	195,264	240,000	161,300	17									
あん摩マッサージ指圧師等	基本給	176,662	201,900	154,200	9	166,906	191,900	148,000	9	160,455	181,900	141,800	8					
	所定内給与	176,996	201,900	154,200	9	167,239	191,900	148,000	9	160,455	181,900	141,800	8					
事務職員	基本給	175,900	201,900	154,200	35	160,173	191,900	142,800	35	151,772	181,900	134,000	25					
	所定内給与	180,597	212,624	154,200	35	164,518	191,900	148,000	35	155,570	181,900	138,000	25					

施設種類	職 種	初任給	大学卒					短大・専門校卒					高校卒				
			平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数			
障 福 サ ー ビ ス	介護職員	基 本 給	186,356	201,900	160,000	45	178,411	200,000	150,000	45	174,247	200,000	140,000	32			
		所定内給与	205,087	227,054	175,240	45	196,913	215,400	156,200	45	188,290	210,800	146,640	32			
	生活支援員	基 本 給	180,817	201,900	137,800	66	171,183	200,000	142,800	63	165,326	200,000	134,000	47			
		所定内給与	200,964	235,600	155,868	66	191,451	211,000	153,800	63	181,788	210,000	146,640	47			
	作業指導員	基 本 給	184,237	201,900	150,000	49	176,041	200,000	142,800	49	170,806	200,000	134,000	36			
		所定内給与	197,510	217,000	155,000	49	189,113	210,000	155,000	49	179,561	210,000	146,640	36			
	職業指導員	基 本 給	178,305	201,900	135,600	67	170,472	200,000	135,600	65	163,834	200,000	134,000	50			
		所定内給与	189,591	218,750	146,600	67	181,665	210,000	146,600	65	171,087	210,000	135,000	50			
	看護職員	基 本 給	189,805	221,984	170,200	43	184,596	212,464	142,800	44	179,153	200,000	134,000	30			
		所定内給与	206,478	233,644	178,600	43	201,336	223,838	156,200	44	191,999	210,000	148,200	30			
	保健師	基 本 給	187,280	221,984	170,200	28	180,665	212,464	142,800	28							
		所定内給与	206,610	233,644	178,600	28	199,876	223,838	156,200	28							
	栄養士	基 本 給	180,285	201,900	148,000	32	171,542	191,900	142,800	32							
		所定内給与	193,540	211,900	160,000	32	184,632	209,900	150,000	32							
	調理員	基 本 給	180,844	201,900	140,100	29	170,639	191,900	140,100	30	163,118	181,900	134,000	17			
		所定内給与	193,833	209,900	152,100	29	183,002	209,900	150,000	30	167,748	181,900	140,000	17			
	理学療法士	基 本 給	184,355	201,900	170,200	27	176,914	191,900	142,800	27							
所定内給与		199,348	212,796	182,260	27	191,761	209,900	164,700	27								
作業療法士	基 本 給	184,386	201,958	170,200	27	176,914	191,900	142,800	27								
	所定内給与	199,380	213,010	182,260	27	191,761	209,900	164,700	27								
言語聴覚士	基 本 給	184,386	201,958	170,200	27	176,914	191,900	142,800	27								
	所定内給与	199,380	213,010	182,260	27	191,761	209,900	164,700	27								
あん摩マッサージ指圧師等	基 本 給	180,776	201,900	170,200	21	175,312	191,900	142,800	21	168,285	181,900	134,000	13				
	所定内給与	195,425	209,900	172,260	21	189,856	209,900	166,700	21	170,802	181,900	154,900	13				
事務職員	基 本 給	178,806	201,900	135,600	58	170,437	200,000	135,600	58	164,811	200,000	134,000	45				
	所定内給与	184,669	210,000	146,600	58	176,141	210,000	146,600	58	170,287	210,000	140,000	45				

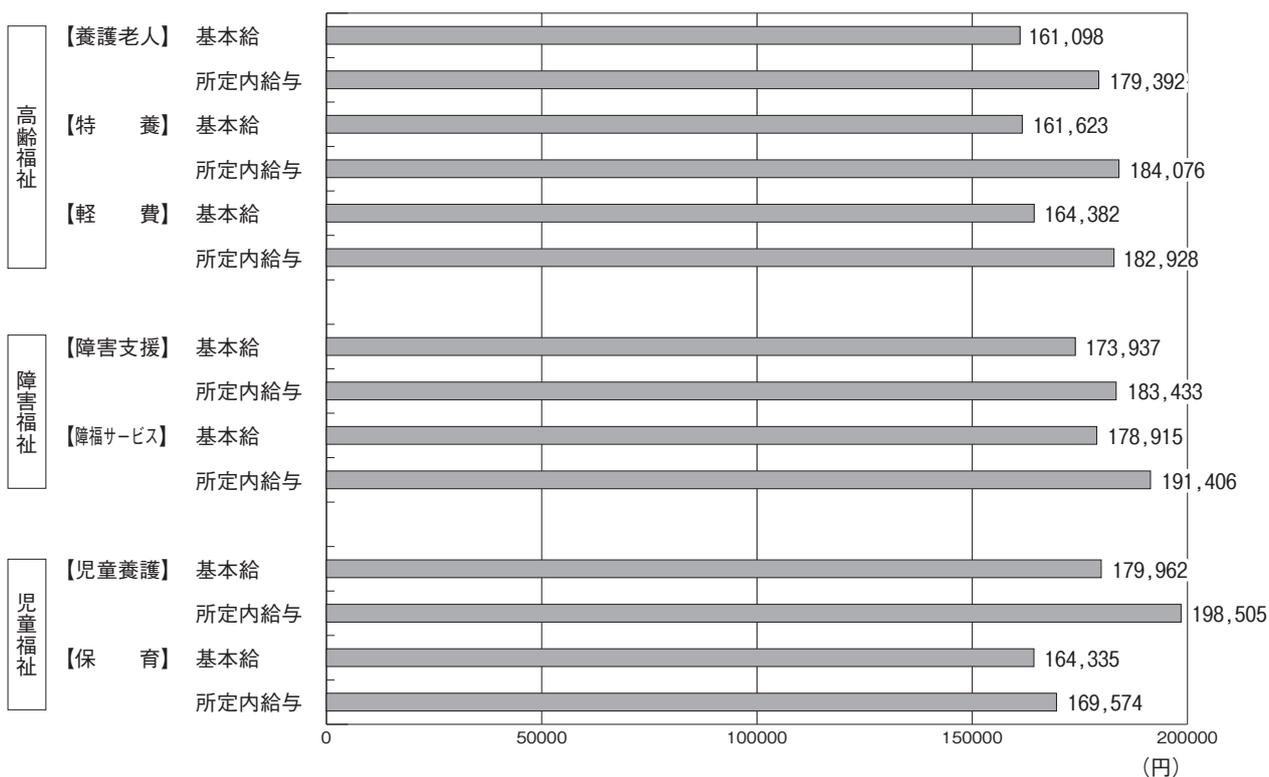
1) 新規学卒者の初任給<児童福祉分野>

(金額：円)

施設種類	職種	初任給	大学卒				短大・専門校卒				高校卒			
			平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
児童養護	児童指導員	基本給	190,232	195,464	183,300	7	177,104	180,412	175,400	3				
		所定内給与	214,971	263,877	183,300	7	198,808	223,400	175,500	3				
	保育士	基本給	183,946	194,828	174,200	5	176,677	182,316	168,900	7				
		所定内給与	199,259	233,600	181,168	5	199,915	242,075	175,500	7				
	保育教諭	基本給	185,600	185,600	185,600	1	175,400	175,400	175,400	1				
		所定内給与	233,600	233,600	233,600	1	223,400	223,400	223,400	1				
	家庭支援専門相談員	基本給	190,676	194,828	185,600	3	176,537	180,412	173,800	3				
		所定内給与	210,570	233,600	197,348	3	196,079	223,400	179,014	3				
	里親支援専門相談員	基本給	190,214	194,828	185,600	2	177,906	180,412	175,400	2				
		所定内給与	217,181	233,600	200,762	2	204,612	223,400	185,824	2				
	看護職員	基本給	190,214	194,828	185,600	2	177,906	180,412	175,400	2				
		所定内給与	217,181	233,600	200,762	2	204,612	223,400	185,824	2				
臨床心理士	基本給	190,382	194,828	185,600	4									
	所定内給与	205,303	233,600	189,500	4									
栄養士	基本給	186,365	195,464	174,200	6	176,271	180,412	168,900	6					
	所定内給与	199,589	233,600	174,200	6	191,476	223,400	168,900	6					
調理員	基本給	174,473	185,600	163,346	2	168,084	175,400	154,800	3	156,490	160,400	151,000	4	
	所定内給与	205,923	233,600	178,246	2	184,084	223,400	154,800	3	159,327	161,316	155,530	4	
事務職員	基本給	189,087	195,464	182,200	6	173,705	180,412	166,000	5	161,009	166,200	153,800	3	
	所定内給与	203,009	233,600	183,300	6	187,383	223,400	166,300	5	166,621	178,420	158,414	3	

施設種類	職 種	初任給	大学卒				短大・専門学校卒				高校卒			
			平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
保 育	児童指導員	基 本 給	171,900	173,700	170,000	4	163,900	170,100	150,000	4				
		所定内給与	184,325	194,000	180,700	4	176,275	177,100	174,000	4				
	保育士	基 本 給	175,435	192,000	151,000	120	169,169	192,220	148,000	126				
		所定内給与	184,478	205,440	153,200	120	177,599	196,880	150,000	126				
	保育教諭	基 本 給	172,489	181,000	161,400	9	162,700	177,400	150,000	9				
		所定内給与	181,391	194,000	170,000	9	171,507	187,460	150,000	9				
	家庭支援専門相談員	基 本 給	172,467	173,700	170,000	3	163,400	170,100	150,000	3				
		所定内給与	185,133	194,000	180,700	3	176,000	177,000	174,000	3				
	里親支援専門相談員	基 本 給	172,467	173,700	170,000	3	163,400	170,100	150,000	3				
		所定内給与	185,133	194,000	180,700	3	176,000	177,000	174,000	3				
	看護職員	基 本 給	176,758	200,000	150,700	48	171,102	200,000	148,000	49	156,967	180,900	140,000	15
		所定内給与	187,256	233,600	167,150	48	180,763	229,600	150,000	49	163,889	188,200	140,000	15
	臨床心理士	基 本 給	179,800	184,700	170,000	3								
		所定内給与	192,733	194,000	192,100	3								
	栄養士	基 本 給	168,863	189,000	144,300	109	162,298	181,000	142,300	115				
所定内給与		172,605	194,670	144,400	109	165,869	187,542	144,200	115					
調理員	基 本 給	161,269	184,400	134,100	86	155,824	174,600	131,500	95	152,000	168,000	130,500	60	
	所定内給与	163,718	194,000	140,080	86	158,397	182,418	136,700	95	154,899	178,131	138,000	60	
事務職員	基 本 給	162,879	206,800	134,200	75	156,866	190,000	133,000	83	152,008	165,800	134,200	53	
	所定内給与	165,456	213,004	134,200	75	159,200	195,700	134,200	83	154,279	170,700	134,200	53	

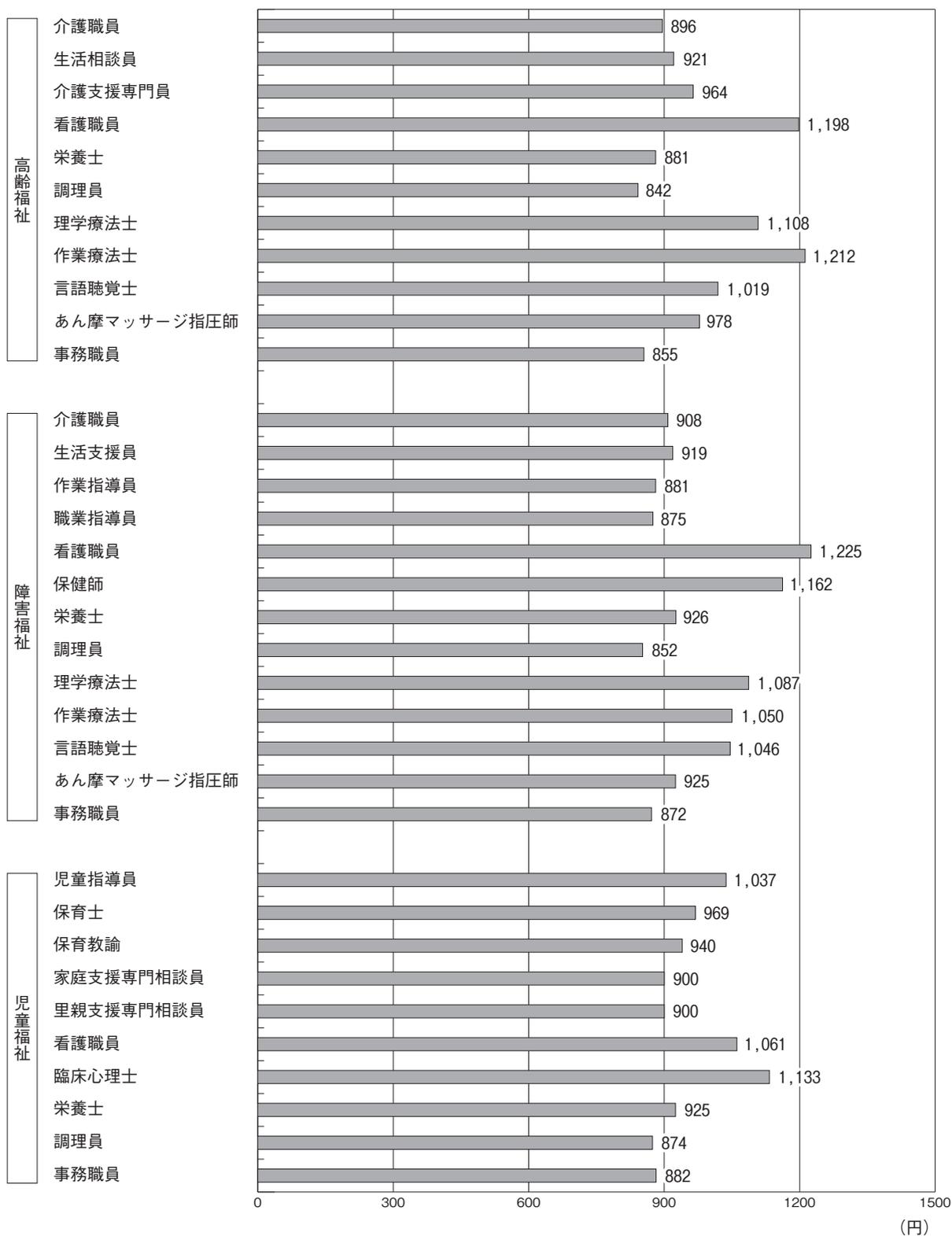
2) 正規職員（分野別施設種類×地域区分）



(金額：円)

分野	施設種類	初任給	平均金額	地区別平均金額				
				岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
高齢福祉	養護老人	基本給	161,098	168,452	156,225	163,963	149,000	156,750
		所定内給与	179,392	195,905	175,225	173,477	176,538	169,823
	特 養	基本給	161,623	165,239	159,040	164,023	158,677	159,479
		所定内給与	184,076	192,504	184,212	180,969	183,082	179,215
	軽 費	基本給	164,382	176,057	162,616	161,438	154,400	163,600
		所定内給与	182,928	199,569	186,161	180,833	174,739	178,523
障害福祉	障害支援	基本給	173,937	176,988	170,546	171,441	175,121	171,808
		所定内給与	183,433	188,055	183,345	179,211	187,246	177,124
	障福サービス	基本給	178,915	173,840	186,102	176,745	166,371	182,606
		所定内給与	191,406	194,382	193,801	186,552	181,577	189,175
児童福祉	児童養護	基本給	179,962	191,298	187,700	193,132	—	185,600
		所定内給与	198,505	214,224	195,208	219,092	—	233,600
	保 育	基本給	164,335	165,958	166,310	164,437	158,735	160,558
		所定内給与	169,574	174,183	169,101	172,263	163,771	168,009

3) 非正規職員（施設種類別 職種×平均・最高・最低）



(金額：円)

分野	職 種	平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	介護職員	896	1,113	800	118
	生活相談員	921	1,100	800	51
	介護支援専門員	964	1,450	800	49
	看護職員	1,198	1,500	800	97
	栄養士	881	1,030	800	43
	調理員	842	1,000	790	41
	理学療法士	1,108	1,500	800	35
	作業療法士	1,212	5,000	800	34
	言語聴覚士	1,019	1,300	800	22
	あん摩マッサージ指圧師	978	1,200	800	20
	事務職員	855	1,786	800	63
障害福祉	介護職員	908	1,125	803	70
	生活支援員	919	1,125	803	77
	作業指導員	881	1,125	800	47
	職業指導員	875	1,125	800	75
	看護職員	1,225	1,500	800	66
	保健師	1,162	1,500	1,000	41
	栄養士	926	1,125	800	41
	調理員	852	1,125	788	44
	理学療法士	1,087	2,500	850	39
	作業療法士	1,050	1,200	850	38
	言語聴覚士	1,046	1,200	850	36
	あん摩マッサージ指圧師	925	1,125	800	38
	事務職員	872	1,125	800	52
児童福祉	児童指導員	1,037	1,500	850	10
	保育士	969	1,300	800	119
	保育教諭	940	1,000	900	5
	家庭支援専門相談員	900	900	900	2
	里親支援専門相談員	900	900	900	2
	看護職員	1,061	1,600	850	33
	臨床心理士	1,133	1,200	1,000	3
	栄養士	925	1,200	820	45
	調理員	874	1,100	781	85
	事務職員	882	1,113	800	42

4) 非正規職員（施設種類×地域区分）

（金額：円）

施設種類	平均金額	地区別平均金額				
		岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	949	933	850	1,089	—	875
特 養	997	1,038	993	1,007	1,019	948
軽 費	1,008	1,084	1,009	821	928	1,042
障害支援	991	1,033	1,047	979	949	975
障福サービス	960	961	952	916	973	974
児童養護	1,055	1,065	925	1,300	—	1,000
保 育	941	960	935	911	—	928

5. 諸 手 当

手当には管理職手当や夜勤手当のように労働対価・役割に対して支給されるものと、扶養手当、住宅手当といった生活保障の面から支給されるという2つの側面があります。3分野の施設はそれぞれどのような手当を設けているのか、またそれぞれの手当額はいくら位なのか、その実態を調査集計した結果を示します。

看護師や理学療法士等の採用困難な職種や中途採用者を採用する段階で、何としても採用したい場合、この諸手当が調整弁の役割も果たしているようです。

前回調査でも浮き彫りになりましたが、諸手当については、法人・施設によってその考え方や定義も異なり、手当の種類も多岐にわたっています。これらは施設運営の中で生じる様々な場面で、職員に協力を要請したい時などに、その都度便宜的に作られてきたという背景もあるようです。

また、管理職手当や特殊業務手当という同じ名称の手当であっても、支給基準が定率と定額の2種類があり、法人・施設によって考え方がまちまちであることが窺えます。

【扶養手当または家族手当】

<配偶者手当>

○最高額は児童福祉分野の25,000円。

○平均額は高齢福祉分野が12,213円、障害福祉分野が11,568円、児童福祉分野が13,660円。

<扶養手当>

○第1子の最高額は高齢福祉分野の12,000円。平均額は高齢福祉分野が5,266円、障害福祉分野が5,719円、児童福祉分野が5,696円。

○第2子以下第4子までの最高額は3分野同じで8,000円。平均額は高齢福祉分野が3,233円～4,819円、障害福祉分野が4,455円～5,495円、児童福祉分野が3,091円～5,523円。

○配偶者のいない第1子の最高額は児童福祉分野の20,000円。平均額は高齢福祉分野が8,120円、障害福祉分野が8,339円、児童福祉分野が9,515円。

前回調査時と比較して扶養手当と家族手当に大きな変化はありませんでした。

【資格手当（一時金は除く）】

<高齢福祉分野の施設>

○多くの施設で共通している資格手当は14種類あります。

○平均額が最も高いのは、理学療法士の24,873円です。前回調査時も理学療法士で26,500円でした。

○20,000円を超えている資格手当は看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の4資格です。

<障害福祉分野の施設>

○多くの施設で共通している資格手当は17種類あります。

○平均額が一番高いのは、保健師の12,824円です。前回調査時は作業療法士で23,333円でした。

○最高額は看護師手当と准看護師手当の25,000円です。

<児童福祉分野の施設>

○多くの施設で共通している資格手当は8種類あります。

○平均額が一番高いのは、保健師の40,000円です。前回調査時は保育士で8,200円でした。

【管理職手当等（役付手当を含む）】

施設長・管理者クラスからリーダークラスまで7段階の管理職手当に分けて集計しています。今回から「課長・係長クラス」を加えています（前回までは6段階）。

<高齢福祉分野の施設>

- 施設長・管理者クラスの手当額の平均は 69,372 円です。前回調査時は 61,048 円でした。
- 今回新たに追加した課長・係長クラスの手当額の平均は 34,065 円です。
- リーダークラスの手当額の平均は 7,116 円です。前回調査時は 5,593 円でした。
- 定額支給か定率支給かの割合は概ね定額：8、定率：2 の割合です。

<障害福祉分野の施設>

- 施設長・管理者クラスの手当額の平均は 48,709 円です。前回調査時は 47,907 円でした。
- 今回新たに追加した課長・係長クラスの手当額の平均は 28,061 円です。
- リーダークラスの手当額の平均は 6,882 円です。前回調査時は 7,286 円でした。
- 定額支給か定率支給かの割合は概ね定額：7、定率：3 の割合です。

<児童福祉分野の施設>

- 施設長・管理者クラスの手当額の平均は 44,416 円です。前回調査時は 40,751 円でした。
- 今回新たに追加した課長・係長クラスの手当額の平均は 32,000 円です。
- リーダークラスの手当額の平均は 6,375 円です。前回調査時は 2,714 円でした。
- 定額支給か定率支給かの割合は概ね定額：4、定率：6 の割合です。

【その他の手当】

宿直手当、夜勤・深夜勤務手当（1回あたり定額）、特殊業務手当、地域手当、職務手当、超過勤務手当の6種類について調査しています。

<宿直手当>

- 最高額は児童福祉分野の 14,500 円。
- 平均額は高齢福祉分野が 5,198 円（前回調査時は 5,191 円）、障害福祉分野が 5,319 円（前回調査時は 4,832 円）、児童福祉分野が 5,270 円（前回調査時は 4,533 円）。

<夜勤・深夜勤務手当（1回あたり定額）>

- 最高額は高齢福祉分野の 11,000 円。
- 平均額は高齢福祉分野が 5,547 円（前回調査時は 5,383 円）、障害福祉分野が 4,528 円（前回調査時は 4,350 円）、児童福祉分野が 6,000 円（前回調査時は 4,250 円）。

<特殊業務手当>

- 最高額は高齢福祉分野の 30,000 円。
- 平均額は高齢福祉分野が 13,103 円（前回調査時は 11,348 円）、障害福祉分野が 7,975 円（前回調査時は 10,714 円）、児童福祉分野が 8,776 円（前回調査時は 4,384 円）。

<地域手当>

- 最高額は障害福祉分野の 5,000 円。平均額は高齢福祉分野が 4,000 円（前回調査時は 8,000 円）、障害福祉分野が 5,000 円（前回調査時は回答なし）、児童福祉分野が 4,000 円（前回調査時は回答なし）。

【その他の手当】

- 上記以外の手当として多かったのは調整手当、年末年始手当、オンコール手当です。

【所定外手当】

住宅手当と通勤手当を所定外手当とみなしています。住宅手当は「借家」と「持家」の場合に分けて調査しています。

<住宅手当 借家の場合>

- 最高額は高齢福祉分野の 100,000 円。平均額は高齢福祉分野が 19,113 円（前回調査時は 19,886 円）、障

害福祉分野が 22,756 円（前回調査時は 22,475 円）、児童福祉分野が 19,990 円（前回調査時は 20,774 円）。
 <住宅手当 持家の場合>

○最高額は高齢福祉分野の 30,000 円。平均額は高齢福祉分野が 6,303 円（前回調査時は 4,417 円）、障害福祉分野が 4,617 円（前回調査時は 5,935 円）、児童福祉分野が 4,890 円（前回調査時は 3,433 円）。

<通勤手当>

○最高額は障害福祉分野と児童福祉分野の 55,000 円。平均額は高齢福祉分野が 24,291 円（前回調査時は 25,993 円）、障害福祉分野が 27,311 円（前回調査時は 31,440 円）、児童福祉分野が 21,240 円（前回調査時は 22,821 円）。

【所定外手当のその他の種類】

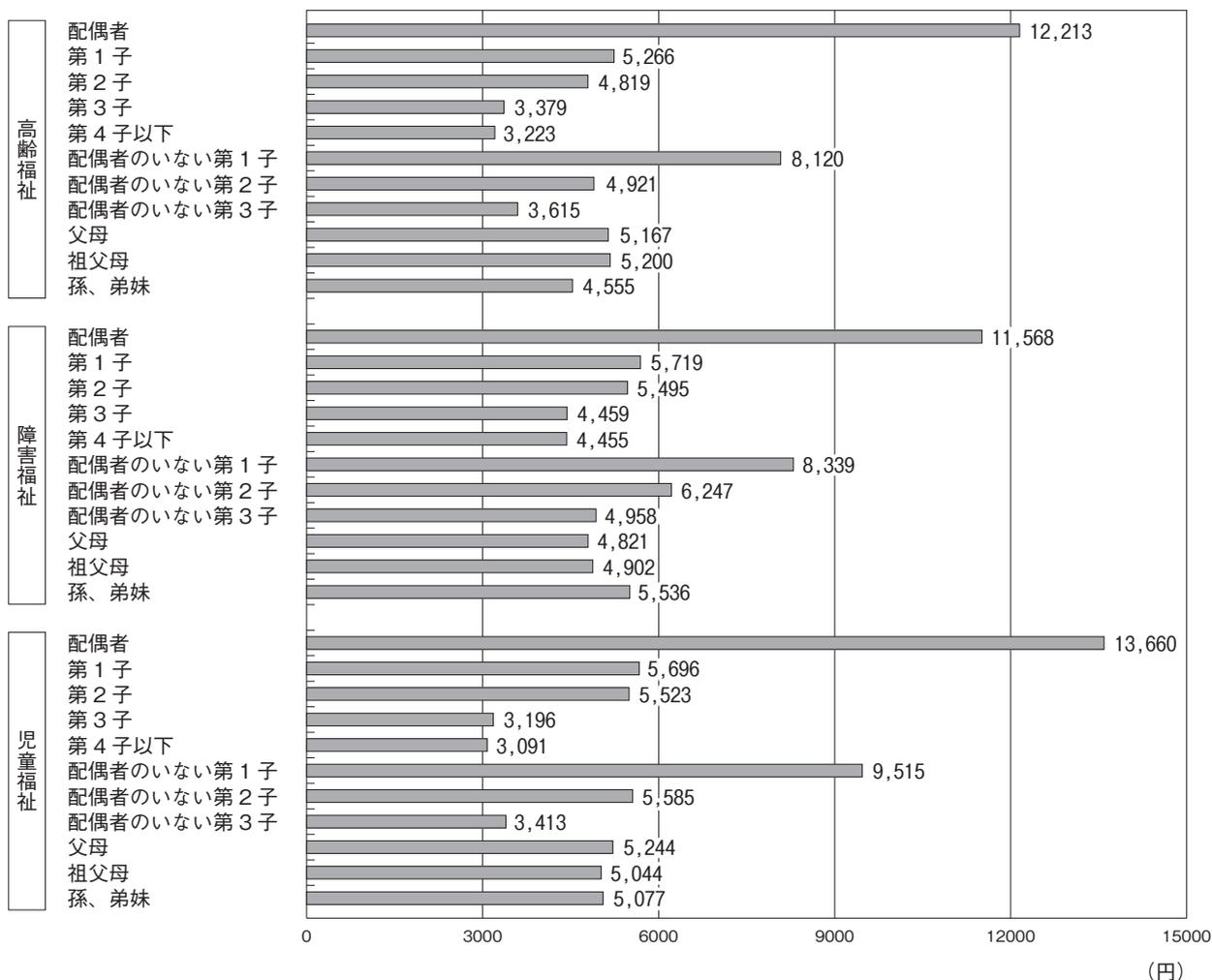
○別表のように多彩な手当がありますが、件数自体（支給している施設数）は多くはありません。前回調査時も同様の結果でした。

【超過勤務時間の月平均】

○一番多いのは児童養護施設の 15.1 時間（前回調査時は 11.4 時間）。

○一番少ないのは軽費老人ホームの 4.1 時間（前回調査時は障害者支援施設・障害福祉サービス事業の 4.4 時間）。

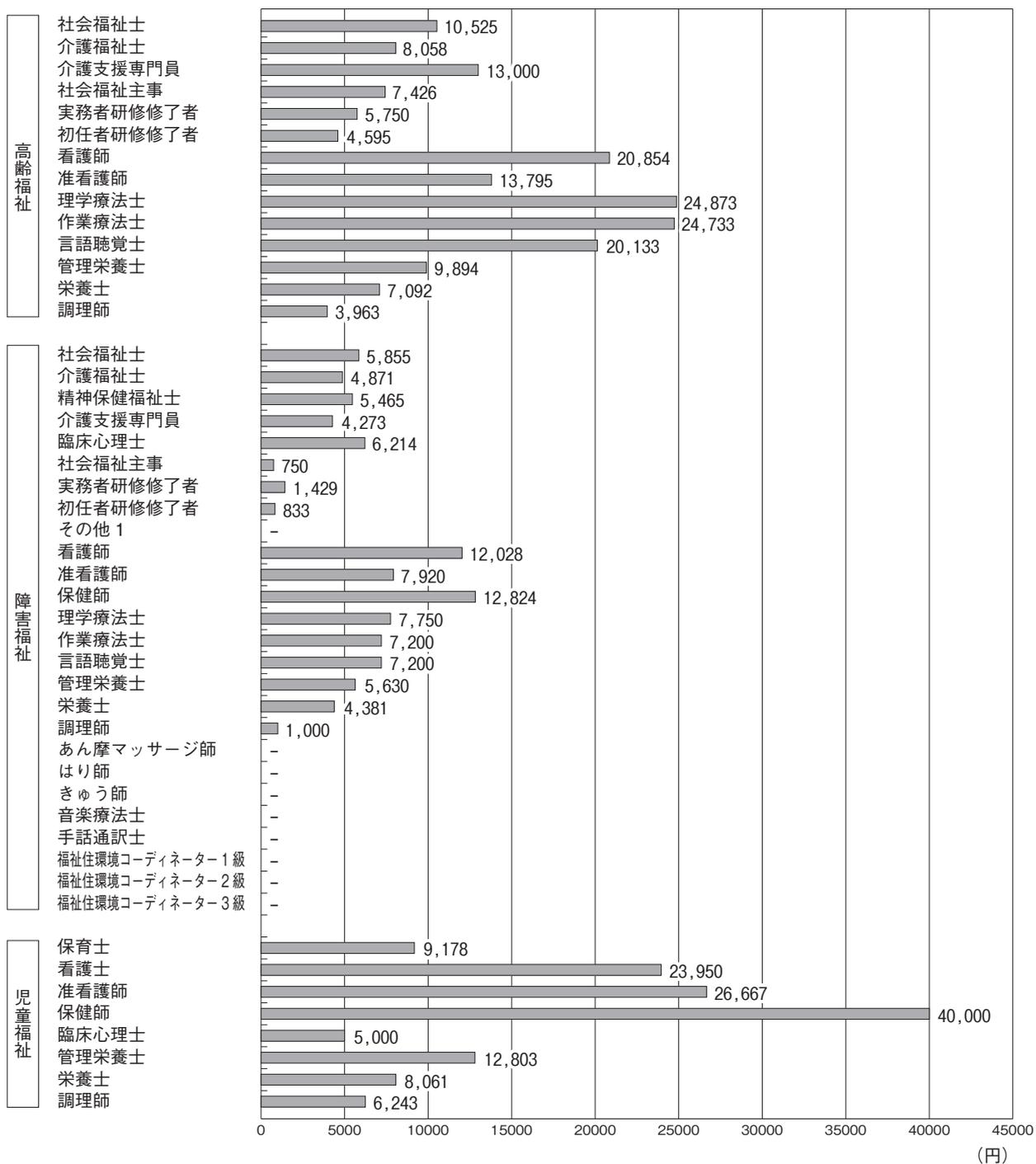
1) 扶養手当または家族手当



(金額：円)

分野	扶養手当または家族手当	平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	配偶者	12,213	20,000	1,000	136
	第1子	5,266	12,000	1,000	140
	第2子	4,819	8,000	1,000	137
	第3子	3,379	8,000	1,000	124
	第4子以下	3,223	8,000	1,000	117
	配偶者のいない第1子	8,120	15,000	1,000	136
	配偶者のいない第2子	4,921	10,000	1,000	130
	配偶者のいない第3子	3,615	10,000	1,000	118
	父母	5,167	15,000	1,000	73
	祖父母	5,200	15,000	1,000	56
	孫、弟妹	4,555	12,000	1,000	49
障害福祉	配偶者	11,568	16,000	3,000	81
	第1子	5,719	8,000	3,000	98
	第2子	5,495	8,000	3,000	98
	第3子	4,459	8,000	1,000	97
	第4子以下	4,455	8,000	1,000	89
	配偶者のいない第1子	8,339	12,500	3,000	96
	配偶者のいない第2子	6,247	12,500	2,000	85
	配偶者のいない第3子	4,958	12,500	1,000	84
	父母	4,821	6,500	1,000	70
	祖父母	4,902	6,500	1,000	66
	孫、弟妹	5,536	6,500	2,000	56
児童福祉	配偶者	13,660	25,000	3,000	106
	第1子	5,696	11,000	1,500	112
	第2子	5,523	8,000	1,500	108
	第3子	3,196	8,000	1,000	97
	第4子以下	3,091	8,000	1,000	88
	配偶者のいない第1子	9,515	20,000	3,000	97
	配偶者のいない第2子	5,585	20,000	1,000	88
	配偶者のいない第3子	3,413	10,000	1,000	86
	父母	5,244	11,000	1,000	49
	祖父母	5,044	11,000	1,000	44
	孫、弟妹	5,077	11,000	1,000	42

2) 資格手当（一時金は除く）



(金額：円)

分野	資格	平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	社会福祉士	10,525	30,000	1,000	101
	介護福祉士	8,058	25,000	2,000	113
	介護支援専門員	13,000	100,000	1,000	97
	社会福祉主事	7,426	20,000	1,000	61
	実務者研修修了者	5,750	15,000	1,000	46
	初任者研修修了者	4,595	15,000	1,000	42
	看護師	20,854	100,000	3,000	84
	准看護師	13,795	60,000	2,750	77
	理学療法士	24,873	70,000	2,500	59
	作業療法士	24,733	60,000	2,500	58
	言語聴覚士	20,133	50,000	2,500	30
	管理栄養士	9,894	30,000	2,000	90
	栄養士	7,092	50,000	2,000	60
	調理師	3,963	10,000	2,000	27

分野	資格	平均金額	最高金額	最低金額	N数
障害福祉	社会福祉士	5,855	10,000	1,000	62
	介護福祉士	4,871	10,000	2,000	62
	精神保健福祉士	5,465	10,000	2,000	57
	介護支援専門員	4,273	10,000	1,000	11
	臨床心理士	6,214	10,000	3,000	14
	社会福祉主事	750	1,000	0	8
	実務者研修修了者	1,429	3,000	0	14
	初任者研修修了者	833	1,000	0	12
	その他 1	—	—	—	—
	看護師	12,028	25,000	1,000	36
	准看護師	7,920	25,000	1,000	25
	保健師	12,824	20,000	3,000	17
	理学療法士	7,750	20,000	1,000	12
	作業療法士	7,200	10,000	3,000	10
	言語聴覚士	7,200	10,000	3,000	10
	管理栄養士	5,630	15,000	1,000	27
	栄養士	4,381	10,000	1,000	21
	調理師	1,000	1,000	1,000	8
	あん摩マッサージ師	—	—	—	—
	はり師	—	—	—	—
	きゅう師	—	—	—	—
	音楽療法士	—	—	—	—
	手話通訳士	—	—	—	—
	福祉住環境コーディネーター 1 級	—	—	—	—
福祉住環境コーディネーター 2 級	—	—	—	—	
福祉住環境コーディネーター 3 級	—	—	—	—	
児童福祉	保育士	9,178	20,000	5,000	11
	看護師	23,950	40,000	6,700	6
	准看護師	26,667	30,000	20,000	3
	保健師	40,000	40,000	40,000	2
	臨床心理士	5,000	5,000	5,000	1
	管理栄養士	12,803	22,000	3,000	6
	栄養士	8,061	10,000	3,000	11
	調理師	6,243	10,000	5,000	7

3) 管理職手当等 (役付手当を含む)

分野	役職	定額方式 (円)				定率方式 (%)			
		平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均	最高	最低	N数
高齢福祉	施設長・管理者クラス	69,372	286,000	22,500	109	14.9	43.5	8.0	27
	副施設長・副管理者クラス	49,076	100,000	5,000	79	11.2	20.0	5.0	15
	部門長クラス	47,882	100,000	10,000	68	10.5	12.0	10.0	4
	課長・係長クラス	34,065	100,000	6,000	81	12.0	12.0	12.0	1
	主任クラス	18,668	50,000	3,000	121	13.4	26.1	7.0	6
	副主任クラス	10,560	30,000	2,000	79	9.7	15.2	7.0	3
	リーダークラス	7,116	30,000	2,000	82	—	—	—	—
	施設長・管理者クラス	48,709	110,000	10,000	53	10.9	20.0	5.0	35
	副施設長・副管理者クラス	37,273	65,000	10,000	44	9.3	18.0	4.0	24
	部門長クラス	35,933	55,000	8,000	30	5.6	8.0	5.0	5
障害福祉	課長・係長クラス	28,061	50,000	8,000	33	5.3	10.0	5.0	16
	主任クラス	13,233	58,300	3,000	57	4.3	8.0	3.0	9
	副主任クラス	10,349	39,200	2,000	35	—	—	—	—
	リーダークラス	6,882	12,000	2,000	17	2.0	2.0	2.0	1.0
	施設長・管理者クラス	44,416	140,000	21,000	46	8.4	15.0	2.2	94
	副施設長・副管理者クラス	39,587	70,000	22,300	11	8.0	12.0	4.0	26
	部門長クラス	51,000	70,000	20,000	5	4.0	5.0	3.0	2
	課長・係長クラス	32,000	50,000	10,000	5	5.0	5.0	5.0	1
	主任クラス	20,719	132,000	2,000	32	5.6	8.0	3.0	20
	副主任クラス	21,763	40,000	3,000	19	6.7	8.0	4.0	3
児童福祉	リーダークラス	6,375	20,000	3,000	16	—	—	—	—

4) その他の手当

分野	その他の手当	件数	定額方式 (円)			
			平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	宿直手当	140	5,198	8,000	3,000	141
	夜勤・深夜勤務手当 (1回あたり定額)	140	5,547	11,000	2,500	136
	特殊業務手当	53	13,103	30,000	2,000	31
	地域手当	2	4,000	4,000	4,000	1
	職務手当	54				
	超過勤務手当	140				
障害福祉	宿直手当	72	5,319	7,200	4,000	70
	夜勤・深夜勤務手当 (1回あたり定額)	58	4,528	7,000	1,350	43
	特殊業務手当	42	7,975	22,500	5,000	20
	地域手当	2	5,000	5,000	5,000	1
	職務手当	29				
	超過勤務手当	104				
児童福祉	宿直手当	10	5,270	14,500	3,600	10
	夜勤・深夜勤務手当 (1回あたり定額)	11	6,000	6,000	6,000	3
	特殊業務手当	116	8,776	20,000	3,000	11
	地域手当	11	4,000	4,000	4,000	2
	職務手当	9				
	超過勤務手当	124				

深夜割増の場合は数値化が難しい

5) 所定外手当

(金額：円)

分野	所定外手当	設定割合		平均金額	最高金額	最低金額	N数
		件数	割合				
高齢福祉	住宅手当 (【借家】)	127	80.4%	19,113	100,000	2,400	127
	住宅手当 (【持家】)			6,303	30,000	1,000	56
	通勤手当	155	98.1%	24,291	50,000	9,000	152
障害福祉	住宅手当 (【借家】)	91	80.5%	22,756	33,000	5,000	86
	住宅手当 (【持家】)			4,617	15,000	1,000	41
	通勤手当	105	91.2%	27,311	55,000	5,000	89
児童福祉	住宅手当 (【借家】)	105	75.5%	19,990	36,500	3,000	105
	住宅手当 (【持家】)			4,890	19,000	700	21
	通勤手当	129	92.8%	21,240	55,000	6,500	132

※設定割合の分母は、アンケート返信件数の 高齢福祉…158、障害福祉…113、児童福祉…139件。

6) 所定外手当その他の内容

高齢福祉		障害福祉		児童福祉	
その他所定外手当 (記述部分)	件数	その他所定外手当 (記述部分)	件数	その他所定外手当 (記述部分)	件数
ショートステイ送迎手当	2	皆勤手当	2	処遇改善手当	1
引越手当	1	給食手当	2		
勤続手当	1	住宅手当	2		
精勤手当	1	単身赴任手当	1		
単身赴任手当	1	年末年始手当	5		
特別手当	6	変則手当	5		
年末年始手当	4				

7) 超過勤務時間の月平均

施設種類	超過勤務時間の月平均 (時間)	N数
養護老人	8.6	7
特 養	4.8	100
軽 費	4.1	35
障害支援	8.4	32
障福サービス	7.2	67
児童養護	15.1	6
保 育	7.5	96

6. 処遇改善加算

平成 25 年度以降、3 分野全てに処遇改善加算の制度が導入されました。3 分野の各施設が、職員の処遇改善のため、加算額をどのように支給しているか、その実態を調査集計した結果を示します。支給方法は以下の 9 種類で調査しています。

なお、前回調査時は児童福祉分野には制度が導入されていませんでしたので、今回が初めての調査になります。

また、今回調査から支給額についても調査しています。

【処遇改善加算の支給方法】

1. 介護職員（保育士）のみ、基本給に加算支給
2. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、基本給に加算支給
3. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として毎月加算支給
4. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、諸手当として毎月加算支給
5. 介護職員（保育士）のみ、一時金として一括支給（年 1 回）
6. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、一時金として一括支給（年 1 回）
7. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年 2～3 回）
8. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、諸手当として賞与支給時に加算支給（年 2～3 回）
9. その他

＜高齢福祉分野の施設＞ ※複数回答

○特別養護老人ホームは前回同様「3. 介護職員のみ、諸手当として毎月加算支給」が一番多く 57 件、38.3%（前回調査時も「3. 介護職員のみ、諸手当として毎月加算支給」が 24 件、23.7%）。

＜障害福祉分野の施設＞

○障害者支援施設は「9. その他」が一番多く 11 件、23.4%（前回調査時は「4. 介護職員に限らず全職員に対して、諸手当として毎月加算支給」が 10 件、24.3%）。

○障害福祉サービス事業は「4. 介護職員に限らず全職員に対して、諸手当として毎月加算支給」が一番多く 24 件、33.8%（前回調査時は「9. その他」が 18 件、25.0%）。

＜児童福祉分野の施設＞

○児童養護施設は「2. 保育士に限らず全職員に対して、基本給に加算支給」と「9. その他」がそれぞれ 1 件ずつ。

○保育所・認定こども園は「6. 保育士に限らず全職員に対して、一時金として一括支給（年 1 回）」が一番多く 70 件、45.5%。

【処遇改善加算の支給額】

前回調査時にはなかった設問です。

＜高齢福祉分野の施設＞

○最高額は月額 55,000 円、年額 715,281 円。

○平均額は月額 22,612 円（98 施設）、年額 279,650 円（103 施設）。

＜障害福祉分野の施設＞

○最高額は月額 42,000 円、年額 504,000 円。

○平均額は月額 18,168 円（74 施設）、年額 231,802 円（81 施設）。

<児童福祉分野の施設>

○年額のみの回答。

○最高額は年額 416,350 円。

○平均額は年額 177,840 円 (91 施設)。

1) 処遇改善加算の支給状況

施設種類	申請あり	1	2	3	4	5	6	7	8	9
養護老人	6	0	0	1	0	1	0	1	0	3
特 養	98	12	7	57	12	9	5	25	9	13
軽 費	24	1	1	12	6	1	2	5	0	5
障害支援	28	7	5	3	6	0	4	7	4	11
障福サービス	58	5	8	6	24	3	9	6	5	5
児童養護	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
保 育	114	4	28	4	19	0	70	2	18	9

1. 介護職員（保育士）のみ、基本給に加算支給
2. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、基本給に加算支給
3. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として毎月加算支給
4. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、諸手当として毎月加算支給
5. 介護職員（保育士）のみ、一時金として一括支給（年1回）
6. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、一時金として一括支給（年1回）
7. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2～3回）
8. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、賞与支給時に加算支給（年2～3回）
9. その他

2) 処遇改善加算の支給額

分野	支給額 月額（円）				支給額 年額（円）			
	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	22,612	55,000	3,949	98	279,650	715,281	48,000	103
障害福祉	18,168	42,000	3,000	74	231,802	504,000	36,000	81
児童福祉					177,840	416,350	65,000	91

7. 賞与（期末勤勉手当）

賞与も初任給や基本給と同じように、職員処遇と労働市場での競争力において深い関わりのある項目です。3分野の施設がそれぞれ何か月分支給しているか、その実態を調査集計した結果を示します。

以下に雇用形態別の賞与の平均支給月数、または平均支給額を示します。併せて、賞与算定時の基礎項目も示しています。加えて集計表では、非正規を嘱託、フルタイムパート、短時間パート、アルバイト、契約の5つの雇用形態別に分けて集計しています。

【賞与支給状況（3分野合算）】

以下に平均の支給月数を示します。

- 正規職員は平均 3.9 か月という結果です。（前回調査時は 4.0 か月で減少）
- 嘱託職員は平均 2.4 か月という結果です。（前回調査時は 2.4 か月で同じ）
- フルタイムパートは平均 2.0 か月という結果です。（前回調査時は 1.9 か月で増加）
- 短時間パートは平均 1.9 か月という結果です。（前回調査時は 1.7 か月で増加）
- アルバイトは平均 1.9 か月という結果です。（前回調査時は 1.2 か月で増加）
- 契約職員は平均 1.8 か月という結果です。（前回調査時は 2.0 か月で減少）

ちなみに岡山県の短時間労働者の全産業平均賞与額は 32,400 円（平均勤続年数 5.4 年）、医療福祉の平均が 39,900 円（平均勤続年数 5.3 年）「出展：平成 28 年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省」ですので、県内の民間企業と比べて非常勤職員の賞与支給額が大きいことが窺えます。

【賞与支給状況（支給月数と支給額）】

〔正規職員の賞与支給月数〕 定率支給の施設の場合

＜高齢福祉分野の施設＞

○最高月数は 5.8 か月、最低月数は 0.2 か月。平均月数で 3.7 か月（152 施設）という結果です。前回平均月数は 4.0 か月。

＜障害福祉分野の施設＞

○最高月数は 5.2 か月、最低月数は 1.3 か月。平均月数で 3.9 か月（105 施設）という結果です。前回平均月数は 4.1 か月。

＜児童福祉分野の施設＞

○最高月数は 5.3 か月、最低月数は 2.4 か月。平均月数で 4.3 か月（129 施設）という結果です。前回平均月数は 4.1 か月。

〔正規職員の賞与支給額〕 定額支給の施設の場合

＜高齢福祉分野の施設＞

○最高額は 558,179 円、最低額は 157,682 円。平均額で 364,586 円（4 施設）という結果です。前回調査では定額支給の施設はありませんでした。

＜障害福祉分野の施設＞

○最高額は 504,000 円、最低額は 36,000 円。平均額で 231,802 円（81 施設）という結果です。前回調査では定額支給の施設はありませんでした。

＜児童福祉分野の施設＞

○最高額は 812,006 円、最低額も 812,006 円。1 施設のみの調査結果です。前回調査では定額支給の施設はありませんでした。

ちなみに岡山県の全産業平均の賞与額は 783,200 円（平均勤続年数 11.8 年）、医療福祉の平均額が 796,500 円（平均勤続年数 9.2 年）「出展：平成 28 年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省」です。

【賞与算定基礎（賞与の算定となる基礎項目）】

＜高齢福祉分野の施設＞

- 基本給を算定基礎としている養護老人ホームは9施設あり、その中で管理職手当を算定基礎に加えている施設は3施設です。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は0です。
- 基本給を算定基礎としている特別養護老人ホームは105施設あり、その中で管理職手当を算定基礎に加えている施設は23施設です。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は4施設ありました。
- 基本給を算定基礎としている軽費老人ホームは40施設あり、その中で管理職手当を算定基礎に加えている施設は8施設です。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は0です。

＜障害福祉分野の施設＞

- 基本給を算定基礎としている障害者支援施設は34施設あり、その中で管理職手当を算定基礎に加えている施設は6施設です。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は4施設ありました。
- 基本給を算定基礎としている障害福祉サービス事業は75施設あり、その中で管理職手当を算定基礎に加えている施設は26施設です。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は14施設ありました。

＜児童福祉分野の施設＞

- 基本給を算定基礎としている児童養護施設は7施設あり、その中で管理職手当を算定基礎に加えている施設は2施設です。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は3施設ありました。
- 基本給を算定基礎としている保育所・認定こども園は127施設あり、その中で管理職手当を算定基礎に加えている施設は29施設です。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は89施設ありました。

【賞与算定基礎（賞与の算定となるその他の基礎項目）】

＜高齢福祉分野の施設＞

- 扶養手当を算定基礎項目に入れている施設が22施設あります。

＜障害福祉分野の施設＞

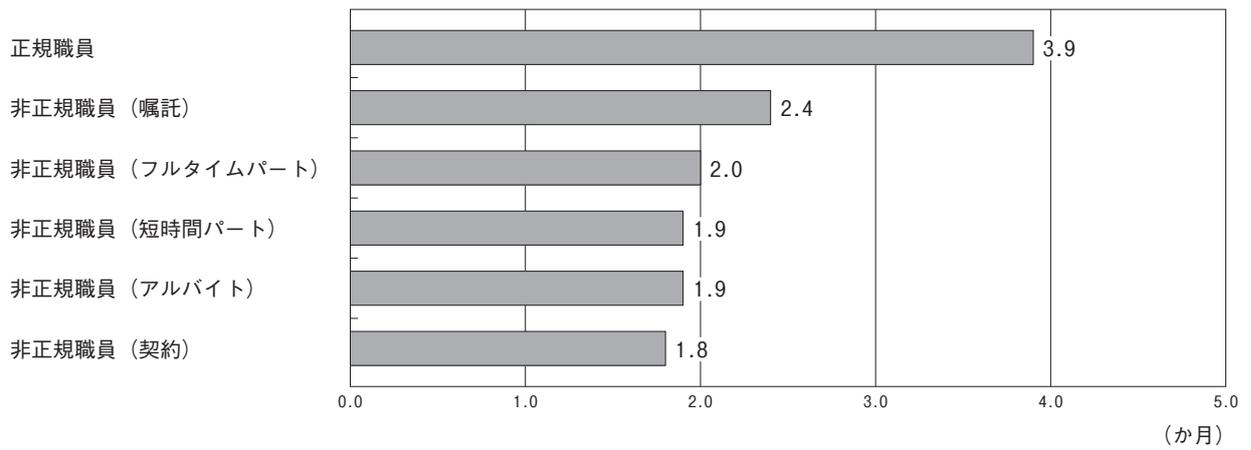
- 扶養手当を算定基礎項目に入れている施設が37施設あります。

＜児童福祉分野の施設＞

- 扶養手当を算定基礎項目に入れている施設が38施設あります。

算定基礎に入れている地域手当は少数であるため、次回調査では、地域手当に変えて扶養手当を算定基礎の選択肢に入れた方が良いと思われます。

1) 賞与支給状況 (3分野合算)



雇用形態	賞与支給月額 (千円)	N数
正規職員	3.9	386
非正規職員 (嘱託)	2.4	110
非正規職員 (フルタイムパート)	2.0	129
非正規職員 (短時間パート)	1.9	94
非正規職員 (アルバイト)	1.9	20
非正規職員 (契約)	1.8	60

2) 賞与支給状況 (分野×定率×定額方式)

(円) (か月)

分野	雇用形態	定率方式 (単位：月)				定額方式			
		平均月数	最高月数	最低月数	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	正規職員	3.7	5.8	0.2	152	364,586	558,179	157,682	4
	非正規職員 (嘱託)	2.4	4.2	0.1	54	118,965	200,000	14,266	16
	非正規職員 (フルタイムパート)	1.8	10.0	0.1	49	97,013	241,308	10,000	42
	非正規職員 (短時間パート)	1.7	10.0	0.1	35	53,346	395,700	10,000	47
	非正規職員 (アルバイト)	2.1	4.0	0.0	8	35,714	100,000	10,000	7
	非正規職員 (契約)	1.8	4.0	0.5	26	97,500	170,000	20,000	4
障害福祉	正規職員	3.9	5.2	1.3	105	231,802	504,000	36,000	81
	非正規職員 (嘱託)	2.2	4.5	1.3	36	131,130	347,419	50,000	7
	非正規職員 (フルタイムパート)	1.9	3.0	0.8	31	62,293	427,000	17,500	30
	非正規職員 (短時間パート)	2.1	4.4	1.0	26	44,053	251,000	3,000	31
	非正規職員 (アルバイト)	1.9	2.0	1.0	9	44,754	183,000	10,000	13
	非正規職員 (契約)	1.7	4.0	1.0	21	65,877	111,888	30,000	8
児童福祉	正規職員	4.3	5.3	2.4	129	812,006	812,006	812,006	1
	非正規職員 (嘱託)	2.5	4.7	1.0	20	285,132	785,000	20,000	11
	非正規職員 (フルタイムパート)	2.1	5.2	0.5	49	192,216	529,200	50,000	19
	非正規職員 (短時間パート)	2.0	5.2	0.5	33	76,020	250,000	10,000	20
	非正規職員 (アルバイト)	1.5	2.6	1.0	3	17,500	20,000	15,000	2
	非正規職員 (契約)	2.1	4.3	1.0	12	—	—	—	—

3) 賞与算定基礎（施設種類×算定基礎）

分野	施設種類	査定基礎	選択件数
高齢福祉	養護老人	基本給	9
		特殊業務手当	0
		地域手当	0
		管理職手当	3
	特 養	基本給	105
		特殊業務手当	4
		地域手当	0
		管理職手当	23
	軽 費	基本給	40
		特殊業務手当	0
		地域手当	0
		管理職手当	8
障害福祉	障害支援	基本給	34
		特殊業務手当	4
		地域手当	1
		管理職手当	6
	障福サービス	基本給	75
		特殊業務手当	14
		地域手当	0
		管理職手当	26
児童福祉	児童養護	基本給	7
		特殊業務手当	3
		地域手当	1
		管理職手当	2
	保 育	基本給	127
		特殊業務手当	89
		地域手当	12
		管理職手当	29

4) 賞与算定基礎 (施設種類×算定その他)

高齢福祉	
その他所定外手当 (記述部分)	件数
家族手当	2
管理職加算	1
勤務加算	1
資格手当	3
紹介加算	1
職責手当	3
職能給	1
職務手当	3
調整手当	1
扶養手当	22
役職手当	4

障害福祉	
その他所定外手当 (記述部分)	件数
業務手当	1
係長以上 給与等級	1
資格手当	1
主任手当	1
職務手当	1
調整額	1
調整手当	14
扶養手当	37
役員手当	1
役職	1

児童福祉	
その他所定外手当 (記述部分)	件数
処遇改善手当	1
人事考課	1
調整手当	13
扶養手当	38

8. 退職共済制度・福利厚生制度

【退職共済制度（加入制度組合せ）】

退職金や福利厚生は、職員の定着を促進するうえで関わりが深い項目です。3分野の施設がそれぞれどのような退職金制度に加入しているか、また、どのような福利厚生を実施しているか、その実態を調査集計した結果を示します。

なお、特別養護老人ホーム等の高齢福祉分野に加えて、平成28年度からは障害福祉分野も福祉医療機構の「社会福祉退職手当共済」の加入条件が変わりました（掛金の3/3を法人が負担）。

<高齢福祉分野の施設>

○「社会福祉退職手当共済」と「民間社会福祉従事者共済」の二つに加入している割合が一番多く82件、52.6%です。前回調査では77件、56.6%でしたので4.0ポイント減少しました。

<障害福祉分野の施設>

○同じく「社会福祉退職手当共済」と「民間社会福祉従事者共済」の二つに加入している割合が一番多く75件、67.0%です。前回調査では71件、66.4%でしたのでほぼ変化はありません。

<児童福祉分野の施設>

○「社会福祉退職手当共済」と「民間保育所職員共済」の二つに加入している割合が一番多く100件、72.5%です。前回調査でも「社会福祉退職手当共済」と「民間保育所職員共済」の二つに加入している割合が一番多く73件、61.9%でした。

【退職共済制度（加入制度単独）】

各退職金制度の加入状況を3分野別に調査集計したものです。

○最も加入率が高いのは3分野共通で「社会福祉退職手当共済」であり、児童福祉分野の136件、97.8%で最も加入率が高く、次が障害福祉分野の106件、96.4%、最後が高齢福祉分野の116件、73.4%となっています。

○「民間社会福祉従事者共済」は障害福祉分野が80件、72.7%、高齢福祉分野が109件、69.0%となっています。

○児童福祉分野は「民間保育所職員共済」に113件、81.3%の割合で加入しています。

【福利厚生制度（加入制度組合せ）】

各福利厚生制度の加入状況を3分野別に調査集計したものです。

<高齢福祉分野の施設>

○「民間社会福祉従事者育成」に加入している割合が一番多く71件、51.8%です。前回調査では54件、39.7%でしたので12.1ポイント増加しました。

<障害福祉分野の施設>

○「民間社会福祉従事者育成」に加入している割合が一番多く39件、37.9%です。前回調査では27件、25.2%でしたので12.7ポイント増加しました。

<児童福祉分野の施設>

○「民間社会福祉従事者育成」に加入している割合が一番多く89件、65.9%です。前回調査では66件、55.9%でしたので10.0ポイント増加しました。

【福利厚生制度（加入制度単独）】

各福利厚生制度の加入状況を3分野別に調査集計したものです。

○最も加入率が高いのは3分野共通で「民間社会福祉従事者育成」で児童福祉分野の130件、93.5%で最も加入率が高く、次が障害福祉分野の85件、75.2%、次いで高齢福祉分野の113件、71.5%となっています。

1) 退職共済制度 (分野×加入制度<組合せ>)

高齢福祉		
退職共済金 (組合せ)	件数	割合
社会福祉退職手当共済	14	9.0%
民間社会福祉従事者共済	16	10.3%
中小企業共済	6	3.8%
法人独自の退職金	15	9.6%
その他	2	1.3%
社会福祉退職手当共済 民間社会福祉従事者共済	82	52.6%
社会福祉退職手当共済 中小企業共済	2	1.3%
社会福祉退職手当共済 法人独自の退職金	7	4.5%
中小企業共済 法人独自の退職金	1	0.6%
社会福祉退職手当共済 民間社会福祉従事者共済 中小企業共済	4	2.6%
社会福祉退職手当共済 民間社会福祉従事者共済 法人独自の退職金	6	3.8%
社会福祉退職手当共済 民間社会福祉従事者共済 その他	1	0.6%

156

※割合は、各分野別組合せ件数合計に対する割合

障害福祉		
退職共済金 (組合せ)	件数	割合
社会福祉退職手当共済	28	25.0%
民間社会福祉従事者共済	5	4.5%
法人独自の退職金	1	0.9%
社会福祉退職手当共済 民間社会福祉従事者共済	75	67.0%
社会福祉退職手当共済 中小企業共済	1	0.9%
社会福祉退職手当共済 法人独自の退職金	2	1.8%

112

児童福祉		
退職共済金 (組合せ)	件数	割合
社会福祉退職手当共済	8	5.8%
民間社会福祉従事者共済	1	0.7%
法人独自の退職金	1	0.7%
社会福祉退職手当共済 民間社会福祉従事者共済	11	8.0%
社会福祉退職手当共済 民間保育所職員共済	100	72.5%
社会福祉退職手当共済 法人独自の退職金	4	2.9%
社会福祉退職手当共済 民間社会福祉従事者共済 民間保育所共済	11	8.0%
社会福祉退職手当共済 民間保育所共済 法人独自の退職金	2	1.4%

138

2) 退職共済制度（分野×加入制度）

制度区分		高齢福祉	障害福祉	児童福祉
社会福祉退職手当共済	件数	116	106	136
	割合	73.4%	96.4%	97.8%
民間社会福祉従事者共済	件数	109	80	23
	割合	69.0%	72.7%	16.5%
民間保育所職員共済	件数	/	/	113
	割合			81.3%
中小企業共済	件数	13	1	0
	割合	8.2%	0.9%	0.0%
法人独自の退職金	件数	29	3	7
	割合	18.4%	2.7%	5.0%
その他	件数	3	0	0
	割合	1.9%	0.0%	0.0%

←高齢・障害にはありません。

3) 福利厚生制度（分野×加入制度＜組合せ＞）

高齢福祉		
福利厚生制度（組合せ）	件数	割合
ソウエルクラブ	1	0.7%
民間社会福祉従事者育成	71	51.8%
法人独自の福利厚生	13	9.5%
その他	7	5.1%
ソウエルクラブ 民間社会福祉従事者育成	15	10.9%
ソウエルクラブ 法人独自の福利厚生	1	0.7%
民間社会福祉従事者育成 法人独自の福利厚生	9	6.6%
民間社会福祉従事者育成 その他	7	5.1%
法人独自の福利厚生 その他	2	1.5%
ソウエルクラブ 民間社会福祉従事者育成 法人独自の福利厚生	4	2.9%
ソウエルクラブ 民間社会福祉従事者育成 その他	3	2.2%
民間社会福祉従事者育成 法人独自の福利厚生 その他	3	2.2%
ソウエルクラブ 民間社会福祉従事者育成 法人独自の福利厚生	1	0.7%

137

※割合は、各分野別組合せ件数合計に対する割合

障害福祉		
福利厚生制度（組合せ）	件数	割合
ソウエルクラブ	6	5.8%
民間社会福祉従事者育成	39	37.9%
法人独自の福利厚生	4	3.9%
ソウエルクラブ 民間社会福祉従事者育成	23	22.3%
ソウエルクラブ その他	8	7.8%
民間社会福祉従事者育成 法人独自の福利厚生	13	12.6%
民間社会福祉従事者育成 その他	5	4.9%
ソウエルクラブ 民間社会福祉従事者育成 法人独自の福利厚生	5	4.9%

103

児童福祉		
福利厚生制度（組合せ）	件数	割合
ソウエルクラブ	1	0.7%
民間社会福祉従事者育成	89	65.9%
法人独自の福利厚生	3	2.2%
ソウエルクラブ 民間社会福祉従事者育成	15	11.1%
民間社会福祉従事者育成 法人独自の福利厚生	10	7.4%
民間社会福祉従事者育成 その他	8	5.9%
法人独自の福利厚生 その他	1	0.7%
ソウエルクラブ 民間社会福祉従事者育成 法人独自の福利厚生	3	2.2%
ソウエルクラブ 民間社会福祉従事者育成 その他	2	1.5%
民間社会福祉従事者育成 法人独自の福利厚生 その他	3	2.2%

135

4) 福利厚生制度（分野×加入制度）

制度区分		高齢福祉	障害福祉	児童福祉
ソウエルクラブ	件数	25	42	21
	割合	15.8%	37.2%	15.1%
民間社会福祉従事者育成	件数	113	85	130
	割合	71.5%	75.2%	93.5%
法人独自の福利厚生	件数	33	22	20
	割合	20.9%	19.5%	14.4%
その他	件数	23	13	14
	割合	14.6%	11.5%	10.1%

9. モデル賃金

現在、国が進めている処遇改善加算の要件としてキャリアパスの構築がありますが、このキャリアパスの要件に「給与水準を示す」というものがあります。この「給与水準」が正にモデル賃金です。

例えば、自分がこの施設に新卒で入って、勤続を重ねて30歳になったら、だいたいいくら位の給与がもらえるのか、それを年齢ごとに示すことで「将来の展望とやりがいを持って働くことのできる労働環境」につながります。

ここでは、3分野の施設でどの程度の給与水準（基本給+諸手当+賞与+処遇改善加算）なのか、その平均値を取り、モデル賃金として示しています。

なお、モデル賃金は、新卒で就職した職員を基準に見ていきます。つまり新卒の職員がそれぞれの学卒時の初任給からはじまり、年齢・勤続を重ねるにつれ、その年齢になったらどの位の所定内給与、年収になるか、その平均額を示すものです。したがって、中途採用者の賃金にそのまま当てはめようとすると高すぎたり、低すぎたりする場合がありますので注意が必要です。

【年齢別一覧表（大学卒モデル年収）】

22歳からはじまって25歳からは5歳刻みで60歳までの「基本給（月額）」「諸手当（月額）」「賞与（年額）」「処遇改善加算（年額）」（前回調査時はなし）「計（年額）」の額を示しています。

モデル世帯を想定して、扶養家族の欄には、配偶者と子供の数を足した数字が入っています。例えば大学を卒業して22歳で就職し、30歳で結婚、同時に子供が生まれると仮定すると扶養家族が「2」になり、さらに35歳で第2子が生まれると仮定するとその数が「3」に増え、50歳の時に第1子が独立して扶養家族から外れるとの想定で「2」、また55歳で第2子が独立、配偶者のみとなり、扶養家族が「1」になるとの想定で考えられています。

特別養護老人ホーム100施設の平均から導き出されたモデル年収の見方は以下の通りです。

○22歳のモデル年収：扶養家族0人、基本給161,364円、諸手当49,129円で合計210,493円。年間賞与額が503,177円、年間の処遇改善加算が248,480円。年額（年収）が3,260,374円。

以上のような見方で自施設と同一施設のモデル年収と比較して見ていただければと考えます。

【年齢別一覧表（短大・専門校卒モデル年収）】

20歳からはじまって25歳からは5歳刻みで60歳までの「基本給（月額）」「諸手当（月額）」「賞与（年額）」「処遇改善加算（年額）」「計（年額）」を示しています。

【年齢別一覧表（高校卒モデル年収）】

18歳からはじまって25歳からは5歳刻みで60歳までの「基本給（月額）」「諸手当（月額）」「賞与（年額）」「処遇改善加算（年額）」「計（年額）」を示しています。

次頁の表に、岡山県の全産業平均の賃金を示します。今回のモデル年収とこの岡山県の年齢別の平均年収を比較すると、モデル年収の方が概ね上回っています。

（※年齢の計上の仕方が違うので単純比較ではありません。）

表 1. 岡山県内全産業年齢階層別平均賃金

(金額：円)

給与区分	決まって支給する現金給与額 (所定内給与＋通勤手当) (A)	所定内給与額 (B)	年間賞与その他特別給与額 (C)	年間所定内給与 (B) * 12 = (D)	年収 (C) + (D)
平均額	308,200	279,500	783,200	3,354,000	4,137,200
～ 19歳	190,400	171,400	91,900	2,056,800	2,148,700
20～24歳	223,000	197,700	371,000	2,372,400	2,743,400
25～29歳	254,400	223,100	601,000	2,677,200	3,278,200
30～34歳	290,800	258,400	730,600	3,100,800	3,831,400
35～39歳	308,900	276,000	796,100	3,312,000	4,108,100
40～44歳	332,900	301,200	923,900	3,614,400	4,538,300
45～49歳	348,400	317,000	911,200	3,804,000	4,715,200
50～54歳	366,800	338,600	1,070,000	4,063,200	5,133,200
55～59歳	348,600	323,300	970,400	3,879,600	4,850,000
60～64歳	266,800	252,600	618,300	3,031,200	3,649,500

「出展：平成 28 年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省」

1) 年齢別一覧表（施設種類×卒歴×給与）＜高齢福祉分野＝介護職員＞

■大学卒（給与）

（金額：円）

施設種類	N数	年齢	扶養家族	大 学 卒				計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
養護老人	7	22歳	0	163,976	47,570	629,087	271,420	3,361,513
		23歳	0	169,813	48,699	674,825	277,050	3,481,671
		25歳	0	179,280	48,766	712,372	277,050	3,633,618
		30歳	2	198,038	69,766	819,151	277,050	4,217,497
		35歳	3	215,772	76,682	900,459	277,050	4,594,605
		40歳	3	233,105	76,849	970,680	277,050	4,874,826
		45歳	3	246,313	77,849	1,026,035	277,050	5,100,681
		50歳	2	260,505	71,266	1,072,916	277,050	5,238,862
		55歳	1	267,077	62,749	1,086,447	277,050	5,229,053
		60歳	1	274,177	62,749	1,116,907	277,050	5,344,713
特 養	100	22歳	0	161,364	49,129	503,177	248,480	3,260,374
		23歳	0	164,802	48,988	620,602	258,653	3,425,895
		25歳	0	170,371	50,248	649,477	259,220	3,537,562
		30歳	2	185,438	65,247	708,425	261,708	3,961,408
		35歳	3	200,996	72,105	781,564	265,071	4,302,722
		40歳	3	216,232	72,456	831,482	273,723	4,547,799
		45歳	3	229,342	75,200	891,931	272,231	4,796,649
		50歳	2	243,722	70,412	934,235	276,194	4,955,077
		55歳	1	257,194	66,432	984,119	274,708	5,105,791
		60歳	1	264,451	67,489	991,133	271,153	5,209,301
軽 費	37	22歳	0	165,318	44,782	533,032	261,739	3,209,854
		23歳	0	168,150	44,275	638,694	280,643	3,359,289
		25歳	0	173,007	47,832	670,344	290,292	3,494,594
		30歳	2	186,518	62,668	731,632	290,293	3,896,033
		35歳	3	200,412	68,118	789,288	290,293	4,185,817
		40歳	3	213,892	68,146	842,236	290,293	4,400,865
		45歳	3	227,160	69,408	892,348	290,293	4,625,337
		50歳	2	240,792	66,048	940,648	290,293	4,796,905
		55歳	1	252,502	62,407	982,171	290,293	4,935,249
		60歳	1	259,096	62,800	973,593	290,293	5,010,518

※N数は算出有効データの平均データ数

※「計（年額）」には、「基本給（月額）」＋「諸手当（月額）」に12か月をかけた額に、「賞与（年額）」と「処遇改善加算（年額）」を加えた金額の他、月額支給ではない手当等も含まれています。

1) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与) <障害福祉分野=生活支援職員>

■大学卒 (給与)

(金額:円)

施設種類	N数	年齢	扶養家族	大 学 卒				計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
障害支援	36	22歳	0	177,307	30,636	592,701	241,666	3,434,806
		23歳	0	183,602	30,786	719,193	257,604	3,642,222
		25歳	0	191,440	32,684	752,983	264,790	3,797,144
		30歳	2	212,782	48,262	876,048	272,284	4,367,747
		35歳	3	233,149	53,661	971,493	278,855	4,788,324
		40歳	3	253,255	60,818	1,056,623	282,960	5,191,087
		45歳	3	274,001	63,071	1,223,809	284,229	5,627,469
		50歳	2	298,621	59,743	1,220,334	300,742	5,880,820
		55歳	1	323,731	54,438	1,299,894	298,316	6,150,989
		60歳	1	333,171	55,059	1,343,936	384,493	6,361,294
障 福 サービス	73	22歳	0	179,266	11,765	606,336	177,295	3,221,122
		23歳	0	179,145	13,272	695,767	193,793	3,300,192
		25歳	0	186,803	13,880	730,750	198,073	3,436,694
		30歳	2	206,149	29,247	837,693	202,712	3,965,733
		35歳	3	228,980	36,662	968,456	206,452	4,462,074
		40歳	3	251,515	38,388	1,061,364	211,470	4,851,184
		45歳	3	270,755	40,063	1,139,716	216,590	5,179,338
		50歳	2	289,205	35,790	1,203,260	229,668	5,406,407
		55歳	1	304,855	30,440	1,257,665	235,291	5,588,917
		60歳	1	313,862	31,232	1,287,729	241,252	5,738,122

※N数は算出有効データの平均データ数

※「計 (年額)」には、「基本給 (月額)」+「諸手当 (月額)」に12か月をかけた額に、「賞与 (年額)」と「処遇改善加算 (年額)」を加えた金額の他、月額支給ではない手当等も含まれています。

1) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与) <児童福祉分野=児童指導員・保育士>

■大学卒 (給与)

(金額:円)

施設種類	N数	年齢	扶養家族	大 学 卒				計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
児童養護	6	22歳	0	191,387	45,610	672,001	60,000	3,598,025
		23歳	0	195,570	45,951	812,637	60,000	3,789,605
		25歳	0	202,640	39,852	852,153	60,000	4,024,041
		30歳	2	219,599	57,043	952,647	420,000	4,558,629
		35歳	3	236,676	62,361	1,032,917	420,000	4,917,693
		40歳	3	256,395	63,330	1,117,151	420,000	5,199,011
		45歳	3	273,878	64,467	1,191,911	420,000	5,482,617
		50歳	2	285,039	61,585	1,235,256	420,000	5,658,322
		55歳	1	296,332	58,545	1,278,906	420,000	5,802,084
		60歳	1	301,000	58,638	1,297,687	420,000	5,877,817
保 育	101	22歳	0	176,093	8,022	689,320	143,858	3,127,020
		23歳	0	179,569	8,334	793,215	150,247	3,301,543
		25歳	0	186,317	8,664	826,514	164,681	3,432,369
		30歳	2	203,023	20,567	931,069	199,497	3,920,171
		35歳	3	218,878	24,518	1,006,550	210,126	4,239,769
		40歳	3	234,811	25,713	1,077,677	242,249	4,541,304
		45歳	3	250,608	27,536	1,148,206	254,519	4,837,842
		50歳	2	265,085	25,020	1,203,884	270,578	5,049,435
		55歳	1	278,035	23,205	1,250,359	277,167	5,232,359
		60歳	1	285,440	23,842	1,281,369	285,960	5,378,841

※N数は算出有効データの平均データ数

※「計(年額)」には、「基本給(月額)」+「諸手当(月額)」に12か月をかけた額に、「賞与(年額)」と「処遇改善加算(年額)」を加えた金額の他、月額支給ではない手当等も含まれています。

2) 年齢別一覧表（施設種類×卒歴×給与）＜高齢福祉分野＝介護職員＞

■短大・専門校卒（給与）

（金額：円）

施設種類	N数	年齢	扶養家族	短大・専門校卒				
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	計 (年額)
養護老人	7	20歳	0	156,227	45,428	597,451	271,420	3,211,179
		21歳	0	161,473	47,532	639,628	277,050	3,332,394
		22歳	0	165,399	47,628	633,894	271,420	3,384,079
		25歳	0	180,173	48,832	714,426	277,050	3,647,192
		30歳	2	199,115	69,832	822,465	277,050	4,234,531
		35歳	3	217,082	76,749	905,021	277,050	4,615,687
		40歳	3	234,098	76,916	973,914	277,050	4,890,780
		45歳	3	248,090	77,916	1,032,719	277,050	5,129,485
		50歳	2	260,277	71,332	1,071,412	277,050	5,235,418
		55歳	1	267,093	59,416	1,086,132	277,050	5,188,938
		60歳	1	273,143	59,416	1,112,174	277,050	5,287,580
特 養	102	20歳	0	154,629	46,952	475,004	245,713	3,127,135
		21歳	0	157,500	47,108	596,554	248,186	3,287,176
		22歳	0	160,845	49,777	613,000	254,372	3,380,580
		25歳	0	169,557	51,184	648,327	257,183	3,536,399
		30歳	2	183,695	64,894	702,320	259,115	3,927,725
		35歳	3	198,299	71,338	773,593	263,856	4,252,077
		40歳	3	212,603	72,036	820,336	270,266	4,485,157
		45歳	3	224,140	74,579	873,152	268,621	4,704,971
		50歳	2	236,882	70,369	913,866	271,359	4,847,812
		55歳	1	250,055	66,238	956,356	270,778	4,987,389
		60歳	1	256,575	67,148	961,620	271,205	5,082,137
軽 費	37	20歳	0	156,675	42,904	512,778	250,411	3,067,715
		21歳	0	159,266	42,950	615,817	268,493	3,213,953
		22歳	0	162,522	45,899	632,352	274,406	3,303,974
		25歳	0	170,652	49,135	662,472	283,607	3,473,221
		30歳	2	184,293	62,595	723,050	283,607	3,859,014
		35歳	3	196,747	67,013	775,535	283,607	4,113,980
		40歳	3	209,260	67,865	825,030	283,607	4,323,844
		45歳	3	220,341	69,065	865,785	283,607	4,511,963
		50歳	2	231,800	65,474	905,138	283,607	4,645,747
		55歳	1	243,043	61,608	942,665	283,607	4,771,797
		60歳	1	248,752	62,361	933,431	283,607	4,840,094

※N数は算出有効データの平均データ数

※「計（年額）」には、「基本給（月額）」＋「諸手当（月額）」に12か月をかけた額に、「賞与（年額）」と「処遇改善加算（年額）」を加えた金額の他、月額支給ではない手当等も含まれています。

2) 年齢別一覧表（施設種類×卒歴×給与）＜障害福祉分野＝生活支援職員＞

■短大・専門校卒（給与）

（金額：円）

施設種類	N数	年齢	扶養家族	短大・専門校卒				
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	計 (年額)
障害支援	35	20歳	0	162,969	27,181	533,699	229,826	3,149,201
		21歳	0	165,403	27,288	634,175	255,622	3,295,639
		22歳	0	172,239	31,247	658,945	262,152	3,453,873
		25歳	0	186,598	32,471	734,175	245,502	3,706,117
		30歳	2	207,441	47,782	827,040	272,764	4,249,177
		35歳	3	230,216	54,984	954,918	277,946	4,739,890
		40歳	3	250,360	60,385	1,044,441	282,860	5,138,904
		45歳	3	269,655	62,974	1,096,296	284,085	5,446,560
		50歳	2	293,778	59,387	1,211,225	300,270	5,809,050
		55歳	1	319,379	54,271	1,290,764	308,020	6,093,162
		60歳	1	329,288	54,760	1,336,264	314,454	6,265,638
障 福 サービス	69	20歳	0	169,693	9,244	567,336	174,704	3,027,841
		21歳	0	167,874	9,926	646,323	191,317	3,073,601
		22歳	0	172,305	14,964	665,754	192,556	3,207,531
		25歳	0	184,302	13,721	718,947	197,469	3,393,195
		30歳	2	205,350	30,107	860,177	202,154	3,999,391
		35歳	3	225,571	36,511	954,466	206,289	4,404,560
		40歳	3	245,592	38,378	1,038,850	211,259	4,759,745
		45歳	3	264,359	39,523	1,114,467	216,505	5,068,252
		50歳	2	282,247	35,502	1,342,701	232,750	5,483,405
		55歳	1	298,293	32,701	1,235,665	235,310	5,515,312
		60歳	1	308,284	34,126	1,257,707	241,280	5,675,224

※N数は算出有効データの平均データ数

※「計（年額）」には、「基本給（月額）」＋「諸手当（月額）」に12か月をかけた額に、「賞与（年額）」と「処遇改善加算（年額）」を加えた金額の他、月額支給ではない手当等も含まれています。

2) 年齢別一覧表（施設種類×卒歴×給与）＜児童福祉分野＝児童指導員・保育士＞

■短大・専門校卒（給与）

（金額：円）

施設種類	N数	年齢	扶養家族	短大・専門校卒				
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	計 (年額)
児童養護	5	20歳	0	177,168	43,289	595,275	60,000	3,323,761
		21歳	0	182,318	43,686	753,309	60,000	3,549,090
		22歳	0	186,450	44,011	770,645	60,000	3,664,057
		25歳	0	198,672	35,181	822,932	60,000	3,891,500
		30歳	2	215,350	48,754	908,123	60,000	4,309,676
		35歳	3	232,158	52,735	989,904	420,000	4,680,465
		40歳	3	245,358	49,243	1,046,798	420,000	4,934,282
		45歳	3	267,777	55,234	1,128,325	420,000	5,241,342
		50歳	2	287,008	53,351	1,220,311	420,000	5,556,228
		55歳	1	296,279	51,038	1,254,685	420,000	5,712,342
		60歳	1	300,928	51,139	1,273,528	420,000	5,787,940
保 育	111	20歳	0	169,664	7,177	638,062	148,039	3,001,943
		21歳	0	172,878	7,485	745,043	148,230	3,159,289
		22歳	0	176,436	7,715	770,972	150,180	3,231,625
		25歳	0	185,917	8,215	816,909	169,920	3,416,077
		30歳	2	202,724	19,185	918,187	208,811	3,891,744
		35歳	3	217,854	23,144	990,687	217,721	4,195,470
		40歳	3	234,034	24,592	1,064,097	244,561	4,499,983
		45歳	3	249,596	26,246	1,132,397	255,569	4,785,837
		50歳	2	263,755	23,378	1,185,261	276,065	4,988,825
		55歳	1	276,751	22,026	1,220,816	277,579	5,161,854
		60歳	1	284,246	22,498	1,266,297	284,098	5,316,710

※N数は算出有効データの平均データ数

※「計（年額）」には、「基本給（月額）」＋「諸手当（月額）」に12か月をかけた額に、「賞与（年額）」と「処遇改善加算（年額）」を加えた金額の他、月額支給ではない手当等も含まれています。

3) 年齢別一覧表（施設種類×卒歴×給与）＜高齢福祉分野＝介護職員＞

■高校卒（給与）

（金額：円）

施設種類	N数	年齢	扶養家族	高 校 卒				計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
養護老人	7	18歳	0	148,364	45,428	568,084	271,420	3,087,458
		19歳	0	153,633	47,532	608,552	277,050	3,207,238
		20歳	0	158,425	47,566	626,837	277,050	3,283,423
		22歳	0	164,704	47,685	631,246	271,420	3,373,785
		23歳	0	171,980	48,832	681,194	277,050	3,515,640
		25歳	0	180,533	48,899	715,857	277,050	3,653,743
		30歳	2	199,392	69,899	823,556	277,050	4,239,742
		35歳	3	215,325	76,816	898,005	277,050	4,588,391
		40歳	3	232,108	76,982	965,995	277,050	4,859,781
		45歳	3	246,067	77,982	1,024,677	277,050	5,097,963
		50歳	2	256,877	71,332	1,057,797	277,050	5,181,003
		55歳	1	263,577	62,749	1,072,051	277,050	5,172,657
60歳	1	271,093	62,749	1,103,974	277,050	5,294,780		
特 養	101	18歳	0	147,820	46,201	456,824	240,473	3,013,141
		19歳	0	150,411	46,436	566,215	245,877	3,161,520
		20歳	0	153,177	46,245	576,720	247,834	3,205,452
		22歳	0	159,118	49,597	607,423	260,133	3,354,675
		23歳	0	162,504	49,900	622,015	256,835	3,409,720
		25歳	0	168,600	50,712	648,275	259,104	3,521,346
		30歳	2	181,124	64,890	693,092	259,199	3,887,034
		35歳	3	195,829	70,997	764,988	265,088	4,210,195
		40歳	3	208,715	70,758	803,435	270,091	4,405,460
		45歳	3	220,640	73,769	859,262	267,815	4,637,954
		50歳	2	232,399	68,997	889,281	271,508	4,752,713
		55歳	1	242,745	65,786	934,973	269,660	4,881,824
60歳	1	250,547	65,981	936,156	269,960	4,968,834		
軽 費	37	18歳	0	149,125	42,283	489,776	257,103	2,943,796
		19歳	0	151,922	42,293	588,105	276,006	3,087,356
		20歳	0	154,650	42,857	598,657	275,734	3,137,247
		22歳	0	160,495	45,969	625,245	290,293	3,267,567
		23歳	0	163,145	46,260	634,188	290,293	3,316,396
		25歳	0	169,385	48,279	661,970	290,293	3,443,282
		30歳	2	183,338	62,034	721,801	290,293	3,835,601
		35歳	3	195,544	66,274	771,082	290,293	4,082,230
		40歳	3	206,870	65,915	812,808	290,293	4,255,576
		45歳	3	218,036	67,515	852,977	290,293	4,448,927
		50歳	2	228,281	63,432	886,547	290,293	4,556,436
		55歳	1	239,478	61,307	923,196	290,293	4,701,956
60歳	1	245,572	61,714	915,487	290,293	4,772,255		

※N数は算出有効データの平均データ数

※「計（年額）」には、「基本給（月額）」＋「諸手当（月額）」に12か月をかけた額に、「賞与（年額）」と「処遇改善加算（年額）」を加えた金額の他、月額支給ではない手当等も含まれています。

3) 年齢別一覧表（施設種類×卒歴×給与）＜障害福祉分野＝生活支援職員＞

■高校卒（給与）

（金額：円）

施設種類	N数	年齢	扶養家族	高 校 卒				計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
障害支援	24	18歳	0	153,741	24,390	510,211	259,082	3,047,951
		19歳	0	157,552	24,469	583,082	270,251	3,176,347
		20歳	0	161,548	24,688	602,292	265,362	3,242,265
		22歳	0	170,715	28,706	638,995	267,860	3,439,167
		23歳	0	174,937	28,806	655,763	268,990	3,508,682
		25歳	0	182,708	29,185	688,688	246,297	3,621,452
		30歳	2	201,077	43,415	778,104	267,295	4,118,675
		35歳	3	221,488	49,180	862,946	283,828	4,530,717
		40歳	3	239,744	51,846	938,152	288,110	4,860,377
		45歳	3	258,863	54,536	1,014,835	288,956	5,199,427
		50歳	2	280,959	51,920	1,053,815	314,039	5,465,864
		55歳	1	297,722	48,171	1,116,672	316,280	5,686,474
		60歳	1	316,518	59,738	1,222,177	321,644	6,109,213
障 福 サービス	52	18歳	0	163,798	7,393	529,091	146,540	2,883,087
		19歳	0	157,628	9,432	592,226	161,572	2,874,361
		20歳	0	161,466	9,493	607,448	165,736	2,939,325
		22歳	0	170,584	11,958	649,900	168,737	3,137,232
		23歳	0	174,993	12,079	669,245	170,219	3,210,220
		25歳	0	183,046	12,429	703,215	171,401	3,345,588
		30歳	2	204,586	29,579	856,583	176,745	3,987,531
		35歳	3	224,592	35,361	1,138,786	180,479	4,566,727
		40歳	3	245,547	36,065	1,038,808	188,006	4,730,829
		45歳	3	265,271	36,674	1,117,381	193,602	5,057,669
		50歳	2	282,747	33,930	1,183,036	213,575	5,298,485
		55歳	1	305,488	29,374	1,238,055	216,387	5,573,648
		60歳	1	307,804	31,038	1,271,892	223,839	5,656,625

※N数は算出有効データの平均データ数

※「計（年額）」には、「基本給（月額）」＋「諸手当（月額）」に12か月をかけた額に、「賞与（年額）」と「処遇改善加算（年額）」を加えた金額の他、月額支給ではない手当等も含まれています。

参考

職員構成＜高齢福祉分野＞

	職 種	正規職員数	非正規職員数	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護 老人	施設長	8.0人	1.0人	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%
	副施設長	2.0人	0.0人	—	100.0%	100.0%	—	—
	介護職員	55.0人	28.7人	56.4%	56.3%	100.0%	47.4%	92.9%
	生活相談員	14.0人	2.1人	64.5%	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%
	介護支援専門員	3.0人	1.0人	—	100.0%	—	100.0%	50.0%
	医師	0.0人	0.6人	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%
	看護職員	12.0人	4.0人	76.9%	66.7%	68.2%	100.0%	75.0%
	栄養士	9.0人	1.0人	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	調理員	6.0人	10.2人	48.8%	—	0.0%	—	50.0%
	理学療法士	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	作業療法士	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	言語聴覚士	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	あん摩マッサージ指圧師等	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	事務職員	7.0人	1.3人	52.6%	—	100.0%	83.3%	100.0%
	その他 1	2.0人	8.0人	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%
	その他 2	0.0人	2.2人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—
特養	施設長	101.3人	1.0人	100.0%	100.0%	100.0%	94.5%	100.0%
	副施設長	19.1人	1.0人	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%
	介護職員	2,311.0人	608.2人	87.0%	78.9%	84.2%	78.8%	70.2%
	生活相談員	146.7人	5.0人	100.0%	95.5%	100.0%	92.4%	94.8%
	介護支援専門員	113.0人	4.4人	95.0%	94.4%	100.0%	96.3%	96.7%
	医師	4.0人	43.3人	27.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	看護職員	314.2人	125.7人	61.6%	72.5%	79.6%	69.0%	78.8%
	栄養士	136.5人	5.1人	97.6%	88.8%	100.0%	97.9%	96.7%
	調理員	144.4人	57.6人	84.4%	41.8%	68.8%	40.4%	79.9%
	理学療法士	10.9人	5.3人	53.7%	100.0%	52.6%	96.8%	—
	作業療法士	9.1人	2.8人	96.8%	33.3%	83.3%	83.9%	95.2%
	言語聴覚士	0.3人	0.6人	33.3%	—	—	—	—
	あん摩マッサージ指圧師等	7.0人	1.0人	80.0%	—	100.0%	—	100.0%
	事務職員	178.8人	28.9人	88.5%	95.2%	89.7%	82.5%	80.1%
	その他 1	33.1人	93.3人	27.6%	25.8%	22.5%	34.0%	23.4%
	その他 2	13.1人	52.1人	32.5%	12.7%	10.4%	27.6%	29.9%
軽費	施設長	33.3人	2.0人	90.5%	100.0%	100.0%	100.0%	90.3%
	副施設長	1.0人	0.0人	—	—	—	100.0%	—
	介護職員	114.9人	38.4人	76.2%	70.3%	51.7%	91.1%	71.7%
	生活相談員	37.6人	4.0人	100.0%	87.5%	100.0%	77.8%	91.0%
	介護支援専門員	5.9人	1.0人	100.0%	—	—	100.0%	74.4%
	医師	0.0人	0.3人	—	—	—	—	0.0%
	看護職員	15.0人	8.0人	69.0%	—	—	50.0%	68.3%
	栄養士	21.6人	2.0人	86.7%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	調理員	20.0人	12.7人	74.1%	50.0%	—	71.4%	56.9%
	理学療法士	0.0人	0.2人	0.0%	—	—	—	—
	作業療法士	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	言語聴覚士	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	あん摩マッサージ指圧師等	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	事務職員	16.3人	5.1人	69.0%	88.9%	—	100.0%	60.6%
	その他 1	0.5人	14.9人	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
	その他 2	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—

職員構成＜障害福祉分野＞

	職 種	正規職員数	非正規職員数	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
障害 支援	施設長	32.0人	3.0人	90.9%	100.0%	100.0%	75.0%	100.0%
	サービス管理責任者	47.0人	0.0人	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	介護職員	194.0人	84.7人	35.7%	76.8%	—	58.5%	82.4%
	生活支援員	469.4人	206.1人	68.6%	76.4%	68.6%	63.3%	74.9%
	作業指導員	2.0人	0.0人	100.0%	—	—	100.0%	—
	職業指導員	4.0人	7.4人	33.3%	—	29.4%	40.0%	—
	医師	1.1人	9.5人	2.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	看護職員	46.9人	15.9人	64.3%	100.0%	60.2%	83.7%	75.1%
	保健師	1.0人	0.0人	—	—	—	—	100.0%
	栄養士	33.0人	5.0人	75.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%
	調理員	29.9人	25.3人	49.0%	51.9%	100.0%	9.6%	75.8%
	理学療法士	5.0人	0.7人	—	—	100.0%	100.0%	60.6%
	作業療法士	1.0人	0.1人	—	—	0.0%	—	100.0%
	言語聴覚士	0.0人	0.1人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	あん摩マッサージ指圧師等	0.0人	0.3人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	事務職員	44.0人	17.1人	71.0%	66.7%	63.6%	58.4%	92.6%
	その他 1	27.0人	22.3人	67.5%	—	0.0%	30.0%	42.6%
	その他 2	3.0人	4.3人	46.5%	—	—	83.3%	0.0%
障福 サー ビス	施設長	61.5人	1.0人	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%
	サービス管理責任者	130.0人	5.0人	100.0%	100.0%	54.5%	100.0%	100.0%
	介護職員	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	生活支援員	102.6人	117.3人	72.0%	58.3%	26.9%	61.3%	48.2%
	作業指導員	16.0人	7.3人	69.4%	64.5%	20.0%	100.0%	100.0%
	職業指導員	102.0人	72.2人	67.2%	68.8%	28.1%	55.1%	50.6%
	医師	0.0人	3.2人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	看護職員	2.0人	3.3人	100.0%	—	23.3%	—	—
	保健師	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	栄養士	0.0人	1.5人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	調理員	2.0人	33.6人	0.0%	—	33.3%	—	3.2%
	理学療法士	0.0人	1.0人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	作業療法士	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	言語聴覚士	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	あん摩マッサージ指圧師等	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	事務職員	13.7人	6.7人	64.4%	100.0%	75.0%	32.3%	—
	その他 1	17.0人	17.4人	61.4%	100.0%	13.3%	100.0%	100.0%
	その他 2	3.0人	5.0人	0.0%	—	—	54.5%	—

職員構成＜児童福祉分野＞

	職 種	正規職員数	非正規職員数	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
児童 養護	施設長・園長	7.0人	0.0人	100.0%	—	100.0%	—	100.0%
	副施設長・副園長	1.0人	0.0人	—	100.0%	—	—	—
	主任保育士・主幹保育教諭	7.0人	0.0人	100.0%	100.0%	—	—	100.0%
	副主任保育士・専門リーダー	2.0人	0.0人	100.0%	—	—	—	—
	職務分野別リーダー	4.0人	0.0人	100.0%	—	—	—	—
	保育士・保育教諭	53.0人	1.6人	95.6%	100.0%	100.0%	—	100.0%
	児童指導員	47.0人	2.0人	100.0%	100.0%	84.6%	—	100.0%
	家庭支援専門相談員	9.0人	0.0人	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
	里親支援専門相談員	3.0人	0.0人	100.0%	—	—	—	—
	医師（嘱託医）	1.0人	7.0人	0.0%	0.0%	0.0%	—	100.0%
	看護職員	1.0人	0.0人	100.0%	—	—	—	—
	臨床心理士	5.0人	4.0人	66.7%	0.0%	50.0%	—	—
	栄養士	8.0人	0.0人	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%
	調理員	22.0人	1.2人	90.9%	100.0%	100.0%	—	100.0%
	事務職員	8.0人	0.0人	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%
	その他 1	3.0人	7.0人	33.3%	0.0%	100.0%	—	0.0%
その他 2	0.0人	8.0人	0.0%	—	—	—	0.0%	
保育	施設長・園長	124.0人	5.0人	97.4%	100.0%	100.0%	90.9%	84.6%
	副施設長・副園長	38.0人	0.7人	100.0%	95.5%	100.0%	100.0%	100.0%
	主任保育士・主幹保育教諭	139.0人	0.0人	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	副主任保育士・専門リーダー	458.0人	11.0人	100.0%	95.2%	100.0%	100.0%	92.5%
	職務分野別リーダー	248.3人	28.5人	89.8%	95.2%	100.0%	81.8%	68.0%
	保育士・保育教諭	1,226.8人	666.4人	69.4%	64.4%	65.4%	63.5%	55.7%
	児童指導員	0.0人	2.7人	—	—	0.0%	0.0%	—
	家庭支援専門相談員	0.0人	2.0人	0.0%	—	—	—	—
	里親支援専門相談員	0.0人	0.0人	—	—	—	—	—
	医師（嘱託医）	37.0人	94.0人	34.8%	33.8%	39.2%	8.6%	16.0%
	看護職員	25.0人	23.4人	32.1%	65.4%	74.1%	66.7%	60.2%
	臨床心理士	0.0人	4.0人	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
	栄養士	187.5人	24.8人	90.5%	89.5%	95.2%	87.4%	78.4%
	調理員	84.5人	116.0人	51.6%	35.5%	39.3%	50.0%	24.0%
	事務職員	63.3人	28.6人	68.8%	71.9%	41.1%	73.0%	72.7%
	その他 1	11.0人	50.9人	4.8%	26.2%	0.0%	47.6%	16.8%
その他 2	3.0人	24.9人	0.0%	16.9%	17.9%	100.0%	0.0%	

■ 総 括

今回の賃金実態調査は、岡山県の社会福祉業界として3度目の調査になります。社会福祉法人・施設の賃金実態調査を実施している都道府県は、岡山県を加え、わずかに数県だけです。さらには定点観測という視点で継続しているのは岡山県だけではないかと思えます。これはたいへん貴重な調査であり、実際、様々な実態を知ることができ、今後の人材確保・定着を考える上で非常に有益な情報が入手できたのではないかと考えます。

第1回目の平成19年度調査では、民間企業との給与水準の比較という目的で実施しましたが、実際、調査集計してみると県内の民間企業と比較しても決して遜色のない賃金実態であることがわかり、人材確保・定着に向けて社会福祉法人・施設の賃金水準が決まって低くないことを内外に向けて強くアピールする必要性を訴えました。

また、第2回目となる平成24年度の調査では、職員のキャリアパスを視野に入れて県内法人の安定的な人材確保と定着を図るため、平成19年度に提示したモデル賃金の算出方法をさらに精査、充実させました。

今回、第3回目となる調査では、過去2回の調査同様定点観測という視点で分析しましたが、併せて厚生労働省等の統計資料を使い、全国ないし岡山県の全産業平均との比較を行いました。

調査対象とした法人・施設も増え、また、回収した施設が前回と全く同じではないこともあり、単純比較はできませんが、3分野全てで新規学卒者の基本給が約10,000円、初任給が10,000円～25,000円程度上昇していること、勤続年数が伸びたこと、養護老人ホームと障害福祉サービス事業を除く全ての施設で人件費率が3～8%上昇したことなどがわかりました。

さらには、学歴別初任給については、全産業の全国平均と比較してもほとんどの施設群で高い結果となりました。今後はそうした優位性を訴えながら、高校、専門学校、四年制大学への新卒採用活動に力を入れていくことが、業界にとって重要なことではないかと感じた次第です。

今回のモデル賃金についても、岡山県の全産業の年齢別の平均年収と比較すると概ね上回っています。しかしながら、あくまでもモデル賃金であり、その年齢層の職員が実際その賃金をもらっているかどうかは別問題です。なぜなら、このモデル賃金は新卒時の初任給を積み上げた賃金であり、多くの中途採用中心の施設には当てはまりません。その意味でも今後、新卒、第二新卒の若い職員を採用し、自分達の施設で育てながら勤続を重ねてもらい、モデル賃金とその年齢の職員の賃金を合わせていくという考え方が必要になると思えます。

また、社会福祉法人・施設の諸手当は、依然として民間企業と比較してかなりバラエティーに富んでいます。本来、基本給以外の諸手当は、属人的なものであり、一律に支給するものではありません。平成24年度調査時と比較しますとその割合はかなり減少したものの、依然として調整手当や特殊業務手当など一律に支給している手当も残っています。

今後、給与制度、賃金体系を整備する際、この諸手当をシンプルに設計し直し、わかり易い給与制度に改善していくことが法人経営と職員処遇にとって重要です。

法人規模や施設規模の大小、法人が経営する事業種別により一律に論じることはできませんが、この調査結果を単なる統計データとして終わらせるのではなく、人材確保や人事給与制度を検討される際には、ここで示された平均値や適正值、またモデル年収表を参考にいただき、法人・施設の健全経営に役立てていただければ幸いです。

最後にこの調査にご回答いただいた施設・事業所に対しまして、ご多忙の中、ご協力いただきましたこと、ならびに貴重なデータをご提供くださいましたことに深く感謝申し上げます。

福祉マネジメントラボ

代 表 大 坪 信 喜

参 考 资 料

賃金実態調査 調査票

提出期日 / 平成 29 年 10 月 6 日 (金)

本調査では、以下の調査項目で構成しています。各項目について、調査に際する Q & A (裏面参照) をご確認のうえ、該当する項目に○印や実績金額等をご記入ください。

【調査項目】

- I. 基本情報
- II. 職員構成
- III. 人件費率等
- IV. 給与制度
- V. 初任給
- VI. 諸手当
- VII. 賞与 (期末勤勉手当)
- VIII. 退職共済制度・福利厚生制度
- IX. モデル賃金

I. 基本情報 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

法人名			
施設・事業所名			
施設種類			
開設・許可・認可年月日 (月/日/年)	定員数		
施設・事業所所在地 (市町村名)	地域区分		
調査票の記入者 (役職名)		(氏名)	
連絡先 (TEL)		(FAX)	

※ 上記表について、太線の枠内をご記入ください。

※ 既記載項目について誤り等がある場合は、修正してください。

事務室	
管理権	

- 1 -

「平成 29 年度 賃金実態調査」に関する Q & A (回答における留意事項)

調査対象

Q. 今回の調査対象に含まれていない施設・事業所はあるのか。
 > A. 今回の調査対象は、前回調査 (平成 24 年度) と同様、社会福祉法人が経営する施設・事業所とし、施設種別の多い施設・事業所あてに送付しています。

Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等の職員を対象に含めてよいのか。

> A. 調査対象の施設・事業所に限定して記入してください。(※ 調査対象の施設・事業所は、調査票「I. 基本情報」の「施設種類」欄に記載しています。)

Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等との兼務職員は、どのように判断すればよいのか。

> A. 主として従事する施設・事業所に含めて、回答してください。

諸手当

Q. 通勤手当について、公共交通機関と自家用車等、通勤方法によって算出基準と支給上限額が異なるため、どのように記入すればよいのか。

> A. 支給限度額が高い額を記入してください。

Q. 児童養護施設に勤務する職員は、施設に住み込みしており、所定外手当 (住宅手当、通勤手当等) は支給していない。「所定外手当」欄は記入しなくてもよいのか。

> A. 職員が施設に住み込みという状況で、支給規程がない場合は、ご記入いただくなくても結構です。(調査項目で該当しない部分は、斜線を記入、もしくは該当しない旨を記入してください。)

モデル賃金

Q. 所定内給与 (月額) の算出は、宿直・夜勤手当なども含めて記入すればよいのか。

> A. そのとおりです。宿直・夜勤手当等は、所定内手当として「諸手当」欄でも記入していただいています。今回の調査より、宿直・夜勤については月 4 回として設定しておりますので、「モデル賃金」欄に合算して、再記入してください。

Q. 所定外手当において、通勤手当は平均の金額を記入すればよいのか。

> A. そのとおりです。平均の金額を記入してください。

Q. 扶養家族の対象は、どのように考えればよいのか。

> A. 配偶者と子どもを想定し、算出してください。

- 2 -

【高齢福祉分野】

II. 職員構成

1. 職員の構成 (平成 29 年 4 月 1 日現在) についてご記入ください。

職 種	正規職員	非正規職員
施設長		
副施設長		
介護職員		
生活相談員		
介護支援専門員		
医 師		
看護職員		
栄養士		
調理員		
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゅう師		
事務職員		
その他 ()		
その他 ()		

※ 正規職員とは、「期間に定めのない雇用契約を締結している」職員をさします。

※ 非正規職員とは、「雇用期間に定めのある」職員で、嘱託職員、フルタイムパート職員、短時間パート職員、アルバイト職員、契約社員等が該当します。なお、1 か月あたり 160 時間で 1.0 人の基準で労働換算数 (小数点第 1 位まで) をご記入ください。

2. 平成 29 年 3 月 31 日現在における正規職員の平均勤続年数 (小数点第 1 位まで) をご記入ください。

	年
--	---

- 3 -

【高齢福祉分野】

III. 人件費率等

3. 平成 28 年度の貴施設・事業所における人件費率 (小数点第 1 位まで) を算出してご記入ください。

	%
--	---

※ 人件費率の算出方法

人件費率 = (人件費支出 + 事務費支出 (福利厚生費支出)) ÷ サービス活動収益 × 100%
 人件費支出のなかで、役員報酬支出は除いて算出してください。

4. 平成 28 年度～29 年度間 (または直近の年度間) における正規職員の平均定期昇給額と平均定期昇給率 (小数点第 1 位まで) をご記入ください。

平均定期昇給額 (基本給のみ)	
円	

平均定期昇給率	
	%

5. 平成 28 年度の貴施設・事業所における業務委託費率 (小数点第 1 位まで) を算出してご記入ください。

	%
--	---

※ 業務委託費率の算出方法

業務委託費率 = 業務委託費 ÷ サービス活動収益 × 100%

- 4 -

【高齢福祉分野】

IV. 給与制度

6. 給与制度の骨格について、該当する番号に○印をご記入ください。

1. 年功序列型給与
2. 人事考課の結果を給与（昇給・昇格）及び賞与に反映
3. 人事考課の結果を賞与のみに反映
4. その他

7. 法人の給与制度（表の種類）について、該当する番号に○印をご記入ください。【異施設を除く】

1. 法人で統一した給与制度で運用（複数種類の施設を経営）
2. 法人で統一した給与制度で運用（同一種類の施設のみ経営）
3. 法人内の種別施設ごとの給与制度で運用
4. その他

8. 給与表の種類について、該当する番号に○印をご記入ください。

1. 公務員の給与表を準用または参考に、職種別に複数の給与表を作成
2. 公務員の給与表を準用または参考に、職種に関係なく共通の給与表を作成
3. 法人独自に、職種別に複数の給与表を作成
4. 法人独自に、職種に関係なく共通の給与表を作成
5. その他

【高齢福祉分野】

V. 初任給

9. 新規学卒者の正規職員の初任給について、職種別・学歴別にご記入ください。なお、平成 29 年度の採用の有無に関わらず、全てをご記入ください。

職種	初任給	大学卒	短大・専門校卒	高校卒
介護職員 (資格：介護福祉士) (月4回宿直夜勤あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
生活相談員 (資格：社会福祉士) (月4回宿直夜勤あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
看護職員 (資格：看護師)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
栄養士 (資格：栄養士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
調理員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
理学療法士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
作業療法士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
言語聴覚士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

【高齢福祉分野】

職種	基本給 (A)	諸手当 (B)	合計 (A+B)
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゆう師 (資格あり)	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
事務職員	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円

※ 諸手当は、住宅手当及び通勤手当を除く所定内手当を記入してください。
 ※ 所定内手当の定義については、冊 14 をご参照ください。
 ※ 合計には、基本給 (A) + 諸手当 (B) を記入してください。

10. 平成 29 年度採用の非正規職員（フルタイムパート職員等）の採用時の時間給をご記入ください。

職種	時間給	特記事項
介護職員 (資格：介護福祉士)	円	
生活相談員 (資格：社会福祉士)	円	
介護支援専門員 (資格あり)	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	
栄養士 (資格：栄養士)	円	
調理員	円	
理学療法士 (資格あり)	円	
作業療法士 (資格あり)	円	
言語聴覚士 (資格あり)	円	
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師 (資格あり)	円	
事務職員	円	

※ 日給採用の場合は、時間給に換算して記入してください。
 ※ 初年度採用時の金額を記入してください。
 ※ 資格の有無によって金額が異なる場合は、特記事項の欄にご記入ください。

【高齢福祉分野】

VI. 諸手当

11. 正規職員における諸手当の設定及び支給状況において、設定の有無について○印を、またその内容・金額等をご記入ください。

【所定内手当】

【扶養手当または家族手当】

設定の有無	内容・金額			
	対象	金額	対象	金額
設定あり	配偶者	円	配偶者のいない第2子	円
	第1子	円	配偶者のいない第3子	円
	第2子	円	父 母	円
	第3子	円	祖父母	円
設定なし	第4子以下	円	孫、弟妹	円
	配偶者のいない第1子	円	()	円

【資格手当（一時金は除く）】

設定の有無	内容・金額			
	対象	金額	対象	金額
設定あり	社会福祉士	円	作業療法士	円
	介護福祉士	円	言語聴覚士	円
	介護支援専門員	円	管理栄養士	円
	社会福祉主事	円	栄養士	円
	実務者研修修了者 (ヘルパー1級・基礎研修)	円	調理師	円
	初任者研修修了者 (ヘルパー2級)	円	()	円
	看護師	円	()	円
	准看護師	円	()	円
	理学療法士	円	()	円

【高齢福祉分野】

【管理職手当等（役付手当を含む）】

設定の有無	区分	内容・金額	
		金額	定率の場合の積算割合
設定あり 設定なし	施設長・管理者クラス	円	%
	副施設長・副管理者クラス	円	%
	部門長クラス	円	%
	課長・係長クラス	円	%
	主任クラス	円	%
	副主任クラス	円	%
	リーダークラス	円	%

【その他の手当】

種類	設定の有無	内容・金額
宿直手当	設定あり 設定なし	1回あたり 円
夜勤手当 深夜勤務手当	設定あり 設定なし	【定額の場合】 1回あたり 円 【深夜割増の場合】 1回あたり × %
特殊業務手当	設定あり 設定なし	【定額の場合】 円 【定率の場合】 × %
地域手当	設定あり 設定なし	【定額の場合】 円 【定率の場合】 × %
職務手当	設定あり 設定なし	
超過勤務手当	設定あり 設定なし	
()	設定あり	
()	設定あり	

【高齢福祉分野】

【所定外手当】

種類	設定の有無	内容・金額
住宅手当	設定あり	支給限度額 【借家の場合】 円
	設定なし	【持家の場合】 円
通勤手当	設定あり	支給限度額 円
	設定なし	
()	設定あり	

12. 平成28年度における正規職員（管理職を除く）の超過勤務時間の月平均時間（小数点第1位まで）を、算出してください。

時間

13. 介護職員処遇改善交付金の取り扱いについて、該当する番号に○印をご記入ください。

申請の有無	申請済みの場合の支給方法・金額
申請している 申請していない	1. 介護職員のみ、基本給に加算支給
	2. 介護職員に限らず全職員に対し、基本給に加算支給
	3. 介護職員のみ、諸手当として毎月加算支給
	4. 介護職員に限らず全職員に対し、諸手当として毎月加算支給
	5. 介護職員のみ、一時金として一括支給（年1回）
	6. 介護職員に限らず全職員に対し、一時金として一括支給（年1回）
	7. 介護職員のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2~3回）
	8. 介護職員に限らず全職員に対し、賞与支給時に加算支給（年2~3回）
	9. その他
支給額	職員1人あたりの支給額 月額 円 年額 円

【高齢福祉分野】

Ⅶ. 賞与（期末勤続手当）

14. 平成28年度における賞与の支給状況において、支給の有無について○印を、支給している場合は、その内容・金額等をご記入ください。

職種	支給の有無	支給月数・金額等
正規職員	無・有⇒	カ月分（定額の場合 円）
非正規職員（嘱託職員）	無・有⇒	カ月分（定額の場合 円）
非正規職員（フルタイムパート職員）	無・有⇒	カ月分（定額の場合 円）
非正規職員（短時間パート職員）	無・有⇒	カ月分（定額の場合 円）
非正規職員（アルバイト職員）	無・有⇒	カ月分（定額の場合 円）
非正規職員（契約職員）	無・有⇒	カ月分（定額の場合 円）

※ 定額の場合は、平均額を記入してください。
※ 人事考課の結果を賞与に反映している場合は、平均額を記入してください。

15. 賞与の算定基礎について、該当する項目すべてに○印等をご記入ください。

○印記入欄	算定基礎に含む項目
	基本給
	特殊業務手当
	地域手当
	管理職手当
()	
()	
()	

【高齢福祉分野】

Ⅷ. 退職共済制度・福利厚生制度

16. 退職共済制度及び福利厚生制度の加入の有無、また加入（設置）している場合は、平成28年度の施設・事業所の年間支出額をご記入ください。

【退職共済制度】

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
社会福祉施設職員等退職共済制度（独立行政法人 福祉医療機構）	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者共済制度（社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会）	有・無	円
中小企業退職共済制度（独立行政法人 勤労者退職共済機構）	有・無	円
法人独自の退職共済制度	有・無	円
その他	有	円
()		

【福利厚生制度】

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
Somei Club(ソウェルクラブ)（社会福祉法人 福利厚生センター）	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者育成制度（社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会）	有・無	円
法人独自の福利厚生制度	有・無	円
その他	有	円
()		

【高齢福祉分野】

Ⅸ. モデル賃金

17. 現在の就業規則、給与支払規則等において、定められている所定労働時間、所定労働日数を就労した場合に支払われる給与月額、賞与年額の想定額をご記入ください。

職種：介護職員（22歳で介護福祉士取得、月4回宿直夜勤ありと設定）

学歴	年齢	勤続年数	扶養家族数	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）	賞与（年額）	介護職員処遇改善加算（年額）	合計（年額）	
				基本給	所定内手当（扶養家族・資格・宿直夜勤）	所定外給与（通勤・住宅）※平均額				
大学卒	22	0	0	円	円	円	円	円	円	
	23	1	0	円	円	円	円	円	円	
	25	3	0	円	円	円	円	円	円	
	30	8	2	円	円	円	円	円	円	
	35	13	3	円	円	円	円	円	円	
	40	18	3	円	円	円	円	円	円	
	45	23	3	円	円	円	円	円	円	
	50	28	2	円	円	円	円	円	円	
	55	33	1	円	円	円	円	円	円	
	60	38	1	円	円	円	円	円	円	
	短大・専門校卒	20	0	0	円	円	円	円	円	円
		21	1	0	円	円	円	円	円	円
22		2	0	円	円	円	円	円	円	
25		5	0	円	円	円	円	円	円	
30		10	2	円	円	円	円	円	円	
35		15	3	円	円	円	円	円	円	
40		20	3	円	円	円	円	円	円	
45		25	3	円	円	円	円	円	円	
50		30	2	円	円	円	円	円	円	
55		35	1	円	円	円	円	円	円	
60		40	1	円	円	円	円	円	円	

【高齢福祉分野】

学歴	年齢	勤続年数	扶養家族数	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）	賞与（年額）	介護職員処遇改善加算（年額）	合計（年額）
				基本給	所定内手当（扶養家族・資格・宿直夜勤）	所定外手当（通勤・住宅）※平均額			
高校卒	18	0	0	円	円	円	円	円	円
	19	1	0	円	円	円	円	円	円
	20	2	0	円	円	円	円	円	円
	22	4	0	円	円	円	円	円	円
	23	5	0	円	円	円	円	円	円
	25	7	0	円	円	円	円	円	円
	30	12	2	円	円	円	円	円	円
	35	17	3	円	円	円	円	円	円
	40	22	3	円	円	円	円	円	円
	45	27	3	円	円	円	円	円	円
	50	32	2	円	円	円	円	円	円
	55	37	1	円	円	円	円	円	円
60	42	1	円	円	円	円	円	円	

※ 扶養家族の対象は、配偶者と子ども（最大2名）を想定し、算出してください。
 ※ 「基本給」欄において、人事考課制度を実施している場合は、エリート職員に限定した金額をご記入ください。（例）S 段階評価（SABCD）の場合=S
 ※ 「所定内手当」欄は、前項問11において記入いただいた「諸手当」欄を参照いただき、再記入してください。
 ※ 「所定外手当」欄において、「通勤手当」と「住宅手当（借家に限る）」は、施設・事業所の月平均の金額を記入してください。

賃金実態調査 調査票

提出期日 / 平成 29 年 10 月 6 日 (金)

本調査では、以下の調査項目で構成しています。各項目について、調査に関するQ&A（裏面参照）をご確認ください。該当する項目に○印や実績金額等をご記入ください。

【調査項目】

- I. 基本情報
- II. 職員構成
- III. 人件費率等
- IV. 給与制度
- V. 初任給
- VI. 諸手当
- VII. 賞与（期末勤勉手当）
- VIII. 退職共済制度・福利厚生制度
- IX. モデル賃金

I. 基本情報（平成 29 年 4 月 1 日現在）

法人名			
施設・事業所名			
施設種類			
開設・許可・認可年月日（月/日/年）	定員数		
施設・事業所所在地（市町村名）	地域区分		
調査票の記入者（役職名）		（氏名）	
連絡先（TEL）		（FAX）	

※ 上記表について、太線の枠内をご記入ください。
※ 既記載項目について誤り等がある場合は、修正してください。

事務室		
管理課		

- 1 -

「平成 29 年度 賃金実態調査」に関する Q & A (回答における留意事項)

調査対象

Q. 今回の調査対象に含まれていない施設・事業所はあるのか。
➢ A. 今回の調査対象は、前回調査（平成 24 年度）と同様、社会福祉法人が経営する施設・事業所とし、施設種別の多い施設・事業所あてに送付しています。

Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等の職員を対象に含めてよいのか。

➢ A. 調査対象の施設・事業所に限定して記入してください。（※ 調査対象の施設・事業所は、調査票「I. 基本情報」の「施設種類」欄に記載しています。）

Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等との兼務職員は、どのように判断すればよいのか。

➢ A. 主として従事する施設・事業所に含めて、回答してください。

諸手当

Q. 通勤手当について、公共交通機関と自家用車等、通勤方法によって算出基準と支給上限額が異なるため、どのように記入すればよいのか。

➢ A. 支給限度額が高い額を記入してください。

Q. 児童養護施設に勤務する職員は、施設に住み込みしており、所定外手当（住宅手当、通勤手当等）は支給していない。「所定外手当」欄は記入しなくてもよいのか。

➢ A. 職員が施設に住み込みという状況で、支給規程がない場合は、ご記入いただくなくても結構です。（調査項目で該当しない部分は、斜線を記入、もしくは該当しない旨を記入してください。）

モデル賃金

Q. 所定内給与（月額）の算出は、宿直・夜勤手当なども含めて記入すればよいのか。

➢ A. そのとおりです。宿直・夜勤手当等は、所定内手当として「諸手当」欄でも記入していただいています。今回の調査より、宿直・夜勤については月 4 回として設定しておりますので、「モデル賃金」欄に合算して、再記入してください。

Q. 所定外手当において、通勤手当は平均の金額を記入すればよいのか。

➢ A. そのとおりです。平均の金額を記入してください。

Q. 扶養家族の対象は、どのように考えればよいのか。

➢ A. 配偶者と子どもを想定し、算出してください。

- 2 -

【障害福祉分野】

II. 職員構成

1. 職員の構成（平成 29 年 4 月 1 日現在）についてご記入ください。

職 種	正規職員	非正規職員
施設長（管理者）		
サービス管理責任者		
介護職員		
生活支援員（地域移行支援員）		
作業指導員		
職業指導員（就労支援員）		
医 師		
看護職員		
保健師		
栄養士		
調理員		
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゆう師		
事務職員		
その他（ ）		
その他（ ）		

※ 正規職員とは、「期間に定めない雇用契約を締結している」職員をさします。
※ 非正規職員とは、「雇用期間に定めのある」職員で、嘱託職員、フルタイムパート職員、短時間パート職員、アルバイト職員、契約社員等が該当します。なお、1 か月あたり 160 時間で 1.0 人の基準で常勤換算数（小数点第 1 位まで）をご記入ください。

2. 平成 29 年 3 月 31 日現在における正規職員の平均勤続年数（小数点第 1 位まで）をご記入ください。

	年
--	---

- 3 -

【障害福祉分野】

III. 人件費率等

3. 平成 28 年度の貴施設・事業所における人件費率（小数点第 1 位まで）を算出してご記入ください。

	%
--	---

※ 人件費率の算出方法
人件費率 = [人件費支出 + 事務費支出（福利厚生費支出）] ÷ サービス活動収益 × 100%
人件費支出のなかで、役員報酬支出は除いて算出してください。

4. 平成 28 年度～29 年度間（または直近の年度間）における正規職員の平均定期昇給額と平均定期昇給率（小数点第 1 位まで）をご記入ください。

平均定期昇給額（基本給のみ）	平均定期昇給率
	%

5. 平成 28 年度の貴施設・事業所における業務委託費率（小数点第 1 位まで）を算出してご記入ください。

	%
--	---

※ 業務委託費率の算出方法
業務委託費率 = 業務委託費 ÷ サービス活動収益 × 100%

- 4 -

IV. 給与制度

6. 給与制度の資格について、該当する番号に○印をご記入ください。

1. 年功序列型給与	
2. 人事考課の結果を給与（昇給・昇格）及び賞与に反映	
3. 人事考課の結果を賞与のみに反映	
4. その他	

7. 法人の給与制度（表の種類）について、該当する番号に○印をご記入ください。【異施設を除く】

1. 法人で統一した給与制度で運用（複数種類の施設を経営）	
2. 法人で統一した給与制度で運用（同一種類の施設のみ経営）	
3. 法人内の種類施設ごとの給与制度で運用	
4. その他	

8. 給与表の種類について、該当する番号に○印をご記入ください。

1. 公務員の給与表を準用または参考に、職種別に複数の給与表を作成	
2. 公務員の給与表を準用または参考に、職種に関係なく共通の給与表を作成	
3. 法人独自に、職種別に複数の給与表を作成	
4. 法人独自に、職種に関係なく共通の給与表を作成	
5. その他	

V. 初任給

9. 新規卒業者の正規職員の初任給について、職種別・学歴別にご記入ください。なお、平成 29 年度の採用の有無に関わらず、全てをご記入ください。

職種	初任給	大学卒	短大・専門校卒	高校卒
介護職員 (資格：介護福祉士) (月 4 回直夜勤あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
生活支援員(地域移行支援員) (資格：社会福祉士) (月 4 回直夜勤あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
作業指導員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
職業指導員 (就労支援員)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
看護職員 (資格：看護師)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
保健師 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
栄養士 (資格：栄養士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
調理員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
理学療法士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
作業療法士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
言語聴覚士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

職種	基本給 (A)	諸手当 (B)	合計 (A+B)
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゆう師 (資格あり)	円	円	円
事務職員	円	円	円

※ 諸手当は、住宅手当及び通勤手当を除く所定内手当を記入してください。
所定内手当の定義については、附 11 をご参照ください。
※ 合計には、基本給 (A) + 諸手当 (B) を記入してください。

10. 平成 29 年度採用の非正規職員（フルタイムパート職員等）の採用時の時間給をご記入ください。

職種	時間給	特記事項
介護職員 (資格：介護福祉士)	円	
生活支援員(地域移行支援員) (資格：社会福祉士)	円	
作業指導員	円	
職業指導員(就労支援員)	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	
保健師 (資格あり)	円	
栄養士 (資格：栄養士)	円	
調理員	円	
理学療法士 (資格あり)	円	
作業療法士 (資格あり)	円	
言語聴覚士 (資格あり)	円	
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師 (資格あり)	円	
事務職員	円	

※ 日給採用の場合は、時間給に換算して記入してください。
※ 初年度採用時の金額を記入してください。
※ 資格の有無によって金額が異なる場合は、特記事項の欄にご記入ください。

VI. 諸手当

11. 正規職員における諸手当の設定及び支給状況において、設定の有無について○印を、またその内容・金額等をご記入ください。

【所定内手当】

設定の有無	内容・金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり	配偶者	円	配偶者の いない第 2 子	円
	第 1 子	円	配偶者の いない第 3 子	円
	第 2 子	円	父 母	円
	第 3 子	円	祖 父 母	円
	第 4 子以下	円	孫、弟妹	円
設定なし	配偶者の いない第 1 子	円	()	円

【資格手当（一時金は除く）】

設定の有無	内容・金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり	社会福祉士	円	管理栄養士	円
	介護福祉士	円	栄養士	円
	精神保健福祉士	円	調理師	円
	介護支援専門員	円	あん摩マッサージ師	円
	臨床心理士	円	はり師	円
	社会福祉主事	円	きゆう師	円
	実務者研修修了者 (ヘルパー1級・ 基礎研修)	円	音楽療法士	円
	初任者研修修了者 (ヘルパー2級)	円	手話通訳士	円
		円	種別住環境づくり・イネト1級	円
		円	種別住環境づくり・イネト2級	円
		円	種別住環境づくり・イネト3級	円
		円	()	円
		円	()	円
	円	()	円	
	円	()	円	
	円	()	円	

【管理職手当等（役付手当を含む）】

設定の有無	内容・金額	
	区 分	金 額
設定あり ・ 設定なし	施設長・管理者クラス	円 _____ %
	副施設長・副管理者クラス	円 _____ %
	部門長クラス	円 _____ %
	課長・係長クラス	円 _____ %
	主任クラス	円 _____ %
	副主任クラス	円 _____ %
	リーダークラス	円 _____ %

【その他の手当】

種 類	設定の有無	内容・金額
宿直手当	設定あり ・ 設定なし	1回あたり _____ 円
夜勤手当 深夜勤務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 1回あたり _____ 円 【深夜割増の場合】 1回あたり _____ × _____ %
特殊業務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 _____ 円 【定率の場合】 _____ × _____ %
地域手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 _____ 円 【定率の場合】 _____ × _____ %
職務手当	設定あり ・ 設定なし	
超過勤務手当	設定あり ・ 設定なし	
()	設定あり	
()	設定あり	

【所定外手当】

種 類	設定の有無	内容・金額
住宅手当	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 【借家の場合】 _____ 円 【持家の場合】 _____ 円
	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 _____ 円
()	設定あり	
()	設定あり	

12. 平成28年度における正規職員（管理職を除く）の超過勤務時間の月平均時間（小数点第1位まで）を、算出してください。

時間

13. 介護職員処遇改善交付金の取り扱いについて、該当する番号に○印をご記入ください。

申請の有無	申請済みの場合の支給方法・金額
申請している ・ 申請していない	<ol style="list-style-type: none"> 介護職員のみ、基本給に加算支給 介護職員に限らず全職員に対し、基本給に加算支給 介護職員のみ、諸手当として毎月加算支給 介護職員に限らず全職員に対し、諸手当として毎月加算支給 介護職員のみ、一時金として一括支給（年1回） 介護職員に限らず全職員に対し、一時金として一括支給（年1回） 介護職員のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2~3回） 介護職員に限らず全職員に対し、賞与支給時に加算支給（年2~3回） その他
支給額	職員1人あたりの支給額 月額 _____ 円 年額 _____ 円

Ⅶ. 賞与（期末勤続手当）

14. 平成28年度における賞与の支給状況において、支給の有無について○印を、支給している場合は、その内容・金額等をご記入ください。

職 種	支給の有無	支給月数・金額等
正規職員	無・有⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （嘱託職員）	無・有⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （フルタイムパート職員）	無・有⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （短時間パート職員）	無・有⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （アルバイト職員）	無・有⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （契約職員）	無・有⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）

※ 定額の場合は、平均額を記入してください。

※ 人事考課の結果を賞与に反映している場合は、平均額を記入してください。

15. 賞与の査定基礎について、該当する項目すべてに○印等をご記入ください。

○印記入欄	査定基礎に含む項目
	基本給
	特殊業務手当
	地域手当
	管理職手当
()	
()	
()	

Ⅷ. 退職共済制度・福利厚生制度

16. 退職共済制度及び福利厚生制度の加入の有無、また加入（設置）している場合は、平成28年度の施設・事業所の年間支出額を、ご記入ください。

【退職共済制度】

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
社会福祉施設職員等退職共済制度 （独立行政法人 福祉医療機構）	有・無	円 _____
岡山県民間社会福祉従事者共済制度 （社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会）	有・無	円 _____
中小企業退職共済制度 （独立行政法人 勤労者退職共済機構）	有・無	円 _____
法人独自の退職共済制度	有・無	円 _____
その他	有	円 _____
()		

【福利厚生制度】

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
Sowei Club(ソウェルクラブ) （社会福祉法人 福利厚生センター）	有・無	円 _____
岡山県民間社会福祉従事者育成制度 （社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会）	有・無	円 _____
法人独自の福利厚生制度	有・無	円 _____
その他	有	円 _____
()		

【障害福祉分野】

Ⅸ. モデル賃金

17. 現在の就業規則、給与支払規則等において、定められている所定労働時間、所定労働日数を就労した場合に支払われる給与月額、賞与年額の想定額をご記入ください。

職種：生活支援員（22歳で社会福祉士取得、入所施設は月4回宿直夜勤ありと設定）

学 歴	年 齢	勤 続 年 数	扶 養 定 数	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）	賞 与（年額）	介護職員処遇改善加算（年額）	合 計（年額）	
				基本給	所定内手当（扶養家族・資格・宿直夜勤）	所定外給与（通勤・住宅）※平均額				
大 学 卒	22	0	0	円	円	円	円	円	円	
	23	1	0	円	円	円	円	円	円	
	25	3	0	円	円	円	円	円	円	
	30	8	2	円	円	円	円	円	円	
	35	13	3	円	円	円	円	円	円	
	40	18	3	円	円	円	円	円	円	
	45	23	3	円	円	円	円	円	円	
	50	28	2	円	円	円	円	円	円	
	55	33	1	円	円	円	円	円	円	
	60	38	1	円	円	円	円	円	円	
	短 大・専 門 校 卒	20	0	0	円	円	円	円	円	円
		21	1	0	円	円	円	円	円	円
22		2	0	円	円	円	円	円	円	
25		5	0	円	円	円	円	円	円	
30		10	2	円	円	円	円	円	円	
35		15	3	円	円	円	円	円	円	
40		20	3	円	円	円	円	円	円	
45		25	3	円	円	円	円	円	円	
50		30	2	円	円	円	円	円	円	
55		35	1	円	円	円	円	円	円	
60		40	1	円	円	円	円	円	円	

【障害福祉分野】

学 歴	年 齢	勤 続 年 数	扶 養 定 数	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）	賞 与（年額）	介護職員処遇改善加算（年額）	合 計（年額）
				基本給	所定内手当（扶養家族・資格・宿直夜勤）	所定外手当（通勤・住宅）※平均額			
高 校 卒	18	0	0	円	円	円	円	円	円
	19	1	0	円	円	円	円	円	円
	20	2	0	円	円	円	円	円	円
	22	4	0	円	円	円	円	円	円
	23	5	0	円	円	円	円	円	円
	25	7	0	円	円	円	円	円	円
	30	12	2	円	円	円	円	円	円
	35	17	3	円	円	円	円	円	円
	40	22	3	円	円	円	円	円	円
	45	27	3	円	円	円	円	円	円
	50	32	2	円	円	円	円	円	円
	55	37	1	円	円	円	円	円	円
60	42	1	円	円	円	円	円	円	

※ 扶養家族の対象は、配偶者と子ども（最大2名）を想定し、算出してください。
 ※ 「基本給」欄において、人事考課制度を実施している場合は、エリート職員に限定した金額をご記入ください。（例）S 段階評価（SABCD）の場合=S
 ※ 「所定内手当」欄は、前項問11において記入いただいた「諸手当」欄を参照いただき、再記入してください。
 ※ 「所定外手当」欄において、「通勤手当」と「住宅手当（借家に限る）」は、施設・事業所の月平均の金額を記入してください。

賃金実態調査 調査票

提出期日 / 平成 29 年 10 月 6 日 (金)

本調査では、以下の調査項目で構成しています。各項目について、調査に関するQ&A（裏面参照）をご確認ください。該当する項目に○印や実績金額等をご記入ください。

【調査項目】

- I. 基本情報
- II. 職員構成
- III. 人件費率等
- IV. 給与制度
- V. 初任給
- VI. 諸手当
- VII. 賞与（期末勤勉手当）
- VIII. 退職共済制度・福利厚生制度
- IX. モデル賃金

I. 基本情報（平成 29 年 4 月 1 日現在）

法人名			
施設・事業所名			
施設種類			
開設・許可・認可年月日（月/日/年）		定員数	
施設・事業所所在地（市町村名）		地域区分	
調査票の記入者（役職名）		（氏名）	
連絡先（TEL）		（FAX）	

※ 上記表について、太線の枠内をご記入ください。
※ 既記載項目について誤り等がある場合は、修正してください。

事務室	
管理権	

- 1 -

「平成 29 年度 賃金実態調査」に関する Q & A (回答における留意事項)

調査対象

- Q. 今回の調査対象に含まれていない施設・事業所はあるのか。
 > A. 今回の調査対象は、前回調査（平成 24 年度）と同様、社会福祉法人が経営する施設・事業所とし、施設種別の多い施設・事業所あてに送付しています。
- Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等の職員を対象に含めてよいのか。
 > A. 調査対象の施設・事業所に限定して記入してください。（※ 調査対象の施設・事業所は、調査票「I. 基本情報」の「施設種類」欄に記載しています。）

- Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等との兼務職員は、どのように判断すればよいのか。
 > A. 主として従事する施設・事業所に含めて、回答してください。

諸手当

- Q. 通勤手当について、公共交通機関と自家用車等、通勤方法によって算出基準と支給上限額が異なるため、どのように記入すればよいのか。
 > A. 支給限度額が高い額を記入してください。
- Q. 児童養護施設に勤務する職員は、施設に住み込みしており、所定外手当（住宅手当、通勤手当等）は支給していない。「所定外手当」欄は記入しなくてもよいのか。
 > A. 職員が施設に住み込みという状況で、支給規程がない場合は、ご記入いただくなくても結構です。（調査項目で該当しない部分は、斜線を記入、もしくは該当しない旨を記入してください。）

モデル賃金

- Q. 所定内給与（月額）の算出は、宿直・夜勤手当なども含めて記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。宿直・夜勤手当等は、所定内手当として「諸手当」欄でも記入していただいています。今回の調査より、宿直・夜勤については月 4 回として設定しておりますので、「モデル賃金」欄に合算して、再記入してください。
- Q. 所定外手当において、通勤手当は平均の金額を記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。平均の金額を記入してください。
- Q. 扶養家族の対象は、どのように考えればよいのか。
 > A. 配偶者と子どもを想定し、算出してください。

- 2 -

【児童福祉分野】

II. 職員構成

1. 職員の構成（平成 29 年 4 月 1 日現在）についてご記入ください。

職 種	正規職員	非正規職員
施設長		
副施設長		
副園長		
主任保育士		
主幹（主任）保育教諭		
副主任保育士		
専門リーダー		
職務分野別リーダー		
保育士		
保育教諭		
児童指導員		
家庭支援専門相談員		
里親支援専門相談員		
医師（嘱託医）		
看護職員		
臨床心理士		
栄養士		
調理員		
事務職員		
その他（ ）		
その他（ ）		

※ 正規職員とは、「期間に定めない雇用契約を締結している」職員をさします。
 ※ 非正規職員とは、「雇用期間に定めのある」職員で、嘱託職員、フルタイムパート職員、短時間パート職員、アルバイト職員、契約社員等が該当します。なお、1 か月あたり 160 時間で 1.0 人の基準で常勤換算数（小数点第 1 位まで）をご記入ください。

- 3 -

【児童福祉分野】

2. 平成 29 年 3 月 31 日現在における正規職員の平均勤続年数（小数点第 1 位まで）をご記入ください。

	年
--	---

III. 人件費率等

3. 平成 28 年度の貴施設・事業所における人件費率（小数点第 1 位まで）を算出してご記入ください。

	%
--	---

※ 人件費率の算出方法
 人件費率 = [人件費支出 + 事務費支出（福利厚生費支出）] ÷ サービス活動収益 × 100%
 人件費支出のなかで、役員報酬支出は除いて算出してください。

4. 平成 28 年度～29 年度間（または直近の年度間）における正規職員の平均定期昇給額と平均定期昇給率（小数点第 1 位まで）をご記入ください。

平均定期昇給額（基本給のみ）	平均定期昇給率
	円
	%

5. 平成 28 年度の貴施設・事業所における業務委託費率（小数点第 1 位まで）を算出してご記入ください。

	%
--	---

※ 業務委託費率の算出方法
 業務委託費率 = 業務委託費 ÷ サービス活動収益 × 100%

- 4 -

IV. 給与制度

6. 給与制度の資格について、該当する番号に○印をご記入ください。

1. 年功序列型給与
2. 人事考課の結果を給与（昇給・昇格）及び賞与に反映
3. 人事考課の結果を賞与のみに反映
4. その他

7. 法人の給与制度（表の種類）について、該当する番号に○印をご記入ください。【異施設を除く】

1. 法人で統一した給与制度で運用（複数種類の施設を経営）
2. 法人で統一した給与制度で運用（同一種類の施設のみ経営）
3. 法人内の種別施設ごとの給与制度で運用
4. その他

8. 給与表の種類について、該当する番号に○印をご記入ください。

1. 公務員の給与表を準用または参考に、職種別に複数の給与表を作成
2. 公務員の給与表を準用または参考に、職種に関係なく共通の給与表を作成
3. 法人独自に、職種別に複数の給与表を作成
4. 法人独自に、職種に関係なく共通の給与表を作成
5. その他

V. 初任給

9. 新規卒業者の正規職員の初任給について、職種別・学歴別にご記入ください。なお、平成 29 年度の採用の有無に関わらず、職種別・学歴別に、全てご記入ください。

職 種	初任給	大学卒	短大・専門校卒	高校卒
児童指導員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
保育士	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
保育教諭	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
家庭支援専門相談員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
里親支援専門相談員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
看護職員 (資格：看護師)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
臨床心理士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
栄養士 (資格：栄養士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

職 種	基本給 (A)	円	円	円
調 理 員	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
	基本給 (A)	円	円	円
事務職員	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

※ 諸手当は、住宅手当及び通勤手当を除く所定内手当を記入してください。
 所定内手当の定義については、問 41 をご参照ください。
 ※ 合計には、基本給 (A) + 諸手当 (B) を記入してください。

10. 平成 29 年度採用の非正規職員（フルタイムパート職員等）の採用時の時間給をご記入ください。

職 種	時間給	特記事項
児童指導員	円	
保 育 士	円	
保育教諭	円	
家庭支援専門相談員	円	
里親支援専門相談員	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	
臨床心理士 (資格あり)	円	
栄養士 (資格：栄養士)	円	
調 理 員	円	
事務職員	円	

※ 日給採用の場合は、時間給に換算して記入してください。
 ※ 初年度採用時の金額を記入してください。
 ※ 資格の有無によって金額が異なる場合は、特記事項の欄にご記入ください。

VI. 諸手当

11. 正規職員における諸手当の設定及び支給状況において、設定の有無について○印を、またその内容・金額等をご記入ください。

【所定内手当】

【扶養手当または家族手当】

設定の有無	内容・金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり	配偶者	円	配偶者のいない第 2 子	円
	第 1 子	円	配偶者のいない第 3 子	円
	第 2 子	円	父 母	円
	第 3 子	円	祖父母	円
	第 4 子以下	円	孫、弟妹	円
設定なし	配偶者のいない第 1 子	円	()	円

【資格手当（一時金は除く）】

設定の有無	内容・金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり	保 育 士	円	()	円
	看護 師	円	()	円
	准看護 師	円	()	円
	保 健 師	円	()	円
	臨床心理 士	円	()	円
	管理栄養 士	円	()	円
	栄養 士	円	()	円
設定なし	調 理 師	円	()	円

【児童福祉分野】

【管理職手当等（役付手当を含む）】

設定の有無	区 分	内容・金額	
		金 額	定率の場合の積算割合
設定あり ・ 設定なし	施設長・管理者クラス	円	%
	副施設長・副管理者クラス	円	%
	部門長クラス	円	%
	課長・係長クラス	円	%
	主任クラス	円	%
	副主任クラス	円	%
	リーダークラス	円	%

【その他の手当】

種 類	設定の有無	内容・金額
宿直手当	設定あり ・ 設定なし	1回あたり 円
夜勤手当 深夜勤務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 1回あたり 円 【深夜割増の場合】 1回あたり 円 × %
特殊業務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 円 【定率の場合】 円 × %
地域手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 円 【定率の場合】 円 × %
職務手当	設定あり ・ 設定なし	
超過勤務手当	設定あり ・ 設定なし	
()	設定あり	
()	設定あり	

【児童福祉分野】

【所定外手当】

種 類	設定の有無	内容・金額
住宅手当	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 【借家の場合】 円 【持家の場合】 円
	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 円
()	設定あり	
()	設定あり	

12. 平成28年度における正規職員（管理職を除く）の超過勤務時間の月平均時間（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

時間

13. 保育士処遇改善手当の取り扱いについて、該当する番号に○印をご記入ください。

申請の有無	申請済みの場合の支給方法・金額
申請している ・ 申請していない	<ol style="list-style-type: none"> 保育士のみ、基本給に加算支給 保育士に限らず全職員に対し、基本給に加算支給 保育士のみ、請手当てとして毎月加算支給 保育士に限らず全職員に対し、請手当てとして毎月加算支給 保育士のみ、一時金として一括支給（年1回） 保育士に限らず全職員に対し、一時金として一括支給（年1回） 保育士のみ、請手当てとして賞与支給時に加算支給（年2～3回） 保育士に限らず全職員に対し、賞与支給時に加算支給（年2～3回） その他
支給額	職員1人あたりの支給額 年額 円 ※月額で支給している場合は、12か月分を記入してください。

【児童福祉分野】

Ⅶ. 賞与（期末勤続手当）

14. 平成28年度における賞与の支給状況において、支給の有無について○印を、支給している場合は、その内容・金額等をご記入ください。

職 種	支給の有無	支給月数・金額等
正規職員	無・有⇒	月分（定額の場合 円）
非正規職員 （嘱託職員）	無・有⇒	月分（定額の場合 円）
非正規職員 （フルタイムパート職員）	無・有⇒	月分（定額の場合 円）
非正規職員 （短時間パート職員）	無・有⇒	月分（定額の場合 円）
非正規職員 （アルバイト職員）	無・有⇒	月分（定額の場合 円）
非正規職員 （契約職員）	無・有⇒	月分（定額の場合 円）

※ 定額の場合は、平均額を記入してください。

※ 人事考課の結果を賞与に反映している場合は、平均額を記入してください。

15. 賞与の査定基礎について、該当する項目すべてに○印等をご記入ください。

○印記入欄	査定基礎に含む項目
	基本給
	特殊業務手当
	地域手当
	管理職手当
()	
()	
()	

【児童福祉分野】

Ⅷ. 退職共済制度・福利厚生制度

16. 退職共済制度及び福利厚生制度の加入の有無、また加入（設置）している場合は、平成28年度の施設・事業所の年間支出額をご記入ください。

【退職共済制度】

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
社会福祉施設職員等退職手当共済制度 （独立行政法人 福祉医療機構）	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者共済制度 （社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会）	有・無	円
岡山県民間保育所職員共済制度 （社団法人 岡山県民間保育所協議会）	有・無	円
中小企業退職共済制度 （独立行政法人 勤労者退職金共済機構）	有・無	円
法人独自の退職金制度	有・無	円
その他 ()	有	円

【福利厚生制度】

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
Sowel Club(ソウェルクラブ) （社会福祉法人 福利厚生センター）	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者育成制度 （社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会）	有・無	円
法人独自の福利厚生制度	有・無	円
その他 ()	有	円

【児童福祉分野】

Ⅷ. モデル賃金

17. 現在の就業規則、給与支払規則等において、定められている所定労働時間、所定労働日数を就労した場合に支払われる給与月額、賞与年額の想定額をご記入ください。

職種：児童指導員・保育士（22歳で保育士取得、入所施設は月4回宿直夜勤ありと設定）

学 歴	年 齢	勤 務 年 数	扶 養 家 族 数	所定内給与（月額）		所定外給与	賞 与	保 育 士 処 遇 改 善 手 当	合 計	
				基本給	所定内手当 (扶養家族・資格)	(月額) 所定外手当 (通勤・住宅) ※平均額				十 所定外給与 (年額)
大 学 卒	22	0	0	円	円	円	円	円	円	
	23	1	0	円	円	円	円	円	円	
	25	3	0	円	円	円	円	円	円	
	30	8	2	円	円	円	円	円	円	
	35	13	3	円	円	円	円	円	円	
	40	18	3	円	円	円	円	円	円	
	45	23	3	円	円	円	円	円	円	
	50	28	2	円	円	円	円	円	円	
	55	33	1	円	円	円	円	円	円	
	60	38	1	円	円	円	円	円	円	
	短 大・専 門 校 卒	20	0	0	円	円	円	円	円	円
		21	1	0	円	円	円	円	円	円
22		2	0	円	円	円	円	円	円	
25		5	0	円	円	円	円	円	円	
30		10	2	円	円	円	円	円	円	
35		15	3	円	円	円	円	円	円	
40		20	3	円	円	円	円	円	円	
45		25	3	円	円	円	円	円	円	
50		30	2	円	円	円	円	円	円	
55		35	1	円	円	円	円	円	円	
60		40	1	円	円	円	円	円	円	

【児童福祉分野】

- ※ 児童養護施設は「児童指導員」を、保育所は「保育士」をご記入ください。
- ※ 扶養家族の対象は、配偶者と子ども（最大2名）を想定し、算出してください。
- ※ 「基本給」欄において、人事考課制度を実施している場合は、エリート職員に限定した金額をご記入ください。（<例>から段階評価（SABCD）の場合=S）
- ※ 「所定内手当」欄は、前項問11において記入いただいた「諸手当」欄を参照いただき、再記入してください。
- ※ 「所定外手当」において、「通勤手当」と「住宅手当（借家に限る）」は、施設・事業所の月平均の金額を記入してください。

平成29年度 賃金実態調査報告書

平成30年3月

発行：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階

TEL：086-226-3529 <http://fukushiokayama.or.jp/>

平成29年度
賃金実態調査報告書